

土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する 指針・同解説

特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針・同解説

令和 7 年 4 月

神奈川県環境農政局環境部環境課

目次

1 総則

指針 1 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 4

2 土壌の特定有害物質による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査

指針 2 (1) 土壌の汚染の状況の調査の方法・・・・・・・・・・ p 6
指針 2 (2) 調査対象地の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 9
指針 2 (3) 資料等調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p10
指針 2 (4) 試料採取等対象物質の選定・・・・・・・・・・・・・ p15
指針 2 (5) 土壌汚染のおそれの区分の分類・・・・・・・・・・ p18
指針 2 (6) 試料採取等を行う区画の選定・・・・・・・・・・・・・ p20
指針 2 (7) 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施・・・・・・・・ p23
指針 2 (8) 30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等・・・・・・・・ p24
指針 2 (9) 深度方向調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p25
指針 2 (10) 試料採取等の結果の評価・・・・・・・・・・・・・・・・ p26
指針 2 (11) 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略・・・・・・・・ p35
指針 2 (12) 第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例・・・・・・・・ p35
指針 2 (13) 試料採取等を行う区画の選定等の省略・・・・・・・・ p35
指針 2 (14) 試料採取等の省略・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p35
指針 2 (15) 土壌汚染による地下水への影響の調査の方法・・・・・・・・ p39
指針 2 (16) 調査義務が発生する前に行われた調査の結果の利用・・・・・・・・ p43

3 土壌のダイオキシン類による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査

指針 3 (1)	土壌の汚染の状況の調査の方法	p44
指針 3 (2)	調査対象地の設定	p46
指針 3 (3)	資料等調査	p47
指針 3 (4)	土壌汚染のおそれの区分の分類	p52
指針 3 (5)	試料採取等を行う区画の選定	p58
指針 3 (6)	汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施	p60
指針 3 (7)	汚染範囲確定調査の実施	p67
指針 3 (8)	深度方向調査の実施	p71
指針 3 (9)	試料採取等の結果の評価	p73
指針 3 (10)	土壌汚染による地下水への影響の調査の方法	p74
指針 3 (11)	調査義務が発生する前に行われた調査の結果の利用	p76

4 汚染された土地の区画形質の変更に伴う公害の防止の方法及び汚染の除去等の措置の方法

4. 1 汚染された土地の区画形質の変更に伴う公害の防止

指針 4 (1)	汚染された土壌に起因する公害が発生しない土地の区画形質の変更の方法	p77
----------	-----------------------------------	-----

4. 2 公害防止計画

指針 4 (2)	公害防止計画の内容	p81
----------	-----------	-----

4. 3 土壌汚染の除去等の措置

指針 4 (3)	土壌汚染の除去等の措置の実施	p84
----------	----------------	-----

4. 4 周辺地域の住民等への周知

指針 4 (4)	周辺地域の住民等への周知の方法	p87
----------	-----------------	-----

5 汚染土壌の運搬及び処理等に伴う公害の防止の方法

5. 1 汚染土壌の運搬又は処理を委託する際に配慮すべき事項

指針 5 (1)	汚染土壌の運搬又は処理を委託する場合に必要な措置	p90
----------	--------------------------	-----

5. 2 汚染土壌を運搬する際に配慮すべき事項

指針 5 (2)	汚染土壌の運搬に伴う公害の防止の方法	p94
----------	--------------------	-----

指針 5 (3)	汚染土壌の積替え保管に伴う公害の防止の方法	p94
----------	-----------------------	-----

5. 3 汚染土壌の処理を行う際に配慮すべき事項

指針 5 (4)	汚染土壌の処理に伴う公害の防止の方法	p96
----------	--------------------	-----

【参考資料】

神奈川県生活環境の保全等に関する条例・施行規則（土壌関係抜粋）	p100
---------------------------------	------

はじめに

- この指針は、神奈川県生活環境保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「条例」という。）第58条の6の規定に基づき、特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置について示したものです。

条例第58条から第58条の5の規定を踏まえたうえで、次のような場合に参考としてご活用ください。

- ・ 土壌の汚染の状況の調査を行う場合
- ・ 汚染された土地の区画形質の変更に伴う公害防止に取り組む場合
- ・ 汚染土壌の運搬又は処理を行う場合

- なお、条例に基づく次の規定が適用される場合については、この指針に基づき調査の実施又は計画の作成を行うことが義務づけられます。

【特定有害物質使用地に関する義務】

- ・ 特定有害物質使用事業所廃止時調査（条例第59条第3項）
- ・ 特定有害物質使用地区画形質変更時調査（条例第60条第2項）
- ・ 土壌の汚染による地下水への影響の調査（条例第62条の2）
- ・ 特定有害物質使用地公害防止計画の作成（条例第60条第4項）
- ・ 周知計画の作成（第60条の2第1項）

【ダイオキシン類管理対象地に関する義務】

- ・ ダイオキシン類管理対象事業所廃止時調査（第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項）
- ・ ダイオキシン類対象地区画形質変更時調査（第63条の3において準用する条例第60条第2項）
- ・ 土壌の汚染による地下水への影響の調査（第63条の3において準用する条例第62条の2）
- ・ ダイオキシン類管理対象地公害防止計画書の作成（第63条の3において準用する条例第60条第4項）
- ・ 周知計画書の作成（第63条の3において準用する条例第60条の2第1項）

【土壌汚染対策法の手続きに伴う条例の義務】

- ・ 土壌の汚染による地下水への影響の調査（条例第62条の2）（土壌溶出量基準超過に限る。）
- ・ 周知計画の作成（第60条の2第1項）

1 総則

指針 1 用語の意義

この指針に用いる用語の意義は、条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 調査対象地 土壤の汚染の状況の調査の対象となる土地をいう。
- (2) 試料採取等 土壤その他の試料の採取及び測定をいう。
- (3) 試料採取等対象物質 試料採取等の対象とする物質をいう。
- (4) 第一種特定有害物質 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及びクロロエチレンをいう。
- (5) 第二種特定有害物質 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒(ひ)素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物をいう。
- (6) 第三種特定有害物質 有機^{りん}化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、シマジン及びチオベンカルブをいう。
- (7) 土壤溶出量基準^① 規則別表第12の2の1の表の特定有害物質の種類の欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の基準値の欄に掲げる基準をいう。
- (8) 土壤含有量基準^① 規則別表第12の2の2の表の特定有害物質の種類の欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の基準値の欄に掲げる基準をいう。
- (9) 第二溶出量基準^① 別表の特定有害物質の種類の欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の第二溶出量基準の欄に掲げる基準をいう。
- (10) 地下水質基準^① 別表の特定有害物質の種類の欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の地下水質基準の欄に掲げる基準をいう。
- (11) 土壤ガス調査方法 土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法(平成15年環境省告示第16号)に定める方法をいう。
- (12) 地下水質測定方法 地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法(平成15年環境省告示第17号)に定める方法(ダイオキシン類の量を測定する場合にあっては、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)別表水質の項に規定する方法)をいう。

【ポイント】

①「土壌溶出量基準」「土壌含有量基準」「第二溶出量基準」「地下水質基準」

特定有害物質及びダイオキシン類の基準は、表1に掲げる値となります。

表1 土壌溶出量基準等一覧表

特定有害物質の種類		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	第二溶出量基準 (mg/L)	地下水質基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	トリクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.2以下	0.02以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.04以下	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	1以下	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.4以下	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	3以下	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.06以下	0.006以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下
	クロロエチレン	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	0.09以下	0.003以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)	1以下	検出されないこと
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	1.5以下	0.05以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下かつアルキル水銀が検出されないこと	15以下	水銀が0.0005以下かつアルキル水銀が検出されないこと	水銀が0.0005以下かつアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	30以下	1以下
第三種特定有害物質	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びDPPNに限る。)	検出されないこと	—	1以下	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	0.003以下	検出されないこと
	チウラム	0.006以下	—	0.06以下	0.006以下
	シマジン	0.003以下	—	0.03以下	0.003以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.2以下	0.02以下
ダイオキシン類		—	1,000pg-TEQ/g以下 (調査指標値： 250pg-TEQ/g以下)	—	—

備考1 「検出されないこと」とは、備考2又は地下水質測定方法に定める方法により土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 土壌溶出量の測定の方法は、土壌溶出量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第18号)に定める方法による。

3 土壌含有量の測定の方法は、土壌含有量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第19号)に定める方法による。

4 土壌溶出量基準に適合しないことが判明した土壌については、その後に薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が溶出しないうに当該土壌の性状を変更して基準に適合する状態にした場合であっても、基準に適合しないものとみなされます。

5 土壌中のダイオキシン類の量が調査指標値以上であることが判明した場合は、汚染範囲確定調査を実施する(指針3(7)参照)。

2 土壌の特定有害物質による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査

条例第59条第3項又は第60条第2項の規定により特定有害物質による土壌の汚染の状況を調査する際は、当指針に基づく方法で行う必要があります。

また、法令に基づかない自主的な調査を行おうとする場合も、これに準じた方法で行うことが望めます。

条例第59条第3項

特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、前条の指針（指針2(1)～(16)）に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用事業所に係る特定有害物質使用地における特定有害物質による土壌の汚染の状況を調査し、その結果その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地において、土壌汚染状況調査（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）（同法第14条第3項の規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下この項において同じ。）が行われた場合にあっては、当該土壌汚染状況調査の内容が本文の規定による調査と重複すると認められる限りにおいて、当該調査及び報告をすることを要しない。

条例第60条第2項

前項の届出（特定有害物質使用地に係る土地区画形質変更届）を行った事業者は、当該届出に係る土地の区画形質の変更（土地の形質の変更であって、当該変更に起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）を行う前に、第58条の6の指針（指針2(1)～(16)）に基づき、規則で定めるところにより、特定有害物質使用地における特定有害物質による土壌の汚染の状況に係る調査を実施し、その結果を知事に報告しなければならない。この場合において、前条第3項ただし書の規定は、この項の規定による調査について準用する。

指針 2 (1) 土壌の汚染の状況の調査の方法及び土壌汚染による地下水への影響の調査の方法

条例第59条第3項又は条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質による土壌の汚染の状況の調査は、(2)から(14)まで及び(16)に定めるところにより行うものとし、条例第62条の2の規定により行う特定有害物質に係る土壌汚染による地下水への影響の調査の方法は、(15)に定めるところにより行うものとする。

その際、調査は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第29条の規定により指定を受けた指定調査機関①に委託して行うことが望ましい。

また、法令に基づかない自主的な調査を行おうとする者は、(3)から(15)まで（資料等調査を行わない場合は、(7)から(15)まで）に準じて行うことが望ましい。ただし、調査対象地における試料採取等が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）であり、かつ、調査対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められるとき②、又は調査対象地が公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て若しくは干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められるとき③は、その他、適切な方法④によることができる。

【ポイント】

調査の流れは、図1のとおりです。

なお、地下水への影響調査（2(15)）については、条例第62条の2の規定に基づき、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査（同法第14条第3項の規定により土壌汚染状況調査とみなされ

る調査は除く。)により土壤汚染(土壤溶出量基準に適合しない場合に限る。)が判明した場合についても必要となります。

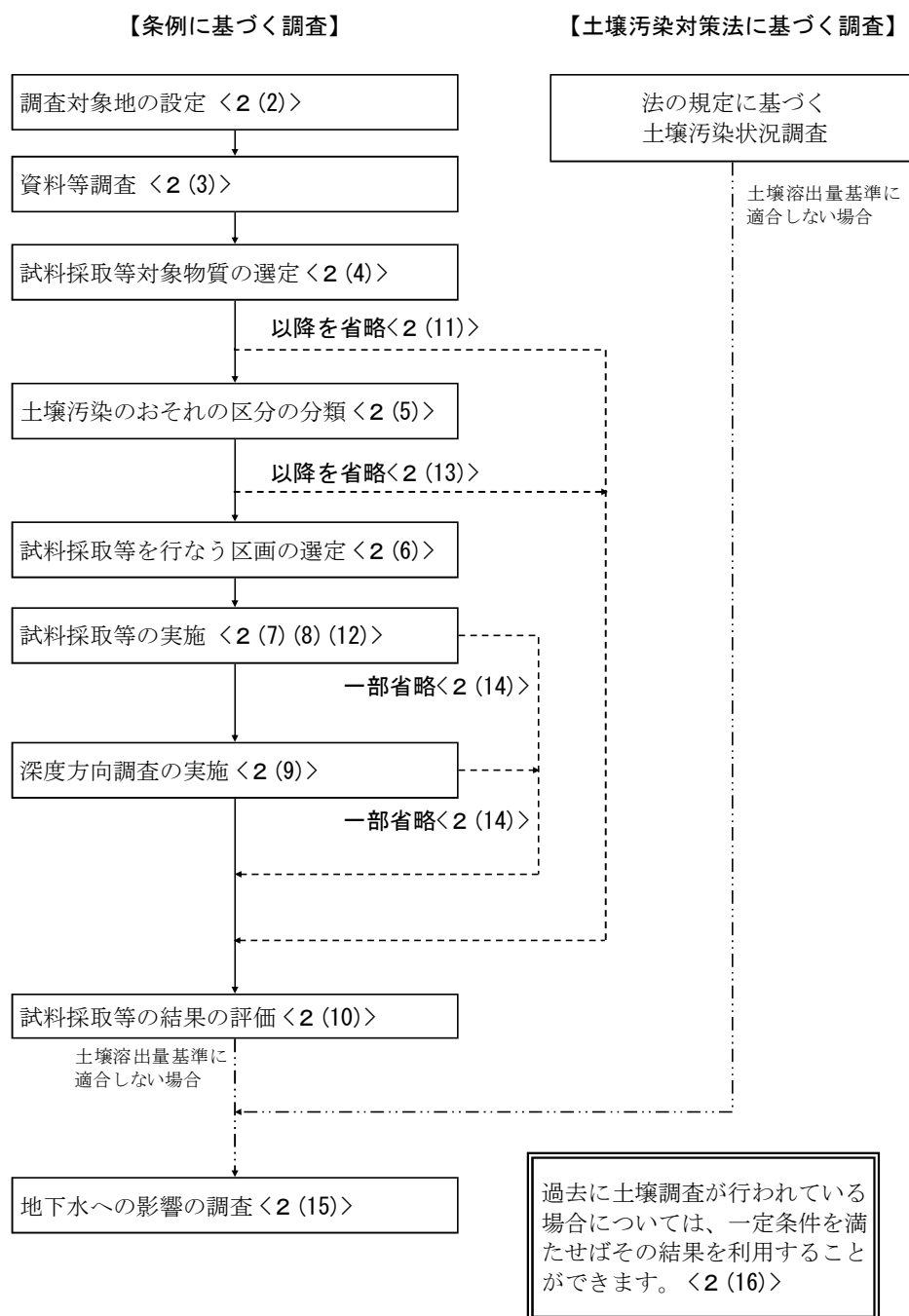


図1 土壤の汚染状況の調査の流れ

①「指定調査機関」

土壤汚染の調査は、試料の採取地点の選定、試料の採取方法などにより結果が大きく左右されることから、調査結果の信頼性を確保するためには、調査を行う者についての適切な技術的能力が求められます。土壤汚染対策法では、調査を的確に実施することができる者を指定調査機関として環境大臣等が指定し、同法に基づき土壤汚染の調査を行う者を当該機関に限定しています。

条例に基づき土壤汚染の調査を行う場合や自主的に行う場合にあっても、同様に調査結果の信頼性を確保する必要があること及びこれらの調査を行った後に土壤汚染対策法に基づく調査義務等が適用される場合もあることから、調査は指定調査機関に委託して行うことが望

ましいものとなりました。

なお、指定調査機関の一覧は、環境省ホームページ「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関」に掲載されています。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kan.html>

②「自然に由来するおそれがあると認められるとき」

資料等調査の結果、土壤汚染のおそれが認められた物質がシアン化合物を除く第二種特定有害物質であり、かつ、人為的原因による汚染のおそれが認められない場合が考えられます。

なお、人為的原因による汚染のおそれの有無の判断にあたっては、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日付け環境省水・大気環境局長通知環水大土発第 1903015 号）の（別紙）「土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が自然に由来するかどうかの判定方法」を参考にしてください。

③「当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められるとき」

水面埋立地であって、資料等調査の結果、土壤汚染のおそれが認められたが、造成時の水面埋立てに用いられた土砂によるものを除き、人為的原因による汚染のおそれが認められない場合が考えられます。

INFO

【土壤汚染対策法に基づく調査との相違点】

土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査では、自然的原因による汚染や当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来する汚染のおそれがあると認められるときについても調査の対象としています。一方、条例第59条第3項又は条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質による土壤の汚染の状況の調査は、特定有害物質使用事業所において使用等の履歴がある特定有害物質について行うものであり、自然的原因や公有水面埋立事業により生じた汚染については対象として想定していません。ただし、そのような汚染のおそれが認められる場合には、土地の形質変更時の公害の発生を防止するため、適切な機会を捉えて自主的に調査を行うことが望まれます。

④「その他、適切な方法」

次表の左欄に掲げる場合毎に、それぞれ右欄に掲げる方法が考えられます。

調査対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められるとき	土壤汚染対策法施行規則第10条の2に定める方法
調査対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められるとき	土壤汚染対策法施行規則第10条の3に定める方法

指針 2 (2) 調査対象地の設定

調査対象地は、次に掲げる調査の区分ごとに、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 条例第59条第3項の規定により行う特定有害物質使用事業所の廃止時の調査
特定有害物質使用事業所の敷地^①

イ 条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査

土地の区画形質の変更を行う区域及びそれに隣接する区域であって調査実施者が当該調査に併せて調査を行うことが適当と認める区域^②

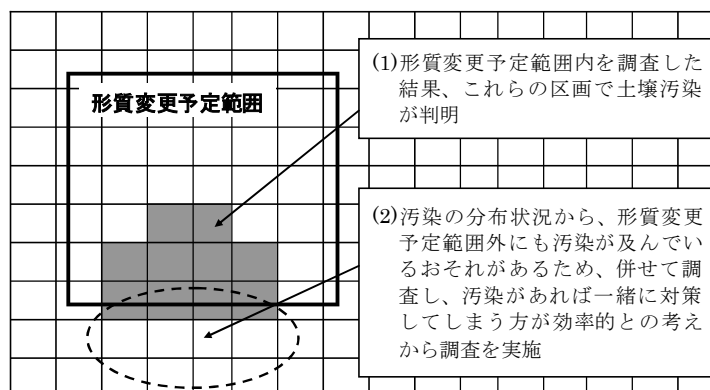
【ポイント】

①「特定有害物質使用事業所の敷地」

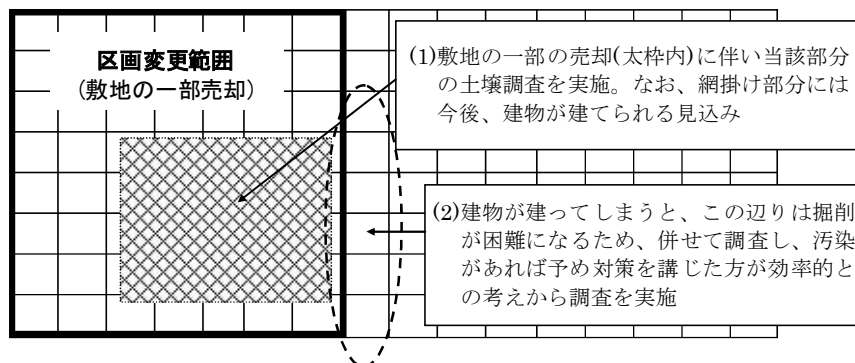
廃止時調査においては、事業所敷地すべてが調査対象範囲となります。

②「それに隣接する区域であって調査実施者が当該調査に併せて調査を行うことが適当と認める区域」

土地の区画形質変更時の調査においては、調査対象範囲は原則として土地の区画形質の変更を行う範囲となりますが、それに隣接する区域についても調査実施者の判断により調査対象地に加えることができます。例えば、次の図2のような場合が考えられます。



(a) 調査の結果、調査対象区域外にも汚染土壌が存在するおそれが認められ、併せて調査を行うことが適当と判断される場合



(b) 敷地の一部を売却し、そこに建築物が建つことによって、将来的に汚染が判明した場合に対策を講ずることが困難になることが予想される区域

図2 調査対象地に隣接する区画を併せて調査する場合の考え方の例

指針 2 (3) 資料等調査

調査実施者は、調査対象地を含む特定有害物質使用地について、条例第59条第1項及び第62条の規定による記録その他の資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査により、規則第49条第2項各号に掲げる事項①の把握を行うものとする。

【趣旨等】

次の表のとおり、条例では、特定有害物質使用事業所及び特定有害物質使用地について、特定有害物質の使用状況等に関する調査、記録及び記録の引継ぎを義務付けています。当該調査が適切に実施され、記録が引き継がれている場合にあっては、それらの記録の確認をもって資料等調査とすることができます。

しかし、調査が十分に行われていない場合や記録が引き継がれていない場合にあっては、土壌の汚染状況の調査を行う際に、土壌汚染の汚染状況の調査を実施するにあたり必要な範囲において、資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査により、特定有害物質使用事業所及び特定有害物質使用地に係る規則第49条第2項各号に掲げる事項を把握する必要があります。

なお、法令に基づかない自主的な調査を実施する場合にあっては、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の方法に準じて地歴調査を行うことにより、調査を予定する土地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用、処理又は保管（以下「使用等」という。）の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を幅広く入手・把握することが望まれます。

表2 県条例に基づく特定有害物質の使用状況等に関する調査、記録及び記録の引継ぎ義務

項目	概要
特定有害物質の使用状況等の調査・記録義務 (条例第59条第1項)	特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該事業所における特定有害物質の使用状況等、 <u>規則第49条第2項各号に掲げる事項①</u> について、資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行ない、その結果を記録しなければならない。
特定有害物質の使用状況等の調査結果の記録の引継ぎ義務 (条例第59条第2項)	特定有害物質使用地を譲渡、返還又は貸与しようとする者は、特定有害物質の使用状況等の調査結果の記録(貸与の場合にあっては、記録の写し)を、その相手方に交付しなければならない。 また、借り受けていた特定有害物質使用地において第60条第1項第1号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき、又は有害物質使用特定施設（土壌汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。）若しくは有害物質使用特定施設を設置していた特定有害物質使用事業所を廃止したときは、特定有害物質使用地の所有者等に記録の写しを交付しなければならない。

土壌調査結果等の保管義務 (条例第62条)	条例の規定により土壌の汚染状況の調査を行った者又は、特定有害物質使用地公害防止計画を実施した者は、これらの記録を作成し、保存しなければならない。
土壌調査結果等の記録の引継ぎ義務 (条例第62条第2項)	特定有害物質使用地を譲渡、返還又は貸与しようとする者は、土壌調査結果等の記録(貸与の場合にあっては、記録の写し)を、その相手方に交付しなければならない。 また、借り受けていた特定有害物質使用地において第60条第1項第1号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき、又は有害物質使用特定施設（土壌汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。）若しくは有害物質使用特定施設を設置していた特定有害物質使用事業所を廃止したときは、特定有害物質使用地の所有者等に記録の写しを交付しなければならない。

INFO

【土壌汚染対策法に基づく調査との相違点】

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査においては、「地歴調査」が求められますが、これは調査対象地の汚染のおそれについて、可能な限り過去に遡って土地の利用状況、有害物質の使用履歴、過去に行われた土壌調査結果等を調べることにより行うものとされています。また、自然的原因や水面埋立地における埋立用材料を原因とした汚染のおそれが認められる場合については、そのような情報についても調査の対象に含めることとされています。

一方、条例に基づく「資料等調査」は、特定有害物質使用事業所において製造、使用、処理、保管していた有害物質及びその他調査を行うにあたり必要な情報について調査することを原則としており、法に基づく「地歴調査」に比べ、その範囲は限定されています。

なお、条例に基づく調査においても、法に準じた地歴調査を併せて行い、土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を幅広く入手・把握したうえで、自主的な調査の実施に役立てることが望まれます。

【ポイント】

①「規則第49条第2項各号に掲げる事項」

規則第49条第2項各号に掲げる事項は、次の(1)から(11)に掲げるものです。

(1) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用の状況の概要

敷地の過去の利用の状況とは、特定有害物質使用事業所の事業所操業時から現在までの敷地の利用状況を指し、具体的には次のような内容が挙げられます。

- ・敷地内の建物の配置と建物の名称、目的
- ・空き地の利用状況（グラウンド、駐車場、芝生等）
- ・舗装の有無

(注) 条例第59条第1項に基づく記録は、敷地の利用状況が変わった時期毎に工場見取り図に上記の内容を記入する方法等により行われています。なお、工場の操業開始時まで遡って敷地の利用の状況を把握することができなかった場合には、可能な範囲内で資料を収集し、記録している場合があります。そのような場合、大規模な工場であれば、航空写真を利用していることもあります。

(2) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成の状況の概要

敷地の過去の造成の状況とは、特定有害物質使用事業所の事業所操業時から現在までの盛り土等の実施状況を指し、具体的には次のような内容が挙げられます。

- ・土地造成を実施した区域、時期及び移動した土砂の量
- ・盛り土、掘削を行った区域の地盤高の変化
- ・移動した土砂の一時保管場所、保管方法

(注) 条例第59条第1項に基づく記録は、造成が行われた時期毎に工場見取り図に上記の内容を記入する方法等により行われています。また、併せて造成用の土の分析結果が添付されている場合があります。なお、工場の操業開始時まで遡って造成の状況を把握することができなかった場合には、可能な範囲内で資料を収集し、記録している場合があります。そのような場合、大規模な工場であれば、航空写真を利用していることもあります。

(3) 過去の事業活動の概要

(注) 過去の事業活動の概要を、事業の種類が追加・変更された時期を捉えて、期間毎に把握する必要があります。

(4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況

(注) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等は、工程以外で使用されていたもの（手指、床洗浄用等）も含まれます。また、商品名しか分からず、含まれる有害物質の種類量が分からない場合については、安全データシート（SDS）等により確認する必要があります。

なお、原材料の搬入、工程ラインへの移し替え等の際に、有害物質が漏出し、土壤汚染を引き起こしている場合があるので、特定有害物質の出入口等についても把握するようにしてください。

(5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量

(注) 事故等による特定有害物質の漏出履歴が確認された場合は、漏出した地点のみではなく、「漏出した汚染物質がどこをどのように流れてどこに行ったか」という汚染の可能性がある「範囲」についても把握する必要があります。また、事故が生じた際に実施した緊急対策の内容についてもその確認する必要があります。

(6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路

具体的には次のような内容が挙げられます。

- ・排水及び廃棄物の発生量、種類及び形態
- ・排水経路（排水枡のように汚水が滞留する場所は、特に注意して把握に努める。）
- ・工場内における廃棄物の収集経路、一時保管場所（移替えを行う場所を含む。）
- ・廃棄物の処理方法

INFO

水質汚濁防止法により地下浸透規制が開始される前には、揮発性有機化合物を含む排水の処理方法の一つとして地下浸透が行われていました。

当時は法令違反ではありませんでしたが、現在も当時地下浸透した排水による土壌・地下水汚染が残っている可能性があります。

当時そのような排水処理がされていたかどうかをヒアリング等により把握してください。

- (7) 排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所
具体的には次のような内容が挙げられます。

- ・ 処理施設の設計書（処理能力）及び実際の稼働状況（処理量）
- ・ 処理施設の配置図、構造図（特に薬液タンク、原水槽の位置、地下ピットの有無、焼却炉にあっては焼却灰・ばいじんの取り出し口等）

- (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量

（注） 特定有害物質を含む廃棄物としての燃えがら、汚泥、ばいじん等を埋め立てていた履歴がある場合については、何を処理したものかを確認し、廃棄物の処理委託のために分析したデータが保管されている場合は、その内容も確認するようにしてください。

INFO

現在は、廃棄物の埋立て処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、許可を受けた場所以外で行うことが原則禁止されていますが、過去には禁止されていない時期があったため、事業所内で埋立て処分を行っていた場合があります。

- S52 一定規模以上の埋立処分場に係る届出義務の適用
- H 4 一定規模以上の埋立処分場に係る許可制度の新設
- H 9 埋立処分場の許可に係る規模限定の撤廃
- H17 既存の許可対象外処分場に対する埋立処理基準の強化

- (9) 施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所
具体的には次のような内容が挙げられます。

- ・ 解体作業の方法
- ・ 解体中の特定有害物質の飛散等防止措置の内容
- ・ 解体中の作業場所
- ・ 解体物の仮置き場所

- (10) 地形、地質等の概要

（注 1） 条例第 59 条第 1 項に基づく記録は、具体的に次のような資料を保管すること等により行われています。

- ・ 周辺の地形図
- ・ 周辺の土地の利用状況（写真等）
- ・ 建物を建てる際等に得られた地質ボーリングデータ
- ・ その他、工事等の際に見られた特殊な地質の状況に係る記録

(注2) 地形、地質等の概要は、調査対象地だけでなく、その周辺の土地も含めて把握することが望ましい場合があります。

これらの情報は、土壌の汚染の状況の調査の際だけでなく、土壌汚染が判明した後において必要な措置を検討する際においても必要となりますが、調査においては、特に次のような場合に利用されることが考えられます。

- ・盛土造成された土地であって、造成の状況に関する詳細な情報が残っていない場合における過去の地表面の位置の推定
- ・ボーリングを行う場合における、汚染の拡散を防ぐため帯水層の位置の把握
- ・調査結果の評価に際して、自然的原因による汚染の可能性について検討を行う場合

(11) その他知事が特に必要と認める事項

具体的には次のような内容が挙げられます。

- ・ 特定有害物質を取り扱っていた施設の使用開始時期及び使用廃止時期
- ・ 過去に土壌調査を行った経緯がある場合はその結果
- ・ 過去の汚染土壌の浄化対策等に伴う土砂の移動状況 等

指針 2（４） 試料採取等対象物質の選定

試料採取等対象物質は、(3)の資料等調査により調査対象地を含む特定有害物質使用地において製造、使用、処理又は保管^①の履歴が確認された特定有害物質とする。

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質の製造、使用、処理又は保管が確認されたときは、当該特定有害物質が土壌中で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質についても試料採取等対象物質とする。

特定有害物質	分解生成物
トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン

【趣旨】

試料採取等対象物質には、これまでに調査対象地に立地していた特定有害物質使用事業所において使用等の履歴のある特定有害物質全てが該当します。

なお、使用等の履歴のある特定有害物質が、土壌中で分解することにより他の種類の特定有害物質を生成するおそれのある場合にあっては、当該生成するおそれのある物質（分解生成物）も試料採取等対象物質になります。

特定有害物質の使用等の履歴が確認されなかった場合であっても、使用等していた可能性が否定できない特定有害物質がある場合については、事業者の判断により、当該物質を使用等していたものとして扱い、試料採取等対象物質とすることができます。特に、調査対象地において平成10年4月より前に特定有害物質使用事業所が設置されていた場合、又は特定有害物質使用事業所の設置者が条例第59条第1項に基づく特定有害物質の使用状況等の調査、記録を適切に行っていなかった場合は、作業内容から使用等していた可能性が否定できない特定有害物質について、試料採取等対象物質に加えることが望まれます。

【ポイント】

① 「製造、使用、処理又は保管」

製造、使用、処理又は保管とは、それぞれ次の内容を指します。

製造	化学反応等の作用を加えて特定有害物質を製品として作り出すこと。
使用	作業工程において特定有害物質を原料、触媒等として用いること。
処理	特定有害物質またはこれを含む水を処理することを目的として特定有害物質を分解または除去すること。

保管	特定有害物質を含む固体*又は液体を製造、使用、処理、運搬又は販売等を目的として保存、管理すること。 ※粉体又は粒状の場合又は雨水その他の水に接触するおそれがある状態で保管されていた場合に限る。
----	--

(注1) 「製造、使用、処理」には以下の行為は該当しません。

- (1) 特定有害物質を微量含む原材料を用いるが、当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない行為
(例) パッチャープラントによる生コンクリートの製造(六価クロム)、石炭を燃料とする火力発電施設における廃ガス洗浄(微量ほう素)、石油精製業における原油等の精製(ベンゼン)
- (2) 一般廃棄物処理施設(水質汚濁防止法特定施設71の3)又は産業廃棄物処理施設(水質汚濁防止法特定施設71の4)における廃棄物の処理及び下水道終末処理施設(水質汚濁防止法特定施設73)における下水の処理
ただし、特定有害物質そのものを処理する場合や、特定有害物質を含むことにより特定有害産業廃棄物となった特別管理産業廃棄物を処理する場合を除く。
- (3) 特定有害物質を固体以外の状態にせず、かつ、粉状又は粒状にしない形での取扱い
- (4) 内部に特定有害物質が密封された製品の使用
- (5) 添加剤等として特定有害物質を微量(1%未満)含む物質の製造、使用又は処理
- (6) 特定有害物質を含む製品の使用であって、事業所の事業活動の主目的でなく、一般消費者と同様に使用する行為
(例1) 照明を目的とした蛍光灯の使用(水銀)
(例2) 電源としてのニッカド電池の使用(カドミウム)
(例3) 電源としてのバッテリー(鉛蓄電池)の使用(鉛)
(例4) ふっ素を含む歯磨き粉、防水スプレーの使用(ふっ素)
(例5) ホウ酸入り防虫剤の防虫目的での使用(ほう素)
(例6) 燃料としてのガソリンの使用(ベンゼン)
(例7) 設備の補修等を目的とした鉛含有塗料の利用(鉛)
なお、次のような場合は、特定有害物質の使用に該当します。
 - ・製品の製造工程の一部として塗装を行なっている場合
 - ・設備の補修等を目的として塗装を行なっている場合であっても、工場の一角に専用の塗装ブースを構えるなどして、反復継続して塗装を行っている場合
 - ・廃塗料を事業所の敷地内に廃棄する等不適切な取扱いが行われていた場合

INFO

農薬の使用については、農薬取締法で規制されており、農薬本来の使用目的である病虫害の防除のために適正に散布されていた場合にあっては、農薬の使用をもって特定有害物質使用事業所とはなりません。

ただし、取り扱う過程において、容器の破損等により非意図的に環境中に放出された事故が過去にあった場合については、自主調査を行うことが望まれます。

(注2) 「保管」には以下の行為は該当しません。

- (1) 容器、包装等により適正に管理された特定有害物質を含む製品の販売を目的とした陳列及び流通過程における一時保管

(例1) 店舗において、有害物質を含む塗料、接着剤等を商品として陳列し、販売する行為（開封して移し替えを行う作業を伴う場合を除く）

(例2) 物流倉庫等で、商品としての製品を保管する作業（開封して移し替えを行う作業を伴う場合を除く）

- (2) 特定有害物質を含む製品の保管であって、事業所の事業活動の主目的でなく、一般消費者と同様に保管する行為※

※具体例については、注1の(6)を参照

- (3) 不純物として非意図的に特定有害物質が含まれるものの保管

ただし、特定有害物質を含むことにより特定有害産業廃棄物となった特別管理産業廃棄物を保管する場合を除く。

(例1) 不純物としてベンゼンを微量に含むガソリンの保管

(例2) 不純物として六価クロムを微量に含むセメントの保管

- (4) 内部にPCBが密封された廃電気機器（コンデンサー、トランス、蛍光灯安定器等）の保管（本体容器の腐食による漏洩の履歴がある場合を除く。）

- (5) 特定有害物質を含む液体の製造、使用、処理、移送に伴い、当該事業所内で一体として行われる一時的な貯留※

※一体として行われる一時的な貯留に該当する要件としては、一時的な貯留を行うことが想定される設備が、当該液体を保管すること以外の目的で設置されることについて合理性があること、かつ関係する製造・使用・処理工程と配管又は排水溝で接続されていることが考えられる。

(例1) 次のようなものは保管に当たる。

- ・ 特定有害物質を含む廃液処理を外部委託するための廃液貯留タンク
- ・ 特定有害物質を含む製品の出荷用の貯留タンク
- ・ 特定有害物質を含む中間製品の貯留タンク
- ・ 特定有害物質を含む原材料等（再利用するため再生されたものを含む）の貯留タンク

(例2) 配管、排水溝等について、設備の停止期間や夜間・休日等において、内部に特定有害物質を含んだ液体が一時的に貯留することがあるが、保管には当たらない。

(例3) その他、次のようなものは保管に当たらない

- ・ 生産工程の中に一体として組み込まれた、貯留容器、処理槽等
- ・ 配管経路・排水経路に設置されたサージタンク、枡、中継ポンプ槽等の液体の移送のために設けられた付帯設備における一時的な貯留
- ・ 排水処理施設内における一時的な貯留（回分式排水処理施設で処理を行うための廃液貯留槽を含む。）

INFO

【土壌汚染対策法との相違点】

土壌汚染対策法では、ガソリンスタンド等でガソリンを貯蔵する行為について、ガソリン中にベンゼン（及び鉛）が含まれることをもって特定有害物質の保管に当たるとし、またバッチャープラントで生コンクリートを製造する作業に伴う原料セメントや生コンクリートの保管について、セメント中に六価クロムが含まれることをもって特定有害物質の保管に当たるとしています。

一方、県条例では、これらについては、いずれも特定有害物質の保管には当たらないものとしています。

指針 2（5） 土壤汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、(3)の資料等調査で把握した情報により、調査対象地を試料採取等対象物質毎に次に掲げる区分に分類するものとする。

ア 当該土地が特定有害物質使用事業所において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地①

イ 当該土地が特定有害物質使用事業所において特定有害物質の製造、使用、処理又は保管に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地②

ウ ア及びイに掲げる土地以外の土地③

【ポイント】

土壤汚染のおそれの区分の分類は、試料採取等対象物質ごとに行う必要がありますが、併せて汚染のおそれが生じた場所の位置毎に区分の分類を行う必要があります。

なお、汚染のおそれが生じた場所の位置とは、事業所において特定有害物質の使用等が行われていた当時の地表面のほか、特定有害物質の使用等を行っていた施設に係る地下排水管の位置等が想定されます。

土壤汚染のおそれの区分の考え方は次の①～③のとおりですが、その他の具体的な方法（分解生成物に関する土壤汚染のおそれの区分の分類等）については「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3．1版」（令和4年8月）2.4を参考にしてください。

①「汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地」

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地を指します。

土地の用途としては、従業員の福利厚生目的等事業目的の達成以外のために利用している土地が想定され、具体的には、調査対象地の履歴を可能な限り過去に遡った結果、当初から、専ら次のような用途のみに利用されていた土地が該当すると考えられます。

（例）山林、緩衝緑地、従業員用の居住施設や駐車場、グラウンド、体育館、未利用地 等

なお、商業施設の一テナント（例：大規模小売店内で開店しているクリーニング店）又はオフィスビルの一入居者（例：オフィスビルに入居している試験研究機関）が当該建屋の2階以上の階のみに入居して特定有害物質を使用等していた場合については、当該部分の直下の土地は、直下の地中に特定有害物質の使用等に係る排水管が設定されている場所を除き汚染のおそれがない土地として扱うことができます。

また、次のような特定有害物質の使用に係る土地についても、汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地として扱うことができます。

- ・小中学校の理科室、大学の研究室、計量証明事業所などの科学技術に関する研究、試験又は検査の作業に用いる分析用試薬であって、使用量が極めて微量（試薬ビン数本程度）であり、過去にわたって漏出事故等の事実がないこと。

ただし、条例第60条第2項括弧書きの規定により、次の②又は③に該当する土地について、
「汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地」ではなく、②又は③に掲げる土地として扱います。

②「汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地」

直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地を指します。

土地の用途としては、事業目的の達成のために利用している土地であって、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等又は貯蔵等を行う施設の敷地以外の土地が想定され、具体的には、当該施設の設置時から、専ら次のような用途のみに利用されていた土地で、直接に特定有害物質の埋設等、使用等又は貯蔵等をしていない土地が該当すると考えられます。

(例) 事務所（就業中の従業員が出入りできるものに限る。）、作業場、資材置き場、倉庫、従業員用・作業車用通路、事業用の駐車場、中庭等の空き地（就業中の従業員が出入りできるものに限る。）、複数の工場棟を有する場合において有害物質使用特定施設と一連の生産プロセスを構成していない工場棟の敷地等

なお、工場又は事業場の建屋の2階以上の階で特定有害物質を使用等している場合については、当該部分の直下の土地は、最下階や直下の地中に特定有害物質の使用等に係る排水管が設定されている場所を除き、汚染のおそれが少ない土地として扱うことができます。さらに、最下階部分がその工場の事業の用に供するための部分として従業員の往来が可能となっていない場合については、①のなお書きのテナント等の場合に準じて扱うことができます。

ただし、条例第60条第2項括弧書きの規定により、次の③に該当する土地について土壌の汚染の状況の調査を行わずに当該土地の土壌を掘削し移動させた先の土地については、「汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地」ではなく、③に掲げる土地として扱います。

③「ア及びイに掲げる土地以外の土地」

汚染土壌が存在するおそれが比較的多いと認められる土地であり、次の土地が想定されます。

- ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等が行われた土地
- ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地
- ・ 上記の施設を設置している土地、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の排水管及び排水処理施設

指針 2 (6) 試料採取等を行う区画の選定

ア 調査実施者は、次のいずれかの地点（以下2において「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少する場合にあっては、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

(ア) 調査対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下同じ。）

(イ) 調査対象地が複数ある場合は、全ての調査対象地の最も北にある地点

(ウ) 過去の条例調査又は土壤汚染状況調査で使用した起点^①

(エ) 調査対象地を含む特定有害物質使用地の最も北にある地点

イ アの場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下2において「単位区画」という。）であって隣接するものの面積の合計が130平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。

ウ 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。

(ア) (5) ウに掲げる土地を含む単位区画

(イ) (5) イに掲げる土地を含む単位区画（(ア)に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a 又は b に定める単位区画

a 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める単位区画

(a) 調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「30メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該30メートル格子の中心を含む単位区画

(b) 30メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか一区画

b 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める単位区画

(a) 30メートル格子内にある一部対象区画の数が6以上である場合 当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか5区画

(b) 30メートル格子内にある一部対象区画の数が5以下である場合 当該30メートル格子内にある全ての一部対象区画

エ ウの規定にかかわらず、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）を行う場合であり、かつ、単位区画において行われる土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さよりも深い位置にのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができる。

【ポイント】

土壌の汚染状況の調査においては、調査対象地の土壌汚染の状況を適切に把握するために、試料採取等を行う区画が恣意的に選定されないように、また調査実施者による差が生じないように調査対象地を一定の方法により単位区画に分割し、区画毎の「汚染土壌が存在するおそれ」により密度を変えて試料採取を行うものとしています。

なお、ウの試料採取等の対象区画の設定は、「2(5) 土壌汚染のおそれの区分の分類」と同様に汚染のおそれが生じた場所の位置（深さ）毎に行う必要があります。

区画の分割方法は、土壌汚染対策法におけるものとほぼ同じなので、その他、具体的な取扱いについては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版」（令和4年8月）2.5を参考にしてください。

表3 試料採取密度等の概要（2(7)～(9)に係る内容も含まれています。）

特定有害物質の種類		第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第二種特定有害物質 (重金属等)	第三種特定有害物質 (農薬等)
試料採取の密度	汚染のおそれが多い土地	全部対象区画内の 1 地点	全部対象区画内の 1 地点	全部対象区画内の 1 地点
	汚染のおそれが少ない土地	30m格子内の 1 地点	30m格子内の 一部対象区画で 5 地点均等混合	30m格子内の 一部対象区画で 5 地点均等混合
	汚染のおそれがない土地	必要なし	必要なし	必要なし
調査方法		土壌ガス調査 ↓ ボーリング調査 (土壌溶出量調査)	土壌溶出量調査 土壌含有量調査	土壌溶出量調査

「汚染のおそれが多い土地」：2(5)ウに該当する土地

「汚染のおそれが少ない土地」：2(5)イに該当する土地

「汚染のおそれがない土地」：2(5)アに該当する土地

「全部対象区画」：2(6)ウ(ア)に該当する単位区画（「汚染のおそれが多い土地」を含む単位区画）

「一部対象区画」：2(6)ウ(イ)に該当する単位区画（「汚染のおそれが少ない土地」を含む単位区画（「汚染のおそれが多い土地」を含むものを除く））

①「条例調査及び土壌汚染対策法の土壌汚染状況調査で使用した起点」

条例調査とは、条例第62条の2で定める調査であり、特定有害物質使用事業所の廃止時調査（条例第59条の3）、特定有害物質使用地での土地区画形質変更時の調査（条例第60条第2項）、ダイオキシン類管理対象事業所の廃止時調査（第63条の2において準用する条例第59条の3）及びダイオキシン類管理対象地での土地区画形質変更時の調査（第63条の3において準用する条例第60条第2項）を指します。

例えば、条例第60条第2項の規定により行った過去の調査で設定した起点や土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の起点を、条例第59条第3項の調査の起点に用いる場合が想定されます。あるいは、条例第63条の3の規定により行った過去の調査で設定した起点を条例第60条第2項の調査の起点に用いることも可能です。

【土壌汚染対策法に基づく調査との相違点】

条例に基づく調査では、特定有害物質使用地の一部が調査対象地となる場合、土壌汚染対策法に基づく調査方法の起点（２（６）アaからc）の他、調査対象地を含む特定有害物質使用地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。）を起点（２（６）アd）とすることも認められます。

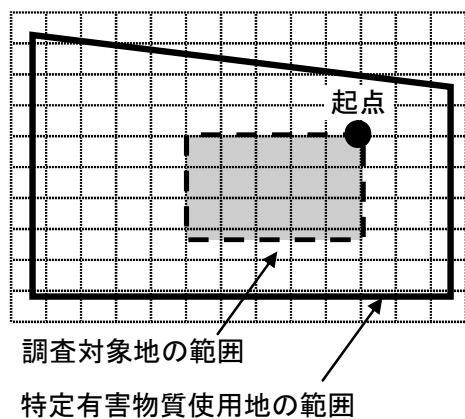


図3-1
調査対象地の範囲をもとに起点を設定する場合

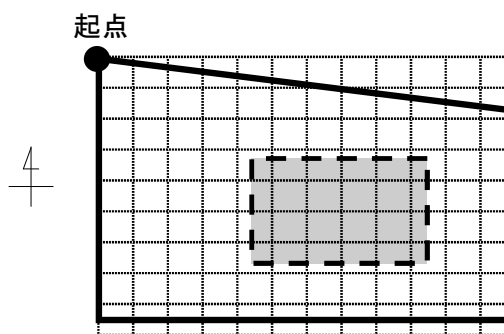


図3-2
特定有害物質使用地の範囲をもとに起点を設定する場合

指針 2 (7) 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施

ア 調査実施者は、2 (6) ウにより試料採取等の対象とされた単位区画（以下2において「試料採取等区画」という。）の土壤について、次の各号に掲げる試料採取等対象物質に応じ、それぞれ当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

(ア) 第一種特定有害物質 土壤中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤ガス調査」という。）

(イ) 第二種特定有害物質 土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤溶出量調査」という。）並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤含有量調査」という。）

(ウ) 第三種特定有害物質 土壤溶出量調査

イ 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 試料採取等区画の中心（(3)の資料等調査により把握した情報により、当該試料採取等区画において汚染土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。以下2において「試料採取地点」という。）において、土壤中の気体（当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水）を、土壤ガス調査方法（地下水を測定する場合にあっては、地下水質測定方法）により採取すること。

(イ) (ア)により採取した気体又は地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、土壤ガス調査方法（地下水を測定する場合にあっては地下水質測定方法）により測定すること。

ウ 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壤を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ5センチメートルまでの土壤（以下「表層の土壤」という。）及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を採取すること。

なお、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）を行う場合であり、かつ、当該土壤が土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができる。

(イ) (ア)ただし書により表層の土壤及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を採取した場合にあっては、当該土壤を同じ重量混合すること。

(ウ) (6)ウ(イ) bにより30メートル格子内にある2以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該2以上の単位区画に係る(ア)の規定により採取された土壤（(イ)の場合には、その混合された土壤）をそれぞれ同じ重量混合すること。

(エ) (ア)から(ウ)までにより採取され、又は混合された土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、規則別表第12の2の1の表備考2に規定する方法により測定すること。

エ 土壤含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) ウ(ア)から(ウ)までに定めるところにより、試料採取地点の土壤を採取し、及び混合すること。

(イ) (ア)の規定により採取され、又は混合された土壤に含まれる試料採取等対象物質の量

を、規則別表第12の2の2の表備考に規定する方法により測定すること。

オ 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、調査実施者は、イ(ア)、ウ(ア)及びエ(ア)にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における任意の地点において行う土壌その他の試料の採取をもって、これらの規定に規定する土壌その他の試料の採取に代えることができる。

指針 2 (8) 30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等

ア 調査実施者は、(6)ウ(イ) a による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水質基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壌ガス調査を行うものとする。

イ 調査実施者は、(6)ウ(イ) b による試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うものとする。

ウ (7)オの規定は、ア及びイの規定による土壌ガス調査、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査に係る土壌その他の試料の採取について準用する。

INFO

【土壌汚染対策法に基づく調査との相違点】（汚染のおそれが生じた位置での試料採取）

形質変更に伴う調査の場合、土壌汚染対策法でも県条例でも形質変更深さにより、土壌の採取を不要とする規定がある（法施行規則第6条第3項第1項、本指針2（7）ウ(ア)）。

ただし、土壌汚染対策法の場合は、当該土壌が最大形質変更深さより1mを超える深さの位置の土壌、条例調査の場合は、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壌の採取を行わないことができるとしています。

指針 2 (9) 深度方向調査の実施

調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水質基準に適合しなかった試料採取地点があるとき、又は土壌溶出量調査において土壌溶出量基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、次のとおり深度方向調査を行うものとする。

ア 深度方向調査の対象物質及び地点は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 対象となる試料採取等対象物質が第一種特定有害物質の場合には、次の物質を深度方向調査の対象物質とし、当該対象物質ごとに、検出された試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲^①（以下「検出範囲」という。）ごとに、連続する他の単位区画と比べ、高い濃度が検出された単位区画の試料採取地点（以下「代表地点^②」という。）において試料採取等を行うものとする。

a 当該代表地点において、気体から検出された試料採取等対象物質又は地下水から検出され、かつ、地下水基準に適合しなかった試料採取等対象物質

b aに掲げる試料採取等対象物質が、資料等調査において製造、使用、処理又は保管の履歴が確認された特定有害物質（以下2において「使用等特定有害物質」という。）であり、かつ、当該使用等特定有害物質が2(4)の表の左欄に掲げる特定有害物質の種類のいずれかに該当する場合にあっては、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定有害物質の種類

c aに掲げる試料採取等対象物質が2(4)の表の右欄に掲げる特定有害物質であり、かつ、当該特定有害物質に係る使用等特定有害物質が同表の左欄に掲げる特定有害物質のいずれかに該当する場合にあっては、同表の当該該当する特定有害物質の項の左欄及び右欄に掲げる特定有害物質（aに掲げるものを除く。）^③

(イ) 対象となる試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質の場合には、土壌溶出量基準に適合しなかった試料採取等対象物質を深度方向調査の対象物質とし、当該物質ごとに、代表地点において試料採取等を行うものとする。

イ アの試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 対象となる試料採取等対象物質が第一種特定有害物質の場合には、当該地点において、次の土壌の採取を行うこと。

ただし、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）であって、帯水層の底面より浅い深度において、汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合にあっては、dの土壌の採取を行わないことができる。

a 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壌）

b 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ50センチメートルの土壌）^④

c 深さ方向1メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌、最も浅い位置にある帯水層の底面より深い位置にある土壌及び汚染が確

認められた深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合であって当該深度が地表から深さ10メートル以上であるときの当該深度より深い位置にある土壌を除く。なお、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）にあつては、汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合の当該深度より深い位置にある土壌を除くことができる。）⑤

d 帯水層の底面の土壌（帯水層の底面より浅い深度において、汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合であつて、帯水層の底面の土壌の深度が地表から深さ10メートル以上であるときを除く。）⑥

(イ) 対象となる試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質の場合には、当該地点において、次の土壌の採取を行うこと。

a 深さ方向1メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌、最も浅い位置にある帯水層の底面より深い位置にある土壌及び汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合の当該深度より深い位置にある土壌は除く。）

b 帯水層の底面の土壌（帯水層の底面より浅い深度において、汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合を除く。）

(ウ) ア及びイにより採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、規則別表第12の2の1の表備考2に規定する方法により測定すること。

指針 2 (10) 試料採取等の結果の評価

ア 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であつて、代表地点において(9)イ(ウ)の方法により測定した結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、当該土壌ガス調査を行った検出範囲（(9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が全て土壌溶出量基準に適合する試料採取等区画を除く。）の区域について、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(ア) 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（(イ)に掲げる場合を除く。） 土壌溶出量基準

(イ) 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

イ 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査（(6)ウ(イ) b の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行った単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該(ア)から(ウ)までに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(ア) 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（(イ)に掲げる場合を除く。） 土壌溶出量基準

(イ) 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

(ウ) 土壌含有量基準に適合しなかったとき 土壌含有量基準

【ポイント】

①「単位区画が連続する範囲」

単位区画の4辺及び4頂点のいずれかが接する他の単位区画（当該区画の周囲最大8区画）と接していることをもって連続しているものとしています。

②「代表地点」

代表地点は、連続する他の単位区画と比べ、高い濃度が検出された単位区画の試料採取地点としますが、土壌汚染が存在するおそれが最も多い地点をより正確に把握するために、さらに追加の土壌ガス調査等を行い、当該単位区画の範囲内で濃度が最も高くなる地点を求めることができます。

③「深度方向調査の試料採取等対象物質」

第一種特定有害物質の条例のボーリング調査（深度方向調査）では、土壌ガス調査において検出された試料採取等対象物質のみを調査の対象としていましたが、令和7年4月から、土壌汚染対策法と同様に土壌ガス調査において検出された試料採取等対象物質のほか、その分解生成物や親物質、当該親物質の分解生成物も調査の対象としています。（「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版」（令和4年8月）2.6参照）

④「2(9)イ(7) a 及び b について」

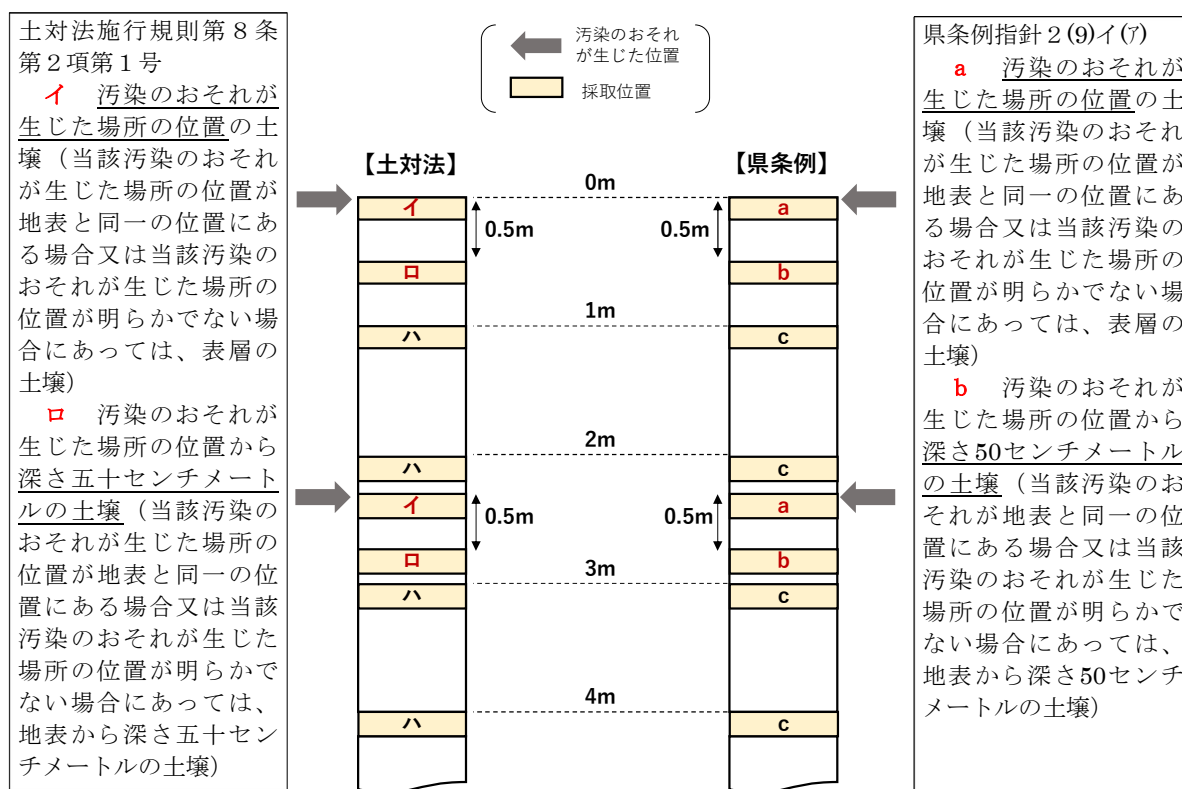
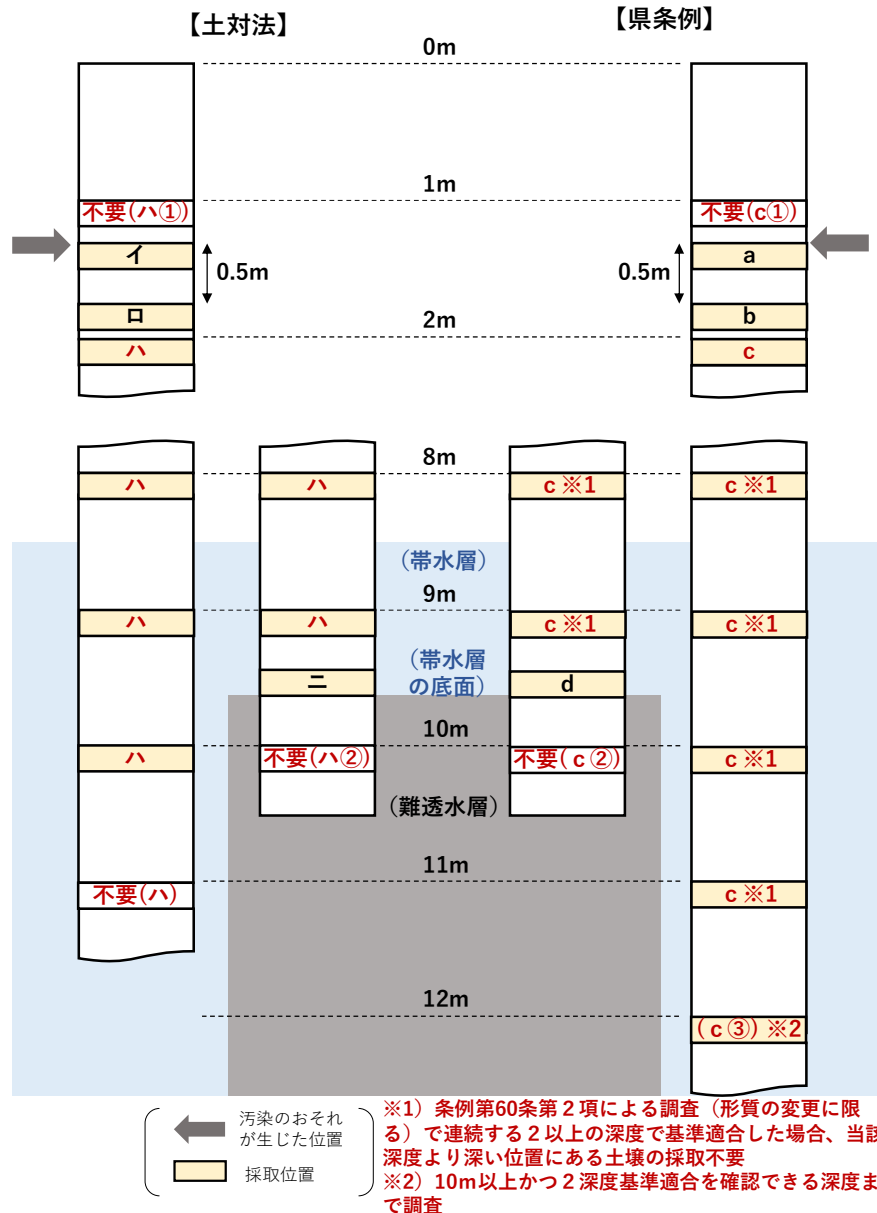


図4-1 第一種特定有害物質の深度方向調査に係る土対法と県条例の比較①

⑤ 「2 (9) イ (7) cについて」



規則第8条第2項第1号

ハ 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌

(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌①及び汚染のおそれが生じた場所の位置より深い位置に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌②を除く。)

指針2(9)イ(7)

c 深さ方向1メートルごとの土壌
(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌①、最も浅い位置にある帯水層の底面より深い位置にある土壌②及び汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められないことが確認された場合であって当該深度が地表から深さ10メートル以上であるときの当該深度より深い位置にある土壌③を除く。なお(以下略))

図4-2 第一種特定有害物質の深度方向調査に係る土対法と県条例の比較②

⑥ 「2 (9) イ (7) dについて」

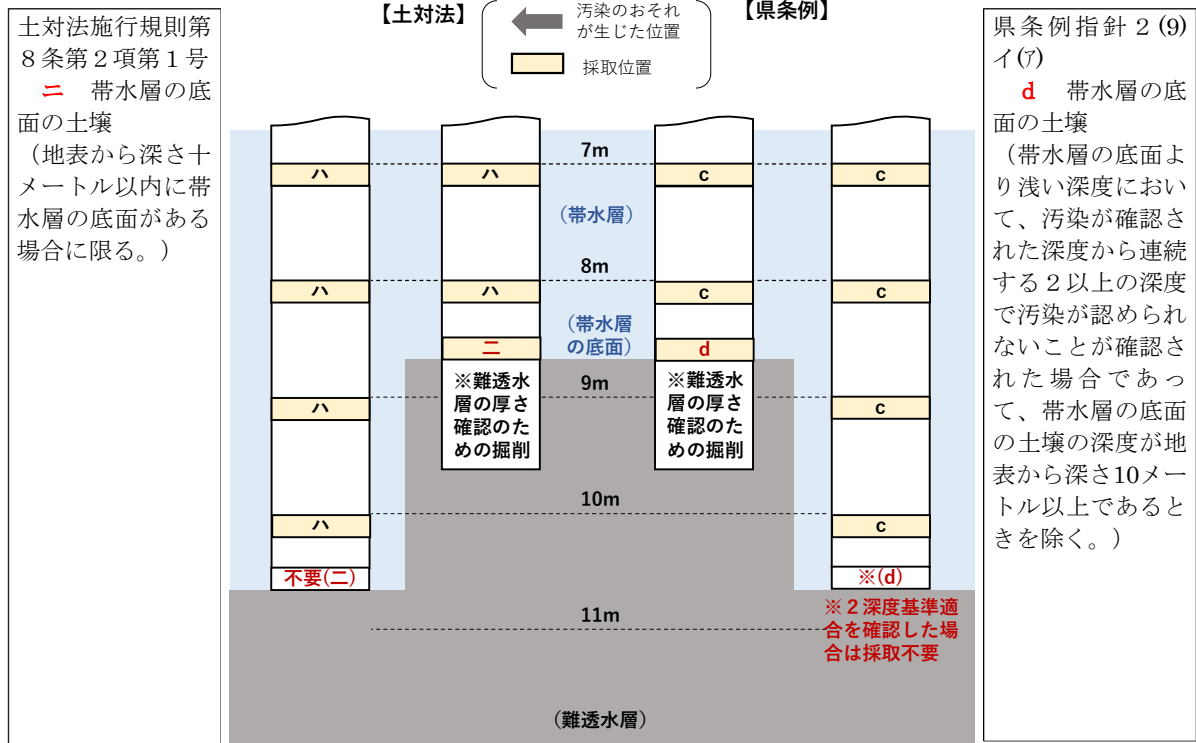
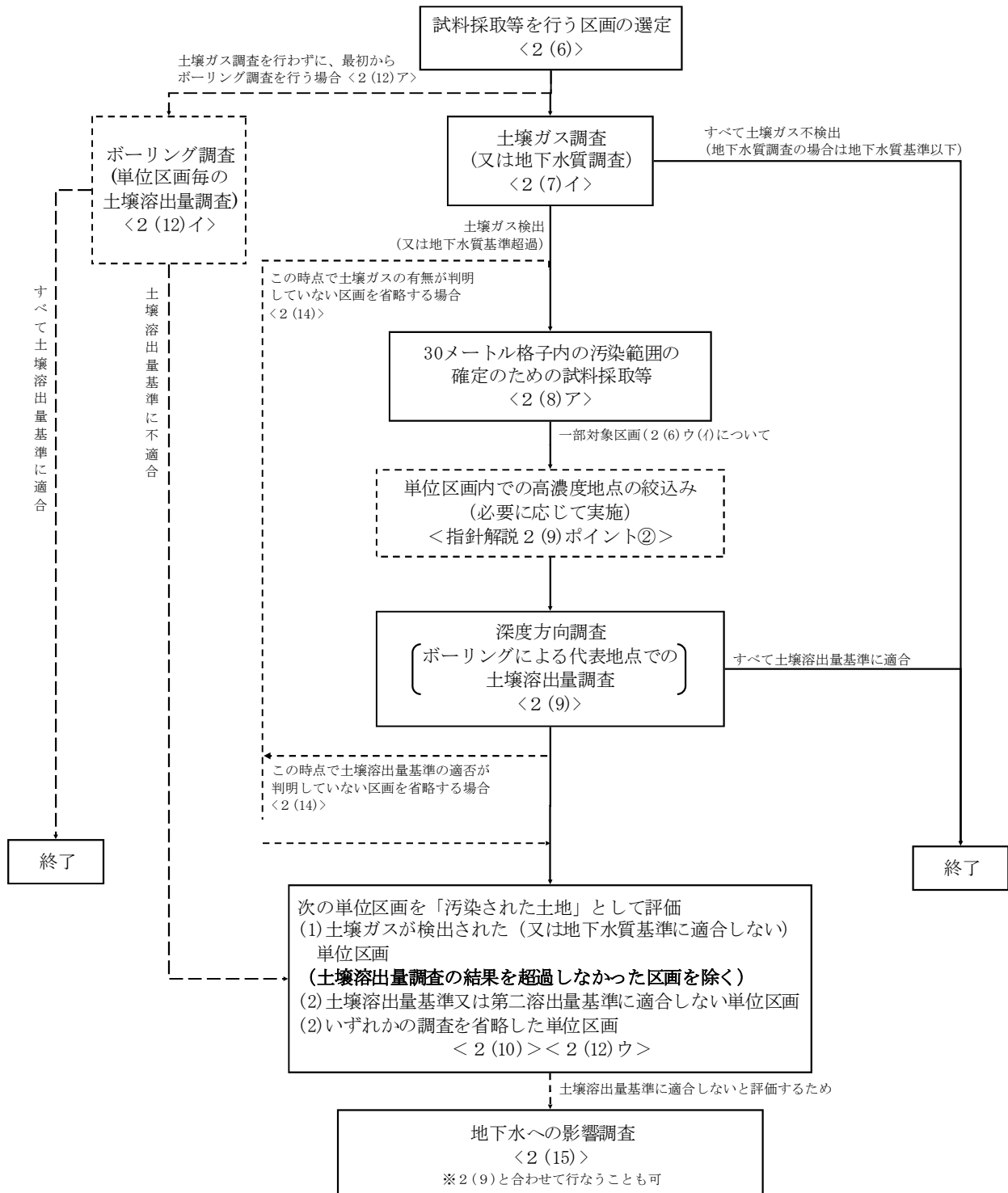


図4-3 第一種特定有害物質の深度方向調査に係る土対法と県条例の比較③

2(7)～(10)は、試料採取等の方法及びその結果の評価について定めています。試料採取等以降の調査の流れは、有害物質の種類ごとに図5－1又は図5－2のとおりとなります。

なお、具体的には、p24及びp32に記載の「土壤汚染対策法との相違点」を踏まえた上で、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3．1版」（令和4年8月）2.6及び5.3に準じて行うものとしてください。



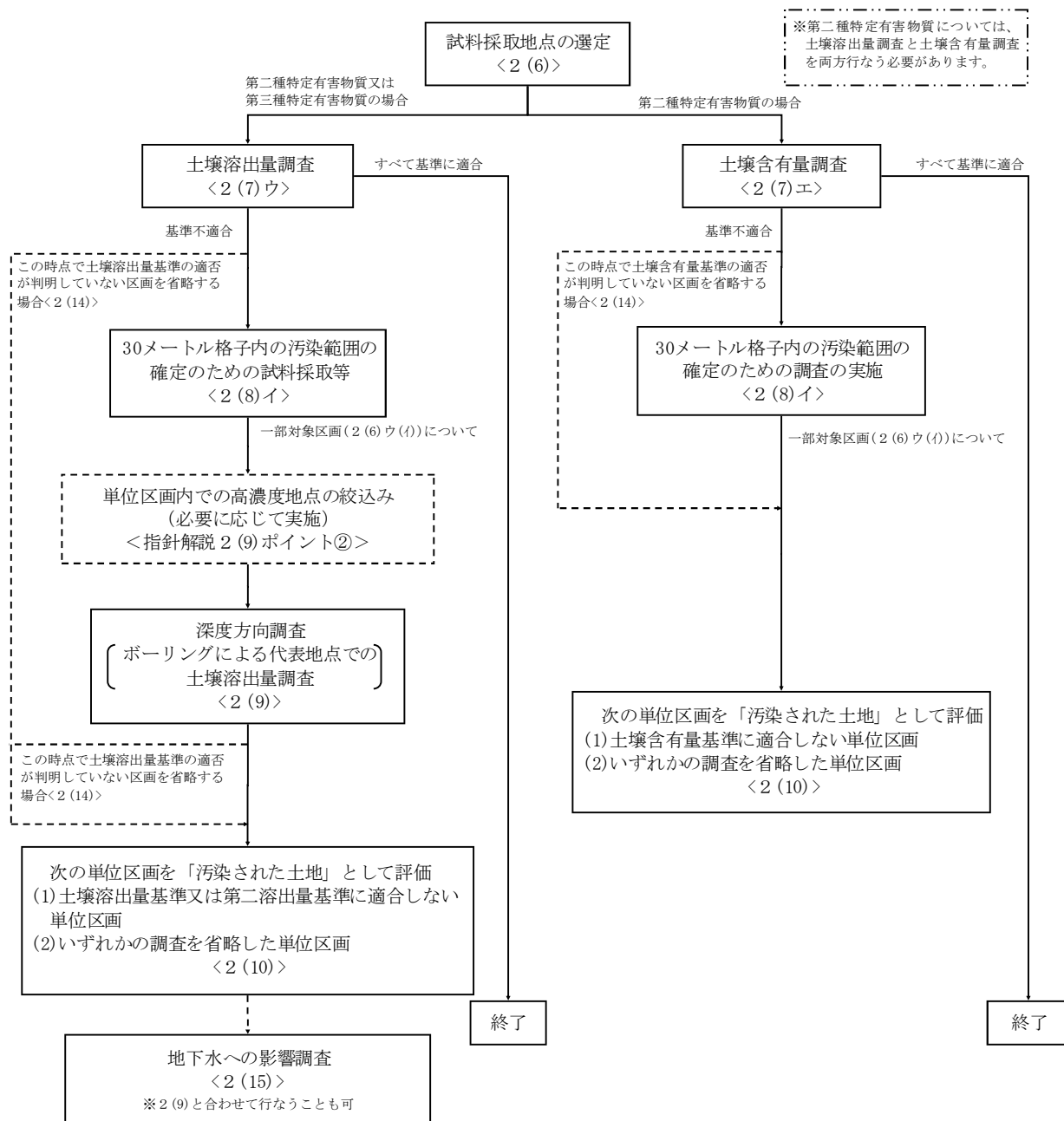


図5－2 第二種・第三種特定有害物質に関する試料採取等以降の調査の流れ

【土壌汚染対策法に基づく調査との相違点】（深度方向調査関係）

- ① 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の方法と異なり、条例に基づく調査では、第二種又は第三種特定有害物質が土壤溶出量基準を超過した場合も深度方向調査（ボーリング調査）を行うこととしています。
- ② 深度方向調査の対象となる最大深さについては、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の方法では、難透水性の地層がある場合を除き深度10mまで（土地の形質の変更に伴う調査であって、当該形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置などがあるときは、当該深さの土壤を除く。）行うものとしていますが、条例に基づく調査では、最大深度を10mに限定せず、原則として2地点連続して基準適合する深度又は帯水層の底面（難透水性地層の直上）まで調査を行うこととしています。ただし、第一種特定有害物質については、土壤中の移動性が高いこと及び法の調査方法との整合を図る観点から、2地点連続して基準適合した場合でも深度10mまで（又は帯水層の底まで）は、調査を行うこととしています（条例第60条第2項に基づく土地の区画形質変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）の場合を除く。）

(1) 第一種特定有害物質 (VOC)

○：基準適合、×：基準不適合、：最深調査地点

(汚染のおそれが表層にあり、帯水層が10m以深の場合)

条例指針					土壌汚染対策法				
採取地点	(a)	(b)	(c)	(d)	採取地点	(a)	(b)	(c)	(d)
0.5m		×	×	×	0.5m		×	×	×
1m		×	×	×	1m		×	×	×
2m		×	×	×	2m		×	×	×
3m		○	×	×	3m		○	×	×
4m		○	○	○	4m		○	×	○
5m		○	×	×	5m		○	×	×
6m		○	×	×	6m		○	×	×
7m		○	×	×	7m		○	×	×
8m		○	×	○	8m		○	×	○
9m		○	×	×	9m		○	×	×
10m		○	×	×	10m		○	×	×
11m		○	○	×	11m		○	×	×
12m	(帯水層)	○	○	×	12m	(帯水層)	○	×	×
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	×	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 図中の○は、調査深度が2m以上の場合に省略可。

(注) 図中の×は、調査深度が2m未満の場合に省略可。

(注) 図中の○は、調査深度が2m以上の場合に省略可。

(注) 図中の×は、調査深度が2m未満の場合に省略可。

(a)原則、深度10mまで調査

(b) 条例第60条第2項の形質変更に係る調査では一部省略可

(c) 2 深度適合が確認できる深さまで調査

(d) 2 深度適合を確認できないときは、帯水層の底面まで調査

(a)原則、深度10mまで調査

(b) 法第3条第8項、第4条の形質變更に係る調査では一部省

(c) (d) 「詳細調査」では2深度適合が確認できる深さ※まで

※帯水層の底面以深も対象（ガイドラインp465）

図6-1 条例と法の深度方向調査の比較（第一種特定有害物質の例）

※帯水層の底面及び難透水性の地層の具体的な考え方は、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3、1版）」（令和4年8月）2.6.2(4)を参照してください。

(2) 第二種・第三種特定有害物質（重金属、農薬等） ○：基準適合、×：基準不適合、―：最深調査地点
 (汚染のおそれが表層にあり、帯水層が10m以深の場合)

条例指針				土壌汚染対策法			
採取地点	(a)	(b)	(c)	採取地点	(a)	(b)	(c)
0.5m				0.5m			
1m	×	×	×	1m	×	×	×
2m	×	×	×	2m	×	×	×
3m	○	×	×	3m	○	×	×
4m	○	×	○	4m	○	×	○
5m		×	×	5m	○	×	×
6m		×	×	6m	○	×	×
7m		×	×	7m	○	×	×
8m		×	○	8m	○	×	○
9m		×	×	9m	○	×	×
10m		×	×	10m	○	×	×
11m		○	×	11m		○	×
12m (帯水層)		○	×	12m (帯水層)		○	×
⋮			⋮	⋮			⋮
⋮			⋮	⋮			⋮
⋮			×	⋮			×

(a) (b) 原則、2 深度適合が確認できる深さまで調査
 (c) 2 深度適合を確認できないときは、帯水層の底面まで調査

(a) 原則、深度10mまで調査
 (b) 2 深度適合が確認できる深さまで調査
 (c) 不適合土壌の深さが確認できないときは、帯水層の底面まで調査

図6－2 条例と法の深度方向調査の比較（第二種・第三種特定有害物質の例）

※帯水層の底面及び難透水性の地層の具体的な考え方は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3．1版）」（令和4年8月）2.6.2(4)を参照してください。

【深度方向調査を行う上の留意点】

① 敷地内の建築物を建築する際のボーリングデータなどを利用して、地層分布などの地質の概況や、地下水位の位置など地下水流動等に係る知見を収集しておく、ボーリングをする場合の参考になります。

② 深度方向調査を行う際に、汚染や地盤の状況を考慮せず不用意にボーリングを行うと、下部帯水層に汚染を拡散させてしまうことがあります。

ボーリング時の汚染拡散を防止するための方法については、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版」（令和4年8月）Appendix-11及び「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン（新改訂版）」（平成30年3月）編末資料その3「ボーリング時の汚染拡散防止について」を参照してください。

③ 土壤汚染の公害防止措置を行う際、地下水のモニタリングが必要となる場合があります。そのような場合が想定される際には、ボーリング調査の際、浄化対策用井戸又は観測井として利用することができるよう、孔径、ストレーナーの位置等に留意してボーリングを行い、観測用井戸としての仕上げをしておくと、再度掘削する必要がありません。

なお、観測用井戸の仕上げについては、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版」（令和4年8月）Appendix-7 地下水試料採取方法を参考にしてください。

【サンプリング試料の保存】

表土調査・ボーリング調査を行う場合、土壤の試料を採取して処理し、分析を行うこととなります。

この試料を保存しておく、汚染が判明した場合の対策を立てる際に活用できる場合があります。

また、第二種・第三種特定有害物質に係る一部対象区画の土壤調査方法である5地点混合法により汚染が判明した場合に、それぞれの地点ごとの試料が適切に保存されていると、詳細な調査の参考とすることができます。

指針 2 (11) 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略

ア 調査実施者は、土地所有者の同意^①が得られている場合は、(5)から(9)までにかかわらず、これらの規定による土壤汚染のおそれの区分の分類、試料採取等を行う区画の選定、試料採取等及び深度方向調査（イにおいて「土壤汚染のおそれの区分の分類等」という。）を行わないことができる。

イ アにより土壤汚染のおそれの区分の分類等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準に適合せず、かつ、当該試料採取等対象物質に第二種特定有害物質が含まれる場合における当該第二種特定有害物質について土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

指針 2 (12) 第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例

ア 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、(6)ウ、(7)ア(ア)、イ及びオ、(8)ア及びウ並びに(9)アにかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下2において「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、(5)イ及びウに掲げる土地を含む単位区画の中心（(3)の資料等調査により把握した情報により、当該単位区画において汚染土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

イ (9)イ(ア)及び(ウ)は、アの試料採取等について準用する。

ウ アにより試料採取等を行った場合であつて、イにおいて準用する(9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が次の(ア)又は(イ)に該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画の区域を、当該第一種特定有害物質について当該(ア)及び(イ)に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(ア) 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（(イ)に掲げる場合を除く。） 土壤溶出量基準

(イ) 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

指針 2 (13) 試料採取等を行う区画の選定等の省略

ア 調査実施者は、土地所有者の同意^①が得られている場合は、(6)ウ及び(7)から(9)までにかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

イ アにより試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域（全ての区域が(5)アに掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

指針 2 (14) 試料採取等の省略

ア 調査実施者は、(7)から(9)までによる試料採取等の結果が次に掲げるいずれかに該当する場合であつて、土地所有者の同意^①が得られているときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

- (7) 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されていること、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水質基準に適合しないものであること。
- (イ) 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであること。
- (ウ) (9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しないものであること。

イ アにより試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画及び全ての区域が(5)アに掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- (7) 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水質基準に適合するものであった単位区画
- (イ) 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査（(6)ウ(イ)による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった単位区画
- (ウ) (6)ウ(イ)による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水質基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画
- (エ) (6)ウ(イ)による試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画
- (オ) (9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合するものであった地点を含む単位区画

【趣旨等】

1 「2 (11) 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略」

2 (4)「試料採取等対象物質の選定」まで行った段階で、2 (5)「土壌汚染のおそれの区分の分類」以降の調査を省略する場合の規定です。なお、調査を省略した場合は、調査対象地は全て土壌汚染がある土地とみなされます。

当該省略規定を利用した場合の調査の流れについては、p7の図1「土壌の汚染状況の調査の流れ」を参照してください。

2 「2 (12) 第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例」

第一種特定有害物質に係る調査において、土壌ガス調査を行わずにボーリング調査を実施することができる旨を定めた規定です。

当該特例規定を利用した場合と利用しなかった場合の調査の流れの違いについては、p30の図5-1「第一種特定有害物質に関する試料採取等以降の調査の流れ」を参照してください。

3 「2 (13) 試料採取等を行う区画の選定等の省略」

2 (5)「土壌汚染のおそれの区分の分類」まで行った段階で、2 (6)「試料採取等を行う区画の選定」以降の調査を省略する場合の規定です。なお、調査を省略した場合は、調査対象地のうち2 (5)アに該当する汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地以外の土地は全て土

壤汚染がある土地とみなされます。

当該省略規定を利用した場合の調査の流れについては、p 7 の図 1 「土壤の汚染状況の調査の流れ」を参照してください。

4 「2 (14) 試料採取等の省略」

調査対象地の 1 区画以上において、2 (7) から (9) の試料採取等により土壤汚染の存在が明らかとなった場合において、その時点で土壤汚染の有無が判明していない区画における試料採取等を省略できる規定です。

調査を省略した場合は、2 (14) イ (ア) から (オ) に掲げる単位区画及び調査対象地のうち単位区画内の全ての土地が 2 (5) アに該当する汚染土壤が存在するおそれがないと認められる単位区画の区画を除き、調査対象地の区画を第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していない土地とみなされます。

当該省略規定を利用した場合の調査の流れについては、p 7 の図 1 「土壤の汚染状況の調査の流れ」、p30の図 5 - 1 「第一種特定有害物質に関する試料採取等以降の調査の流れ」及びp31の図 5 - 2 「第二種・第三種特定有害物質に関する試料採取等以降の調査の流れ」を参照してください。

【ポイント】

① 「土地所有者の同意」

土地所有者の同意を得るに当たっては、省略する調査の内容及び省略により生ずる結果(汚染された土地とみなされる土地の範囲及び特定有害物質の種類)について説明したうえ、書面で同意を得るようにしてください。

INFO

【土壤汚染対策法に基づく調査との相違点等】（調査の省略関係）

①調査の省略が認められる部分

土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査においては、2 (3) 「資料等調査」に相当する「地歴調査」や、2 (4) に相当する「試料採取等対象物質の選定」についても省略が認められていますが、条例調査においては、これら「資料等調査」及び「試料採取等対象物質の選定」の省略は認めていません。

これは、条例に基づく特定有害物質使用事業所については、操業時に条例第59条第 1 項等により特定有害物質の使用状況等に関する調査、記録義務が課せられていること及びp11のinfo欄に記載したとおり 2 (3) 「資料等調査」の内容が、土壤汚染対策法に基づく地歴調査の内容に比べて限定されているためです。

②調査の省略を行うための要件

土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査においては、調査の省略規定を利用するに当たって、他者の同意を必要としませんが、条例調査において調査の省略規定（2 (11)、(13)、(14)）を利用する場合は、土地所有者の同意が得られていることが要件となります。

これは、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査では、原則として土地所有者が調査を行うのに対して、条例調査では事業者が行うこととしているため、借地で事業を行なっている場合に、事業者の一存で調査を省略し、汚染された土地とみなされてしまうと、土地所有者とのトラブルの要因となることが想定されるためです。

③地下水への影響の調査

条例調査では、土壌汚染が判明した場合には2(15)に基づき地下水への影響の調査を実施する必要があります。

これは、2(11)、(13)又は(14)による調査の省略規定を利用した結果、土壌汚染があるものとみなされた場合についても同様です（2(15)の地下水への影響の調査については調査の省略が認められません。）。

このため、調査の省略規定を利用するかどうかを決定するにあたっては、2(15)に基づく地下水への影響の調査の実施方法についても踏まえて行う必要があります。

指針 2 (15) 土壤汚染による地下水への影響の調査の方法

土壤汚染による地下水への影響の調査の方法は、次のいずれかの方法により行うものとする。

ア 次の(ア)から(ウ)までにより、汚染のおそれが最も多いと認められる地点において地下水への影響を調査する方法

(ア) (9)に掲げる方法により深度方向調査を行うこと。^①

(イ) (ア)により行った調査の結果、帯水層に汚染が生じているおそれが認められた場合^②にあつては、当該調査を行った地点において汚染のおそれが認められる帯水層の地下水を採取すること。

(ウ) (イ)により採取した地下水を、地下水質測定方法により測定すること。

イ 次の(ア)及び(イ)により、敷地の周縁の地下水等を調査する方法^③

(ア) 汚染された土地を含む一連の敷地の周縁の地下水質への影響の有無を判断することができる地点^④で地下水等を採取すること。

(イ) (ア)により採取した地下水等を、地下水質測定方法により測定すること。

【趣旨等】

土壤汚染は、地下水汚染と密接な関係があり、土壤中の特定有害物質が地下水に移行することにより地下水汚染が生じた場合は、その影響は事業所敷地を超え周辺環境にまで広がる可能性があります。そのため、土壤汚染が判明した場合は、条例第62条の2に基づき、速やかに地下水への影響を調査し、地下水汚染が生じていれば適切な対応を図る必要があります。

条例第62条の2に基づく「土壤汚染による地下水への影響の調査」の規定は、条例に基づき行われた土壤の汚染状況の調査の結果、土壤汚染が判明した場合だけでなく、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の結果、土壤汚染が判明した場合にも適用されます。ただし、自主的な調査により土壤汚染が判明し、その後に土壤汚染対策法第14条に基づく指定の申請を行うことにより同法に基づく土壤汚染状況調査とみなされたものについては、条例第62条の2の規定は適用されませんが、その場合でも地下水への影響を調査することが望まれます。

なお、調査の結果、地下水汚染が確認され、条例第113条の3以降の規定に基づき環境汚染対策を講ずる必要が生じた場合については、速やかに土壤からの地下水汚染防止措置あるいは地下水の浄化対策等を実施する必要があります。

【ポイント】

①「(9)に掲げる方法により深度方向調査を行うこと。」

既に2(9)により深度方向調査が行われている場合は、その結果を利用できます。

なお、2(11)、(13)又は(14)に基づく調査の省略規定を利用した場合には、2(9)に基づくボーリング調査を行う地点(代表地点)の選定が行なえない場合がありますので、その場合は、2(15)イに掲げる方法により地下水への影響調査を行うことになります。

②「帯水層に汚染が生じているおそれが認められた場合」

帯水層に汚染が生じているおそれは、汚染物質の特性、汚染の分布状況、地層の状態及び地下水の水位などから総合的に判断します。

ここでいう帯水層とは、地下水によって飽和している地層を指し、地下水位が定期的に変動する場合は、地下水位が最も高くなる時期の地下水位によって判断します。そのため、帯水層の位置を判断する際には、地下水位の季節変動や近傍における地下水の揚水の有無等を考慮する必要があります。

重金属類は、一般的に土壤中の移動が比較的穏やかで、深度方向調査の結果により深度が増すにつれ濃度が徐々に低下し、帯水層より浅い位置で土壤溶出量基準以下に収束していれば、帯水層の汚染のおそれはないと判断することができますが、揮発性有機化合物の場合は、揮発性有機化合物が土壤に吸着されにくく、比重が大きく地下へと浸透しやすいという特性を持つため、浅い部分の汚染がさほどではなくても、帯水層の直上や帯水層の底面に比較的多量の汚染物質が滞留している場合があります。

なお、帯水層に汚染が生じているおそれの判断が困難な場合は、おそれがあるものとみなして地下水を採取し、測定するようにしてください。

INFO

【特定有害物質の地中における一般的な挙動】

(例 1) 揮発性有機物質(水よりも密度が小さいもの)

※ベンゼン

粘度が低く、地下水面まで容易に到達します。

地下水面に到達した後は、地下水の流れに乗って地下水面上を水平方向に移動します。

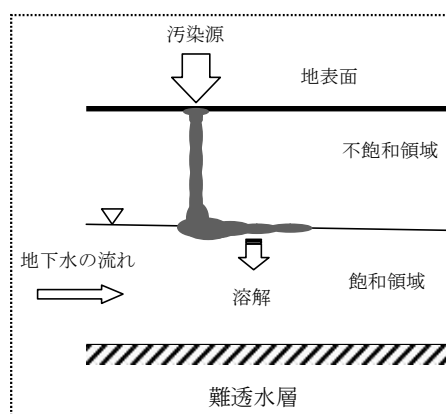


図 7-1 ベンゼン

(例 2) 揮発性有機物質(水よりも密度が大きいもの)

※トリクロロエチレン等、ベンゼンを除く第一種特定有害物質

粘度が低く、地下水面まで容易に到達します。

地下水面に到達した後は、一部は地下水面上で移動し、一部は帯水層の底面まで到達して水平方向に移動します。

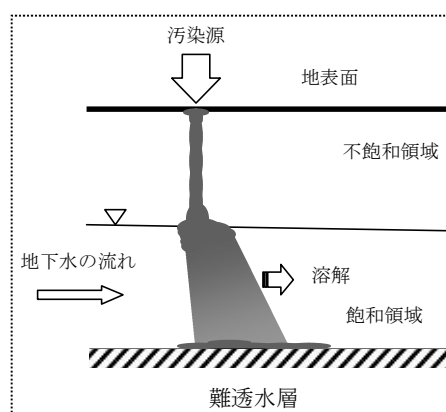


図 7-2 トリクロロエチレン等

(例 3) 重金属等・農薬

一般的には水に溶解して(水溶液として)土壌・地下水中を移動します。

地下水面までは、水の浸透と同様にほぼ鉛直に浸透します。

地下水面に到達した後は、地下水の流れに沿って移動します。一般的に地下水中で分散するため、移動するに従い濃度は低下します。

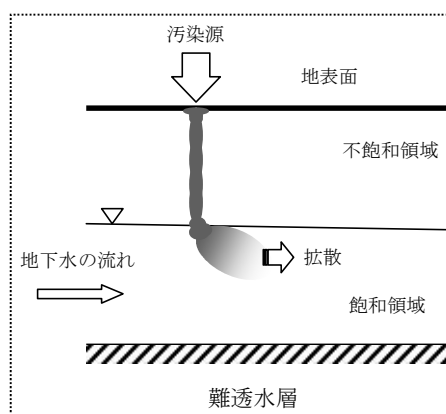


図 7-3 重金属等・農薬

③「イ 次の(ア)及び(イ)により敷地の周縁の地下水等を調査する方法」

「周縁の地下水等」とは、主に特定有害物質使用地の敷地外周付近における地下水を指しますが、特定有害物質使用地の周辺が河川等（河川、湖沼又は海）の場合は、当該河川等に地下水の湧出が予想される場所の直近の河川等の水を含みます。

また、「周縁」とは必ずしも特定有害物質使用地の敷地境界の直近である必要はなく、例えば土壤汚染があるとみなされた土地から敷地境界まで相当の距離がある場合等、仮に地下水汚染が発生した場合でも敷地境界まで汚染された地下水が到達するおそれが高い場合については、調査を行ううえでより合理的な場所を周縁として扱うことができます。

なお、調査の結果、地下水における基準の超過が認められなかった場合であっても、土壤汚染が生じたおそれのある年代、観測井等の距離及び地下水の移動速度等を勘案し、仮に土壤汚染が生じていた場合に、現在は当該観測地点で地下水への影響が認められなくても、将来影響が現れる可能性が否定できない場合にあっては、観測井の廃止等を行わず、定期的に地下水への測定調査を行うことが望まれます。

④「汚染された土地を含む一連の敷地の周縁の地下水質への影響の有無を判断することができる地点」

地下水等を採取する地点は、土壤の汚染状況の調査の結果、土壤汚染があるとみなされた土地の地下水の流れからみた下流側にある場所を基本とします。

地下水の流向については、観測井における地下水位の測定結果等から把握する方法の他、当該地域における地下水流向の測定例等の資料、文献調査を用いてその地域における地下水流動状況を把握する方法が考えられます。具体的な推定方法については、その他「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3．1版」（令和4年8月）5.4.3(5)6)を参考にしてください。

観測井を設置する地点の選定にあたっては、この他、次の事項に留意してください。

- 地下水の流向が明確でない、又は季節変動があるような場合には、敷地の周縁に3箇所以上で観測井を設置することが望まれます。この場合、採水時には地下水位と地下水の水質を同時に測定して、採水時の流向も把握しておくことが望まれます。
- 敷地の上流側の地下水が、特定有害物質使用地の土壤汚染に係る特定有害物質と同じ物質で汚染されている場合については、敷地上流側の地下水質と下流側の地下水質を比較することにより当該土壤汚染由来の地下水汚染が発生しているかどうか確認することができます。
- 土壤汚染の範囲が広い場合等、1箇所の観測井では十分にその影響を捉えきれないと判断される場合には、必要に応じて観測井を複数設ける必要があります。
- 杭基礎、地下ピットの存在や盛土造成された土地における造成前の地形等は、地下水の流動に影響を及ぼすことがあります。

また、観測井の設置方法については、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3．1版」（令和4年8月）5.4.3(1)3)を参考にしてください。

【地下水汚染が判明した場合の対応】**①汚染の拡大の防止等の措置**

土壌汚染の調査に伴い地下水汚染が判明した場合は、条例第113条の3及び第113条の6の規定等に基づき、地下水汚染の拡大の防止等の必要な措置が必要となる場合があります。

また、当該地下水汚染が敷地外に影響を与えているかどうか十分に確認できていない場合は、敷地境界付近に観測井を設置する等の追加調査が求められる場合があります。地下水汚染の拡大の防止については、指針4（3）p.84及び「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3．1版」（令和4年8月）5.4.3(5)を参考にしてください。

また、周辺地域で地下水を飲用に利用している場合は、土壌汚染対策法第5条等による対応が求められる場合があります。

②周辺地域の住民等への情報提供

地下水汚染が発生した場合は、周辺地域で地下水を利用する者に健康被害等の影響が生じる可能性があるため、速やかにその事実を周辺地域の住民等に周知する必要があります。

周知は、事業者からの報告をもとに行政機関が行う場合がありますが、住民等との信頼関係の構築等の観点から、事業者も自ら情報を発信することが大切です。

なお、周知の考え方及び具体的な方法については、4(4)「周辺の住民等への周知の方

指針 2 (16) 調査義務が発生する前に行われた調査の結果の利用

ア 調査対象地において、条例調査の義務が発生する前に(4)から(9)までによる試料採取等と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染の状況を把握できる精度を保って^①試料採取等が行われたと認められる場合であって、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるとき^②は、(1)にかかわらず、当該試料採取等の結果を(4)から(9)までの規定による試料採取等の結果とみなすことができる。

イ 調査対象地において、条例調査の義務が発生する前に(15)による土壌汚染による地下水への影響の調査と同等程度に土壌汚染による地下水への影響を把握できる精度を保って調査が行われたと認められる場合であって、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、(15)にかかわらず、当該調査の結果を(15)による調査の結果とみなすことができる。

【ポイント】

①「同等程度に土壌の特定有害物質による汚染の状況を把握できる精度を保って」

試料採取等の密度が、2(4)から(9)の規定による試料採取等と同等程度であり、かつ、試料採取等が適切に行われていることを指します。

②「当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるとき」

過去の条例調査の後に、当該特定有害物質使用地において、特定有害物質の使用等が一度も行われていない場合は、これに該当します。

また、過去の条例調査の後に、特定有害物質の使用等が行われた場合については、当該使用等に係る2(5)イ及びウの土地については、当該使用等に係る特定有害物質（2(4)に記載の分解生成物を含む。）について「当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるとき」に該当しませんが、それ以外の部分については、「当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるとき」に該当するものとして、過去の調査結果を利用することができます。

3 土壌のダイオキシン類による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査

条例第63条の2第2項で準用する第59条第3項又は第63条の3で準用する第60条第2項の規定によりダイオキシン類による土壌の汚染の状況を調査する際は、当指針に基づく方法で行う必要があります。

条例第59条第3項（条例第63条の2第2項の規定により読み替られたもの）

ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者は、当該ダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとするときは、前条の指針（指針3(1)～(11)）に基づき、規則で定めるところにより、当該ダイオキシン類管理対象事業所に係るダイオキシン類管理対象地におけるダイオキシン類による土壌の汚染の状況を調査し、その結果その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

条例第60条第2項（条例第63条の3の規定により読み替られたもの）

前項の届出（ダイオキシン類管理対象地に係る土地区画形質変更届）を行った事業者は、当該届出に係る土地の区画形質の変更（土地の形質の変更であって、当該変更に起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）を行う前に、第58条の6の指針（指針3(1)～(11)）に基づき、規則で定めるところにより、ダイオキシン類管理対象地におけるダイオキシン類による土壌の汚染の状況に係る調査を実施し、その結果を知事に報告しなければならない。この場合において、前条第3項ただし書の規定は、この項の規定による調査について準用する。

指針 3（1） 土壌の汚染の状況の調査の方法及び土壌汚染による地下水への影響の調査の方法

条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項本文又は条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定により行う土壌のダイオキシン類による汚染の状況の調査は、次の(2)から(9)まで及び(11)に定めるところにより行うものとし、条例第63条の3において準用する条例第62条の2の規定により行うダイオキシン類に係る土壌汚染による地下水への影響の調査の方法は、(10)に定めるところにより行うものとする。

また、法令に基づかない自主的な調査を行おうとする者は、このうち(3)から(10)に準じて行うことが望ましい。

【ポイント】

調査の流れの概要は、次の図のとおりです。

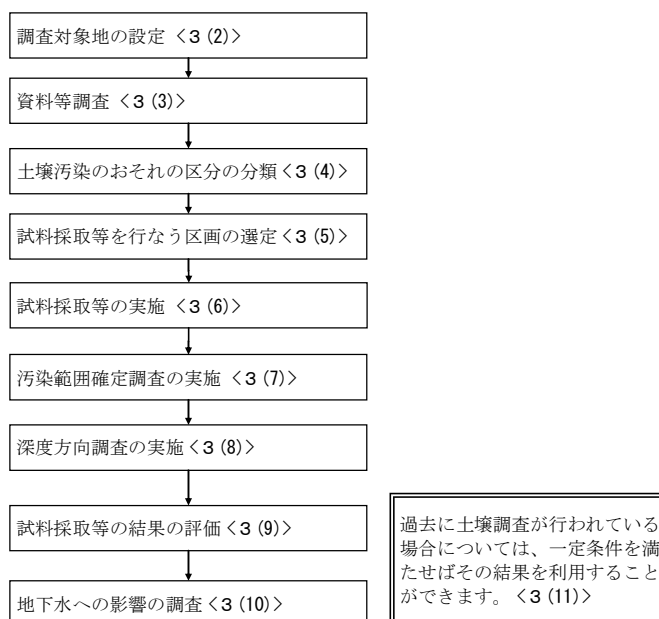


図8 土壌の汚染状況の調査の流れ（ダイオキシン類関係）

【特定有害物質に係る調査との主な相違点】

- 1 ダイオキシン類は、非意図的な生成物であり、特定有害物質のような汚染のおそれの区分の分類(汚染のおそれが①比較的多い土地、②少ない土地、③ない土地)が適用し難いため、先ず比較的汚染のおそれが高いと推定される土地について調査を行い、その結果、基準値(1,000pg-TEQ/g)以下であっても、調査指標値(250pg-TEQ/g)以上の場合には周辺地域に対象を広げて調査(汚染範囲確定調査)を行うこととしています。
- 2 ダイオキシン類は土壌中での移動性が極めて低いことから、深度方向調査の方法が特定有害物質の場合と異なります。
- 3 ダイオキシン類の調査においては、調査の省略を認めていません。その理由としては、ダイオキシン類については、主に裸地（裸地だった場所を含む。）を調査対象としているため、特定有害物質に比べて調査の困難性が低いこと及び1に記載したとおり、調査の結果、調査指標値以上の場合、さらに調査範囲を広げていくルールであり、調査の省略に馴染まないことが挙げられます。

指針 3（2） 調査対象地の設定

調査対象地は、次に掲げる調査の区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

ア 条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項本文の規定により行うダイオキシン類管理対象事業所の廃止時の調査

ダイオキシン類管理対象事業所の敷地^①

イ 条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質変更時の調査

土地の区画形質の変更を行う区域及びそれに隣接する区域であって調査実施者が当該調査に併せて調査を行うことが適当と認める区域^②

【ポイント】

①「ダイオキシン類管理対象事業所の敷地」

廃止時調査においては、事業所敷地すべてが調査対象範囲となります。

②「それに隣接する区画であって調査実施者が当該調査に併せて調査を行うことが適当と認める区域」

土地の区画形質変更時の調査においては、調査対象範囲は原則として土地の区画形質の変更を行う範囲となりますが、それに隣接する区域についても調査実施者の判断により調査対象地に加えることができます。具体的な例については、2（2）の例を参照ください。

指針 3 (3) 資料等調査

調査実施者は、調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地について、条例第63条の2及び第63条の3において準用する条例第62条の規定による記録その他の資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査により、規則第56条の2第2項に掲げる事項①の把握を行うものとする。

【趣旨等】

次の表のとおり、条例では、ダイオキシン類管理対象事業所及びダイオキシン類管理対象地について、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設(以下「ダイオキシン類特定施設」という。)の使用状況等に関する調査、記録及び記録の引継ぎを義務付けています。当該調査が適切に実施され、記録が引き継がれている場合にあっては、それらの記録の確認をもって資料等調査とすることができます。

しかし、調査が十分に行われていない場合や記録が引き継がれていない場合にあっては、土壤の汚染状況の調査を行う際に、土壤汚染の汚染状況の調査を実施するにあたり必要な範囲において、資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査により、ダイオキシン類管理対象事業所及びダイオキシン類管理対象地に係る規則第56の2条第2項に掲げる事項を把握する必要があります。

表 4 県条例に基づくダイオキシン類特定施設の使用状況等に関する調査、記録及び記録の引継ぎ義務

項目	概要
ダイオキシン類特定施設の使用状況等の調査・記録義務 (条例第63条の2第1項)	ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者は、当該事業所におけるダイオキシン類特定施設の使用状況等、 <u>規則第56条の2第2項に掲げる事項①</u> について、資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行ない、その結果を記録しなければならない。
ダイオキシン類特定施設の使用状況等の調査結果の記録の引継ぎ義務 (条例第63条の2第2項により準用する第59条第2項)	ダイオキシン類管理対象地を譲渡、返還又は貸与しようとする者は、ダイオキシン類特定施設の使用状況等の調査結果の記録(貸与の場合にあっては、記録の写し)を、その相手方に交付しなければならない。
土壤調査結果等の保管義務 (条例第63条の3により準用する第62条第1項)	条例の規定により土壤の汚染状況の調査を行った者又は、ダイオキシン類管理対象地公害防止計画を実施した者は、これらの記録を作成し、保存しなければならない。
土壤調査結果等の記録の引継ぎ義務 (条例第63条の3により準用する条例第62条第2項)	ダイオキシン類管理対象地を譲渡、返還又は貸与しようとする事業者は、土壤調査結果等の記録(貸与の場合にあっては、記録の写し)を、その相手方に交付しなければならない。

表5 ダイオキシン類特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条）

施設の種類	規模等
(大1) 焼結鉱(鉄鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
(大2) 製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
(大3) 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
(大4) アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの
(大5) 廃棄物焼却炉	火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの
(水1) 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
(水2) カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
(水3) 硫酸カウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
(水4) アルミ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
(水5) 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
(水6) 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する2塩化エチレン洗浄施設	
(水7) カプロラクタム(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)硫酸濃縮施設 (ロ)シクロヘキサン分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
(水8) クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)水洗施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
(水9) 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)ろ過施設 (ロ)乾燥施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
(水10) 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)ろ過施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
(水11) 8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジアントロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (ニ)熱風乾燥施設
(水12) アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
(水13) 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)精製施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
(水14) 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)から金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、右に掲げるもの	(イ)ろ過施設 (ロ)精製施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
(水15) 前述の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち右に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	(イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
(水16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
(水17) フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(「ブラスマ」を用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	(イ)ブラスマ反応施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
(水18) 下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
(水19) (水1)から(水17)までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水((水1)から(水17)までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設((水18)に掲げるものを除く。)	

【ポイント】

①「規則第56条の2第2項に掲げる事項」

規則第56条の2第2項に掲げる事項は、次の(1)から(12)に掲げるものです。

(1) ダイオキシシン類管理対象事業所の敷地の過去の利用の状況の概要

敷地の過去の利用の状況とは、ダイオキシシン類管理対象事業所の事業所操業時から現在までの敷地の利用状況を指し、具体的には次のような内容が挙げられます。

- ・敷地内の建物の配置と建物の名称、目的
- ・空き地の利用状況（グラウンド、駐車場、芝生等）
- ・舗装の有無

（注） 条例第 63 条の 2 第 1 項に基づく記録は、敷地の利用状況が変わった時期毎に工場見取り図に上記の内容を記入する方法等により行われています。なお、工場の操業開始時まで遡って敷地の利用の状況を把握することができなかった場合には、可能な範囲内で資料を収集し、記録している場合があります。そのような場合、大規模な工場であれば、航空写真を利用していることもあります。

(2) ダイオキシシン類管理対象事業所の敷地の過去の造成の状況の概要

敷地の過去の造成の状況とは、ダイオキシシン類管理対象事業所の事業所操業時から現在までの盛り土等の実施状況を指し、具体的には次のような内容が挙げられます。

- ・土地造成を実施した区域、時期及び移動した土砂の量
- ・盛り土、掘削を行った区域の地盤高の変化
- ・移動した土砂の一時保管場所、保管方法

（注） 条例第63条の2第1項に基づく記録は、造成が行われた時期毎に工場見取り図に上記の内容を記入する方法等により行われています。また、併せて造成用の土の分析結果が添付されている場合があります。なお、工場の操業開始時まで遡って造成の状況を把握することができなかった場合には、可能な範囲内で資料を収集し、記録している場合があります。そのような場合、大規模な工場であれば、航空写真を利用していることもあります。

(3) 過去の事業活動の概要

（注） 過去の事業活動の概要を、事業の種類が追加・変更された時期を捉えて、期間毎に把握する必要があります。

(4) ダイオキシシン類特定施設の種類の種類、使用時期、使用期間及び使用状況

使用しているダイオキシシン類特定施設の種類ごとの使用開始時期、使用廃止時期及び使用状況を指します。

(5) ダイオキシシン類対策特別措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づく測定結果

INFO

ダイオキシシン類特定施設の設置者は、ダイオキシシン類対策特別措置法に基づき、その施設の使用に伴い発生する、排ガス、排水、焼却灰、ばいじん及びその他燃えがらについて、ダイオキシシン類による汚染の状態を測定する義務があります。

測定結果については、ダイオキシシン類対策特別措置法に基づき県知事等へ報告する義務がありますので、その報告の写しを保管しておくことでも記録となります。

- (6) ダイオキシン類特定施設の破損、事故等によるダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の漏出の有無、時期、場所及び漏出量

(注) 事故等によりダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の漏出履歴が確認された場合は、漏出した地点のみではなく、「漏出したものがどこをどのように流れてどこに行ったか」という汚染の可能性のある「範囲」についても把握する必要があります。また、事故が生じた際に実施した緊急対策の内容についてもその確認する必要があります。

- (7) ダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
具体的には次のような内容が挙げられます。

- ・排水及び廃棄物の発生量、種類及び形態
- ・排水経路（排水枡のように汚水が滞留する場所は、特に注意して把握に努める。）
- ・工場内における廃棄物の収集経路、一時保管場所（移替えを行う場所を含む。）
- ・廃棄物の処理方法

- (8) ダイオキシン類を含むおそれのある排水の処理施設及び廃棄物処理施設の概要及び場所
具体的には次のような内容が挙げられます。

- ・処理施設の設計書（処理能力）及び実際の稼働状況（処理量）
- ・処理施設の配置図、構造図（特に薬液タンク、原水槽の位置、地下ピットの有無、焼却炉にあっては焼却灰・ばいじんの取り出し口等）

- (9) ダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量

(注) ダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物としての燃えがら、汚泥、ばいじん等を埋め立てていた履歴がある場合については、何を処理したものかを確認し、廃棄物の処理委託のために分析したデータが保管されている場合は、その内容も確認するようにしてください。

INFO

現在は、廃棄物の埋立て処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、許可を受けた場所以外で行うことが原則禁止されていますが、過去には禁止されていない時期があったため、事業所内で埋立て処分を行っていた場合があります。

- (10) ダイオキシン類特定施設撤去時においてダイオキシン類が残存し、又は付着したおそれのある装置等の解体方法及び解体場所

具体的には次のような内容が挙げられます。

- ・解体中の作業場所及び部品の仮置き場所
- ・解体中の土壤汚染防止策（残存するダイオキシン類の除去方法、土壤汚染防止策等）
- ・解体後の移設先の状況

なお、焼却炉の解体については、焼却炉の規模により労働安全衛生法、「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」又は市が定めた要綱等に基づき届出が行われている場合がありますので、届出書の控えを確認することも大切です。

表 6 焼却炉解体に伴う手続等を定めた法令等の一覧※

根拠法令等	対象地域	対象となる焼却施設
労働安全衛生法 (H13.8.1以降に解体工事を開始するものに適用)	全県	次のいずれかに該当する廃棄物焼却施設 (1)火格子面積が、2㎡以上のもの (2)焼却能力が、200kg/h以上のもの
神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱 (H13.12.1施行)	神奈川県域(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市域を除く)	次のいずれかに該当する廃棄物焼却施設
相模原市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱 (H14.4.1施行)	相模原市	(1)火格子面積又は火床面積が 0.5 ㎡ 以上のもの (2)焼却能力が 50kg/h 以上のもの
横須賀市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指針 (H14.4.1施行)	横須賀市	(3)一次燃焼室の容積が0.8㎡以上のもの

※横浜市、川崎市域を除く。

(11) 地形、地質等の概要

(注 1) 条例第 63 条の 2 第 1 項に基づく記録は、具体的に次のような資料を保管すること等により行われています。

- ・周辺の地形図
- ・周辺の土地の利用状況 (写真等)
- ・建物を建てる際等に得られた地質ボーリングデータ
- ・その他、工事等の際に見られた特殊な地質の状況に係る記録

(注 2) 地形、地質等の概要は、調査対象地だけでなく、その周辺の土地も含めて把握することが望ましい場合があります。

これらの情報は、土壌の汚染の状況の調査の際だけでなく、土壌汚染が判明した後において必要な措置を検討する際においても必要となりますが、調査においては、特に次のような場合に利用されることが考えられます。

- ・盛土造成された土地であって、造成の状況に関する詳細な情報が残っていない場合における過去の地表面の位置の推定
- ・ボーリングを行う場合における、汚染の拡散を防ぐため帯水層の位置の把握

(12) その他知事が特に必要と認める事項

具体的には次のような内容が挙げられます。

- ・過去に土壌調査を行った経緯がある場合はその結果
- ・過去の汚染土壌の浄化対策等に伴う土砂の移動状況 等

指針 3 (4) 土壤汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、(3)の資料等調査により把握した情報により、調査対象地を次に掲げる区分に分類するものとする。

ア 土壤汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地

次のいずれかに該当する土地をいう。ただし、ダイオキシン類特定施設が設置されていた期間を通じて舗装により覆われていた場合等、構造上、ダイオキシン類の土壤への浸透の可能性が低いと考えられる土地（以下「被覆された土地」という。）^①を除く。

(ア) ダイオキシン類特定施設が設置されていた土地及び当該施設が設置されていた建物の敷地であつた土地^②

(イ) ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物を保管し、又は処理（埋立てを除く。）した土地及び当該作業に係る施設が設置されていた建物の敷地であつた土地

(ウ) (ア)又は(イ)に係る施設又は建物の開口部等、ダイオキシン類を含む固体又は液体の飛散又は流出のおそれのある場所から半径5メートル以内の範囲の土地^③

(エ) ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等（架空配管であつて、破損等がなく漏洩のおそれが低いものを除く。）又は処理施設が設置されていた土地

(オ) ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した履歴のある土地

(カ) ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の移動経路（以下「移動経路」という。）及び移動経路の周辺5メートル以内の土地（被覆された土地を除く。以下「移動経路等」という。）であつて、移動経路のうち場外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計100平方メートルの土地（対象となる土地が100平方メートルに満たない場合は、対象となる全ての土地）^④

(キ) (ア)から(カ)までに該当する土地の土壤を掘削して移動させた先の土地（条例第63条の3において準用する条例第60条第2項括弧書の規定により、土壤の汚染の状況の調査を行わずに土壤を掘削し移動させた場合に係る土地に限る。）

イ 土壤汚染が存在するおそれが比較的に少ないと認められる土地

アに掲げる土地以外の土地

【趣旨等】

ダイオキシン類は、主に燃焼過程や化学物質の合成過程などで非意図的に生成するものであり、ダイオキシン類管理対象地においては、汚染の可能性がない土地を特定することが困難であることから、調査対象地を汚染の可能性が「比較的高い土地」と「比較的に少ない土地」の2つの区分に分類し、汚染の可能性が比較的高い土地について、先ず試料採取等を行うこととしています。

また、試料採取は、汚染のおそれが生じた場所の位置（深さ）で行う必要があるため、汚染のおそれが生じた場所の位置毎に区分の分類を行う必要があります。なお、汚染のおそれが生じた場所の位置とは、事業所においてダイオキシン類特定施設の使用等が行われていた当時の地表面のほか、ダイオキシン類特定施設に係る地下排水管の位置等が想定されます。

なお、汚染の可能性が比較的高い土地をまとめると、大きく次のような土地になります。

- (1) ダイオキシン類特定施設が稼働している（していた）場所及びその周辺の土地（ア(ア)、(ウ)）
- (2) ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物を保管または処理している（していた）場所及びその周辺の土地（ア(イ)、(ウ)）

- (3) ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある排水経路の直下の土地 <ア(エ)>
- (4) ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含む廃棄物や排水等を埋立てたり漏出等した履歴がある土地 <ア(オ)>
- (5) ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の移動経路の周辺の土地の一部 <ア(カ)>

【ポイント】

- ①「ダイオキシン類特定施設が設置されていた期間を通じて舗装により覆われていた場合等、構造上、ダイオキシン類の土壌への浸透の可能性が低いと考えられる土地（以下「被覆された土地」という。）」

アの(ア)から(カ)のいずれかに該当する土地であっても、アスファルト舗装や建築物のコンクリート床面等により土壌表面が被覆され、仮にダイオキシン類を含む廃棄物等の飛散・流出等が生じていた場合でも土壌と遮断されていた土地については、「汚染のおそれが高」と認められる土地」には該当しません。

ただし、現在、舗装等により被覆されている土地であっても、ダイオキシン類特定施設を使用していた期間中において舗装等により被覆されていなかった期間がある土地については、「汚染のおそれが高」と認められる土地」に該当します。

また、ア(エ)に係る排水経路の直下等の土地のうち、地中に埋設された配管等の直下の土地については、仮に漏洩が生じていた場合には地中で生じることから、地表面が舗装されていても「汚染のおそれが高」と認められる土地」に該当します。

- ②「ダイオキシン類特定施設が設置されていた土地及び当該施設が設置されていた建物の敷地であった土地」

ダイオキシン類特定施設が設置されていた土地とは、施設の真下の土地を指します。

ダイオキシン類特定施設が設置されていた土地と、ダイオキシン類特定施設が設置されていた建物の敷地の関係は、次の図のとおりになります。

なお、特定施設の直下や建物の床面は、コンクリート等で被覆されることにより指針3(4)アのただし書きに該当することが多く、その場合「土壌汚染が存在するおそれが高」と認められる土地」には該当しません。

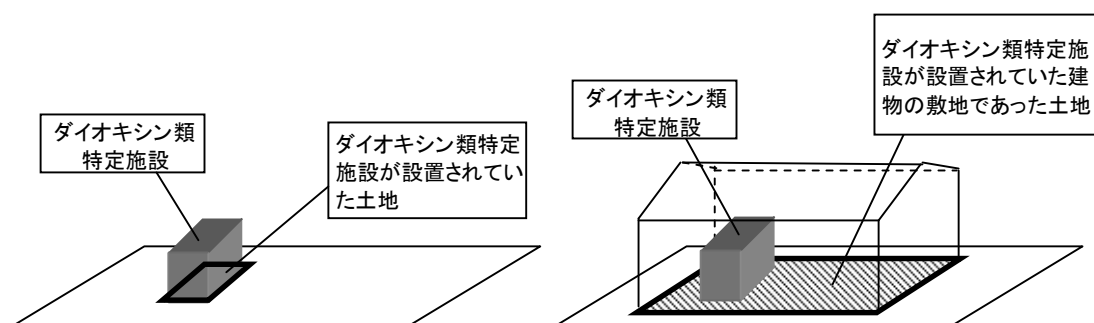


図9 ダイオキシン類特定施設が設置されていた土地等

- ③「(ア)又は(イ)に係る施設又は建物の開口部等、ダイオキシン類を含む固体又は液体の飛散又は流出のおそれのある場所から半径5メートル以内の範囲の土地」

ダイオキシン類特定施設が稼動している(していた)場所及びダイオキシン類特定施設の稼動に伴い発生したダイオキシン類を含む廃棄物を保管又は処理している(していた)場所の周辺で汚染のおそれが高い場所を指すものです。

具体的には、施設及び建屋の構造並びに作業の実態等を踏まえ、施設の排出口、建屋の出入口等の開口部や廃棄物に触れた水の集水経路等の「ダイオキシン類を含む固体又は液体の飛散又は流出のおそれのある場所」を特定し、そこから5メートルの範囲内にある土地(舗装されることにより3(4)アのただし書きに該当する土地を除く。)を「土壤汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地」として設定します。

(例1) 焼却施設(本体)

焼却施設(本体)における「ダイオキシン類を含む固体又は液体の飛散又は流出のおそれのある開口部等」は、施設の規模や構造により異なりますが、主にばいじん・燃え殻の排出口、内部清掃・修繕用のメンテナンスホール等が想定されます。

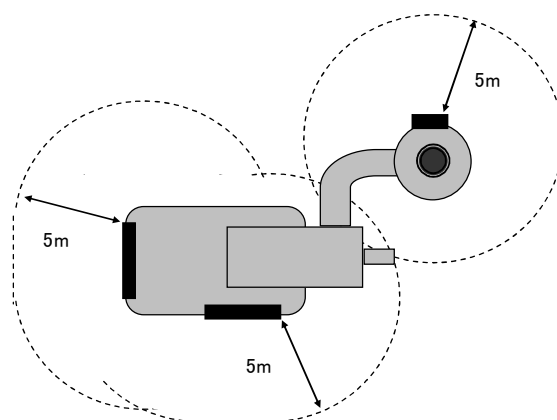


図10 焼却施設周辺の例

(例2) 廃棄物保管施設

廃棄物保管施設における「ダイオキシン類を含む固体又は液体の飛散又は流出のおそれのある開口部等」は、施設の規模や構造により異なりますが、主に開放状態で廃棄物の移し替えや積み出し等の作業が行われていた場所が想定されます。

また、作業に伴って床面等に飛散した廃棄物に触れた水が集まる排水枡等もこれに当たるほか、ドラム缶等の密閉容器による保管場所についても、移し替えや分析用試料の採取等のため、その場所で蓋を開けて作業していた履歴がある場合には、これに当たります。

屋外廃棄物置き場
(屋根付き)

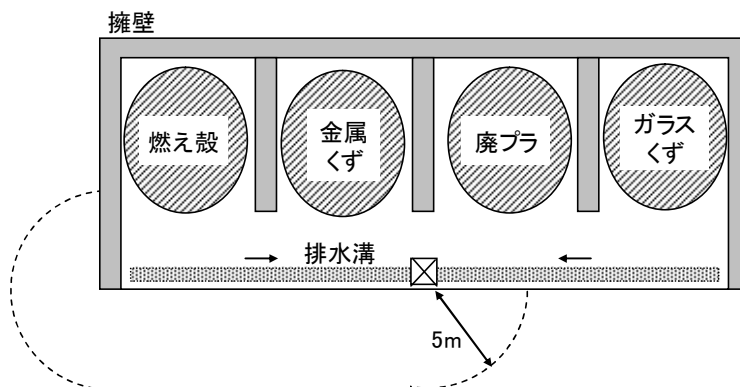


図11-1 廃棄物保管施設周辺の例(1)

※図11－1の例は、十分な高さの擁壁により囲まれた屋外廃棄物置場(屋根付き)の場合です。ダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物は燃え殻で、燃え殻に係る保管庫の出入口及び燃え殻に触れた水が流れる可能性のある部分から5メートルの範囲を「土壤汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地」として設定しています。

なお、擁壁の高さや作業の実態等から廃棄物置場の裏側にも廃棄物が飛散したおそれが認められる場合は、裏側についても5メートルの範囲を設定する必要があります。

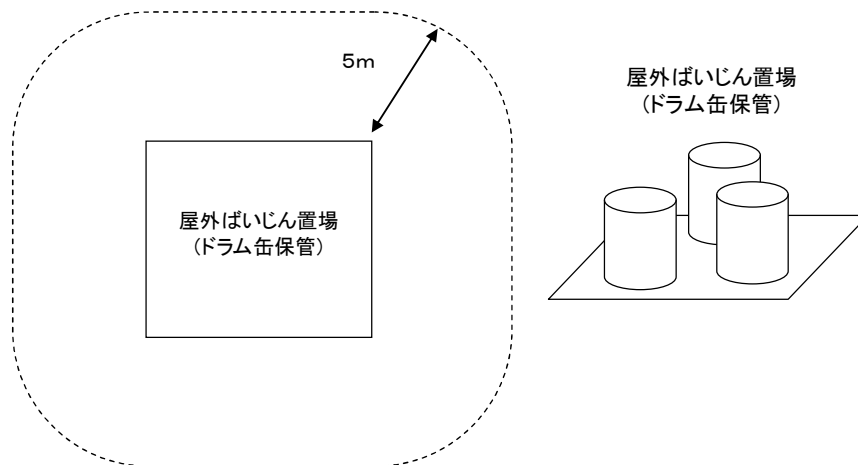


図11－2 廃棄物保管施設周辺の例(2)

※図11－2の例は、屋外でドラム缶に入れたばいじんを保管する場合です。通常は密閉状態で保管していますが、定期的に蓋を開けて分析用試料の採取等を行うことがあるため、周囲5メートルの範囲を「土壤汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地」として設定しています。

(例3) 焼却施設や廃棄物保管施設が設置された建屋

床面がコンクリートの建物内に焼却施設や焼却灰等の廃棄物保管施設を設置し、作業が行われている場合については、建物内部は「土壤汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地」には当たりませんが、建屋内で行われていた作業の内容及び建屋の構造等から建物の開口部からダイオキシン類を含む焼却灰や汚水等の飛散・流出のおそれが認められる場合については、当該開口部から5メートルの範囲を「土壤汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地」として設定します。

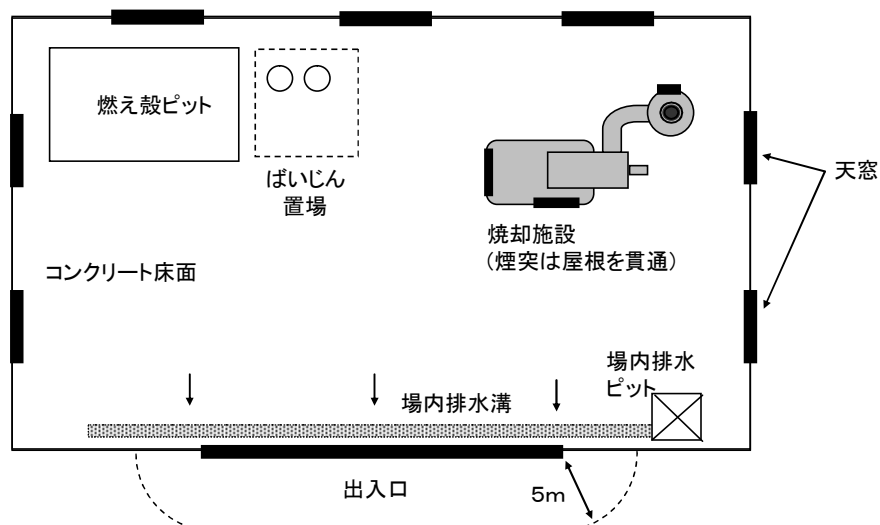


図12 焼却施設や廃棄物保管施設が設置された建屋周辺の例

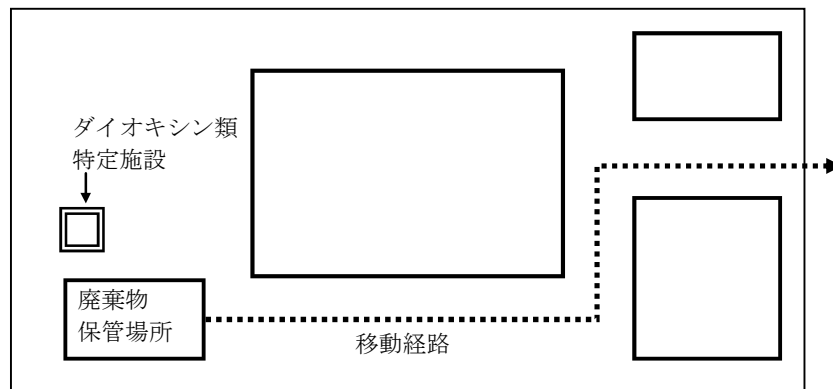
※図12の例は、建屋内に焼却炉を設置し、灰出し作業及び焼却灰の保管等を行っていたもので、建屋内には焼却灰の飛散が認められ、また建屋内に飛散した焼却灰については、床面等の清掃(水洗い)の際に出入口付近の集水溝により集めていたものです。このような状況から、出入口付近についてはダイオキシン類を含む焼却灰や汚水等の飛散・流出のおそれが認められるとして、出入口から5メートルの範囲を「土壤汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地」として設定しています。

なお、建屋周囲の窓については、明り取り用の天窓であり、比較的高い場所に設置され、また作業の状況から窓からの焼却灰の飛散のおそれは少ないものと考えられるため、その周辺については「土壤汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地」として設定しませんが、作業の状況や窓の位置等を勘案し、焼却灰が飛散するおそれが認められる場合については、その周囲5メートルの範囲を「土壤汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地」として設定する必要があります。

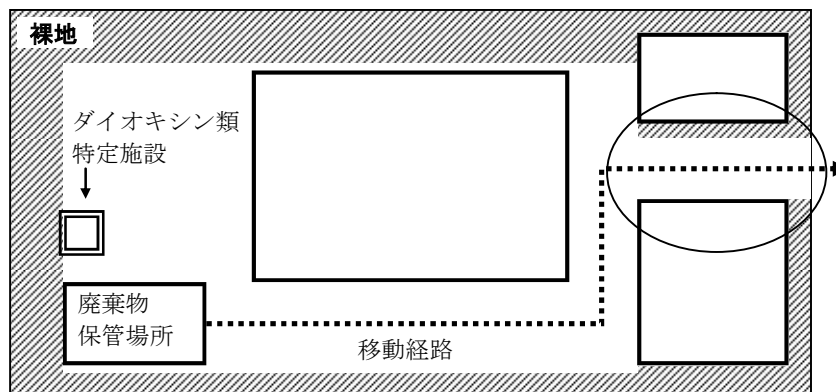
- ④「ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の移動経路（以下「移動経路」という。）及び移動経路の周辺5メートル以内の土地（ダイオキシン類特定施設が設置されていた期間を通じて舗装により覆われていた場合等、構造上、ダイオキシン類の土壤への浸透の可能性が低いと考えられる土地を除く。以下「移動経路等」という。）であって、移動経路のうち場外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計100平方メートルの土地（対象となる土地が100平方メートルに満たない場合は、対象となる全ての土地）」

廃棄物の移動経路周辺の土地については、移動経路に沿って5メートル以内の裸地のうち、場外に搬出する場合の敷地出口に最も近いところに位置する100平方メートルの区域について「土壤汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地」として設定します。なお、対象となる土地が100平方メートルに満たない場合は、その全てが対象となります。

具体的な区域の設定の例は次の図13のとおりです。

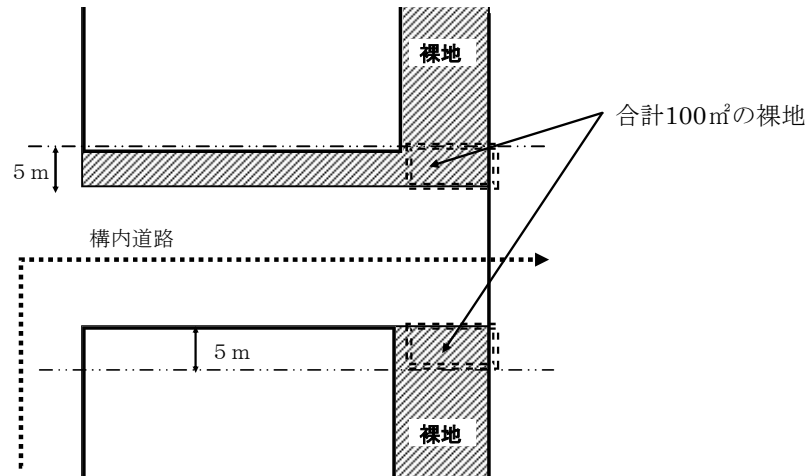


(1) 事業所内の廃棄物等の移動経路を明確にする。



(2) 移動経路周辺の裸地の位置を明確にする。

拡大



(3) 移動経路から5メートル以内かつ、敷地出口から最も近いところの
合計100平方メートルの裸地を設定する。

※裸地が少ない場合等、対象となる土地が100㎡に満たない場合は、その全てを設定する。

図13 廃棄物の移動経路周辺の「土壤汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地」の設定方法

指針 3 (5) 試料採取等を行う区画の選定

ア 調査実施者は、次のいずれかの地点（以下3において「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

(ア) 調査対象地の最も北にある地点

(イ) 調査対象地が複数ある場合は、全ての調査対象地の最も北にある地点

(ウ) 過去の条例調査又は土壤汚染状況調査で使用した起点

(エ) 調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地の最も北にある地点

イ アの場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下3において「単位区画」という。）であって隣接するものに含まれる土地（被覆された土地を除く。）の面積の合計が130平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。

ウ 調査実施者は、(4)アに掲げるダイオキシン類による土壤汚染が存在するおそれが高くと認められる土地を含む単位区画について、試料採取等の対象とする。

【ポイント】

土壤の汚染状況の調査においては、調査対象地の土壤汚染の状況を適切に把握するために、試料採取等を行う区画が恣意的に選定されないように、また調査実施者による差が生じないように調査対象地を一定の方法により単位区画に分割し、「土壤汚染が存在するおそれ」が比較的高いと認められる土地を含む単位区画について、試料採取を行うものとしています。

区画の分割方法は、特定有害物質のものと共通部分が多いため、次のinfo欄の記載事項に留意のうえ、具体的な取扱いについては、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版」（令和4年8月）2.5を参考にしてください。

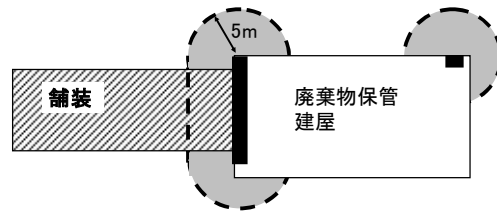
INFO

【特定有害物質に係る調査との相違点】

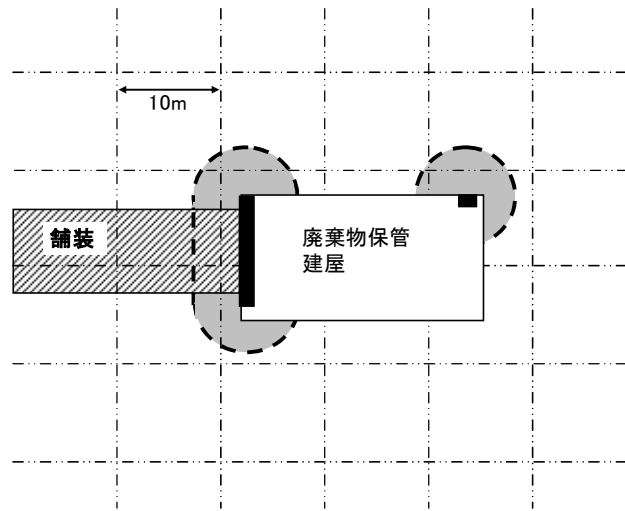
特定有害物質に係る調査の場合、2(6)のとおり単位区画（10メートル格子）の他に30メートル格子を設定しますが、ダイオキシン類に係る調査においては、汚染のおそれの区分の分類が2種類のため、30メートル格子の設定は行ないません

【その他】

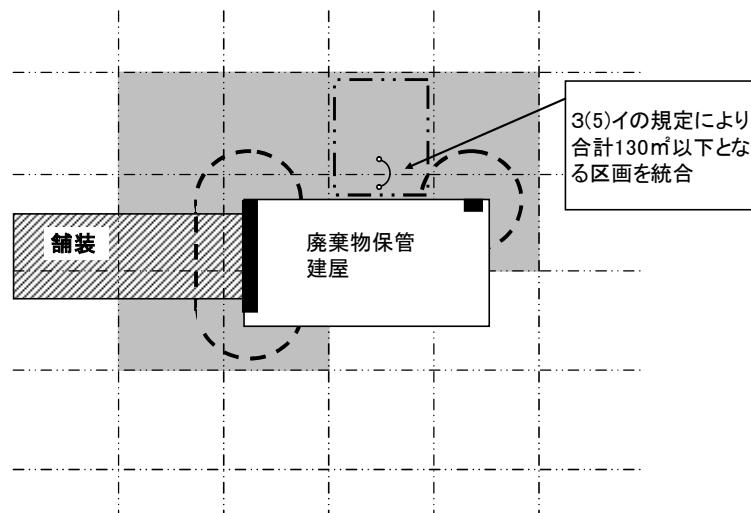
ダイオキシン類管理対象地の一部が調査対象地となる場合、土壤汚染対策法に基づく調査方法を当てはめると、調査対象地の北端(複数ある場合はその東端)を格子(メッシュ)の起点としなければなりません。ただし、条例に基づく調査では、調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地の北端(複数ある場合はその東端)を起点とすることも認められます。(p22のinfo中「特定有害物質使用地」を「ダイオキシン類管理対象地」と読み替えて参照してください。)



- (1) 3(4)により「土壤汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地」を設定する。(灰色の部分)



- (2) 3(5)アにより10m格子を設定する。(図では起点の記載は省略)



- (3) 3(5)ウにより試料採取等の対象となる単位区画を設定する。(灰色の部分)

図14 試料採取等対象区画の設定の例

指針 3 (6) 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施

ア 調査実施者は、(5)ウにより試料採取等の対象とされた単位区画（以下3において「試料採取等区画」という。）の土壌について、土壌の採取及び当該土壌に含まれるダイオキシン類の量の測定を行うものとする。

イ 土壌の採取は、次の地点ごとに汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ5センチメートルまでの土壌を採取するものとする。ただし、当該場所の位置が、農用地等人為的なかくはんを伴う場合は、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ30センチメートルまでの土壌を採取するものとする。また、条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）にあっては、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壌については、当該採取の対象から除くことができる。

(ア) (イ)に規定する土地以外の土地に係る試料採取にあっては、試料採取等区画の中心（当該地点が被覆された土地に該当する場合は、それ以外の部分における任意の地点。以下同じ。）及び同地点の周辺4方向に位置し、かつ、同地点から2.5メートル以上離れた当該試料採取等区画内にある4地点の合計5地点（試料採取等区画の状況により、試料採取等区画の中心から2.5メートル以上離れた場所に被覆された土地以外の土地が存在しない場合又は土地の傾斜が著しい場合その他の理由によりこれらの場所において土壌を採取することが困難であると認められる場合は、調査地点の代表性が確保できる当該試料採取等区画内の5地点とすることができる。）

ただし、試料採取等区画内において、被覆された土地以外の土地の面積の合計が80平方メートル未満である場合にあっては、面積に応じて試料を採取する地点の数を減らすことができる。

(イ) (4)ア(エ)に係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地に係る試料採取にあっては、試料採取等区画のうち、排水管及び排水路の継ぎ目、集水升の付近等汚染のおそれが最も高い1地点で土壌を採取するものとする。

ウ 土壌に含まれるダイオキシン類の量の測定は、イにより採取した土壌を風乾させた後、ふるい操作を行い、2ミリメートルの目のふるいを通過したもの（イ(ア)により試料採取等区画内の複数地点で土壌を採取した場合は、2ミリメートルの目のふるいを通過した土壌を、それぞれ同じ重量混合したもの）をダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（以下(6)において「告示」という。）別表土壌の項に規定する方法により測定することにより行う。

なお、告示別表備考3に規定する簡易測定方法により測定を行った場合にあっては、測定により得られた値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を告示別表土壌の項に規定する方法により測定した値とみなす。ただし、簡易測定値が500pg-TEQ/gを超えた場合は、さらに当該土壌を告示別表土壌の項に規定する方法（告示別表備考3に規定する簡易測定方法を除く。）により測定し、得られた値をもって測定した値とみなす。

【ポイント】

3(6)以降は、試料採取から調査結果の評価等について定めています。試料採取以降の調査の流れは、図15のとおりになります。

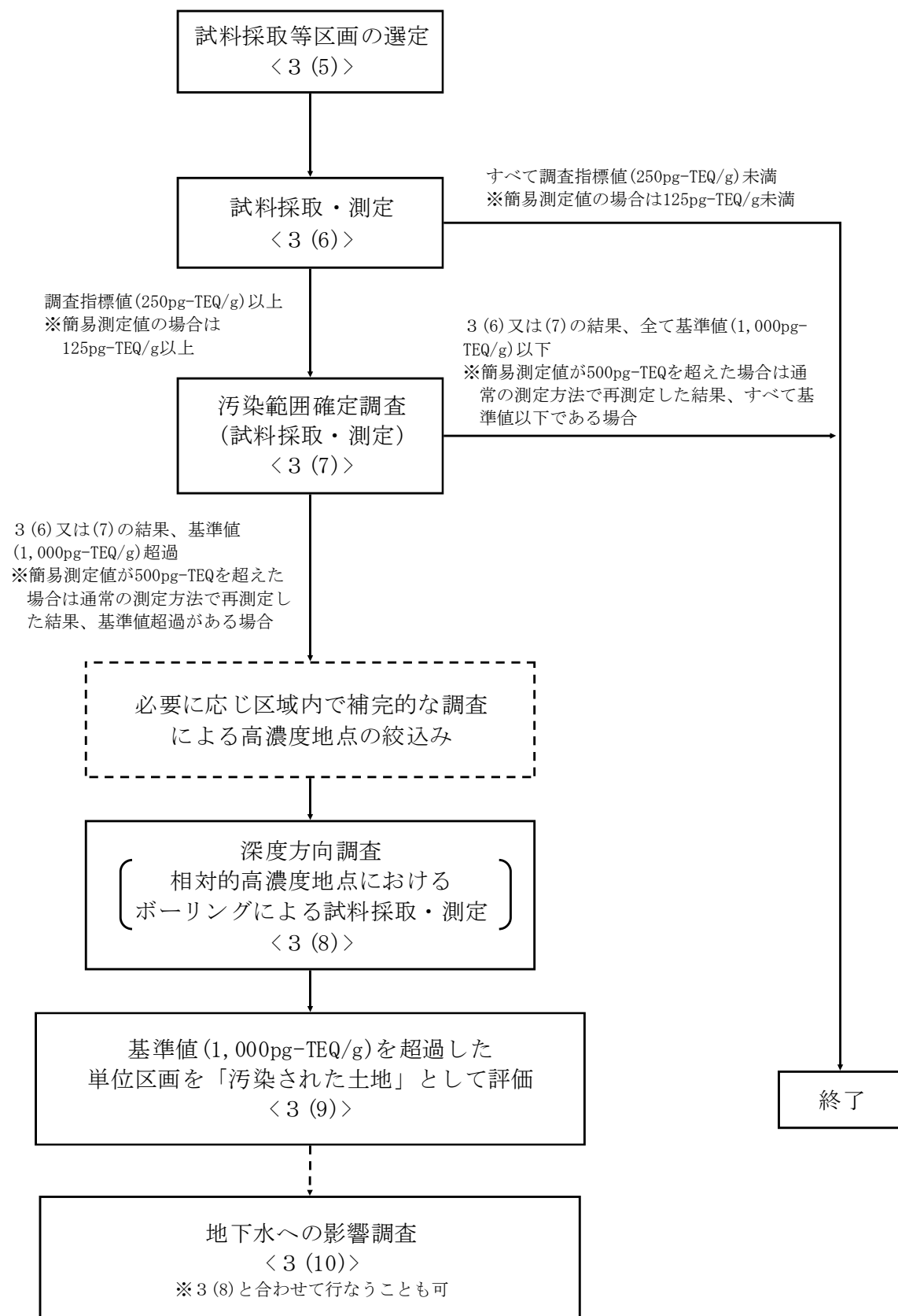


図15 ダイオキシン類に関する試料採取等以降の調査の流れ

また、試料の採取及び測定の方法をまとめると、次の表7のとおりになります。

表7 試料採取等の具体的方法

試料採取地点の 設定方法 (3(6)イ)	試料採取等区画(次に掲げるものを除く。)		原則として、試料採取等区画内の5地点で試料を採取し、試料調整後に均等混合(3(6)イ(7)) ※具体的な取扱いについては、 p63①a 参照
	ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地に係る試料採取等区画		排水管や排水路の継ぎ目又は集水枡の付近など汚染のおそれが最も高い1地点で試料採取(3(6)イ(イ)) ※具体的な取扱いについては、 p64①b 参照
試料採取の方法 (3(6)イ)	深さ5センチメートルまでの土壌を採取するものとし(当該場所の位置が、農用地等人為的な攪拌を伴う場合は、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ30センチメートルまでの土壌を採取するものとする。)、具体的には、ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(平成21年3月環境省水・大気環境局土壌環境課、以下「DXNs土壌マニュアル」という。)4.2(1) d)～h)に掲げる方法による。 ※試料の採取に当たっては、可能な限り落ち葉等で覆われていない場所を選定し、表層に落ち葉等の被覆物がある場合には、それらを除去するものとします。やむを得ず草地等で採取する場合には、植物体の地上部を鎌等で刈り取り、除去した後、土壌を根茎を含んだ状態で採取するものとする。 ※3(8)による深度方向調査の場合は、DXNs土壌マニュアル4.1(3) b)に掲げる方法で行う。		
試料の調製・測定方法 (3(6)ウ)	試料の調製		DXNs土壌マニュアル4.3に掲げる方法
		土壌マニュアル法 ^{注)}	DXNs土壌マニュアル5に掲げる方法
	測定	簡易測定法 (p66② 参照)	土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル(平成21年3月環境省水・大気環境局土壌環境課)7から12に掲げる方法

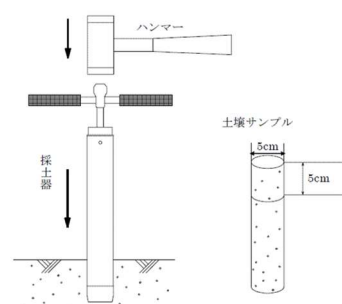


図 試料採取の例

注) 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)別表土壌の項に掲げる方法をいう。

① 試料採取地点の設定方法について

a 通常の場合（ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地に係る試料採取等区画以外の場合）（3(6)イ(7)）

試料採取は、汚染のおそれが生じた場所の位置（深度）において、図16のとおり、試料採取等区画の中心とその周辺4方向に位置し、かつ、同地点から2.5メートル以上離れた当該試料採取等区画内にある4地点の合計5地点で行うことを基本としますが、試料採取等区画の状況により、これらの場所に調査対象地や裸地がない場合、土地の傾斜が著しい等の理由で土壌を採取することが困難な場合については、当該試料採取等区画内で代表性が確保できる5地点を任意に選定して試料採取を行うことができます。

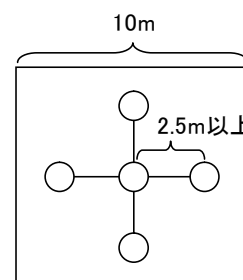


図16 試料採取地点の設定例

ここで採取した試料は、試料の調製過程で風乾、ふるい操作後に等量混合（5地点均等混合）して測定します。

また、試料採取等対象区画のうち裸地面積の合計が80平方メートル未満の場合は、表8のとおり、その面積に応じて試料採取地点数を減らすことができます。

なお、条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）にあっては、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壌について、試料採取の対象から除くことができます。

表8 試料採取等区画内の裸地面積と試料採取地点数関係

試料採取等対象区画内の裸地面積	試料採取地点数
80～130㎡	5地点
50～80㎡	4地点以上
40～60㎡	3地点以上
20～40㎡	2地点以上
20㎡未満	1地点以上

これらをもとに、図14(p58)で示した試料採取等区画の設定の例において試料採取地点を設定した場合の例は、次の図17のようになります。

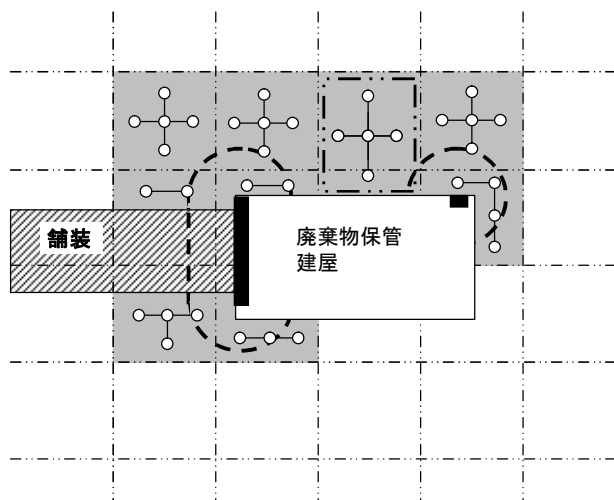


図17 試料採取地点の設定例

**b ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地に係る試料採取等区画の場合
(3 (6)イ(イ))**

ダイオキシン類を含む汚水に係る配管が設置されていた土地に係る試料採取等区画における試料採取地点の設定方法は、通常の場合（5地点均等混合）と異なり、排水管や排水路の継ぎ目又は集水枡の付近など汚染のおそれが最も高い1地点において試料採取を行います。

具体的な試料採取地点の設定例は、図19のようになります。

なお、条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質変更時の調査（土地の形質の変更に係るものに限る。）にあっては、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壌について、試料採取の対象から除くことができます。

また、試料採取等区画が、ダイオキシン類を含む汚水に係る配管が設置されていた土地（3 (4)ア(エ)）と、それ以外の土壌汚染が存在するおそれが比較的高いと認められる土地（3 (4)ア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)）に係るものである場合については、表層で5地点均等混合、排水経路の下等の1地点の試料採取の両方の試料採取を行う必要が生じる場合があります（図18参照）。

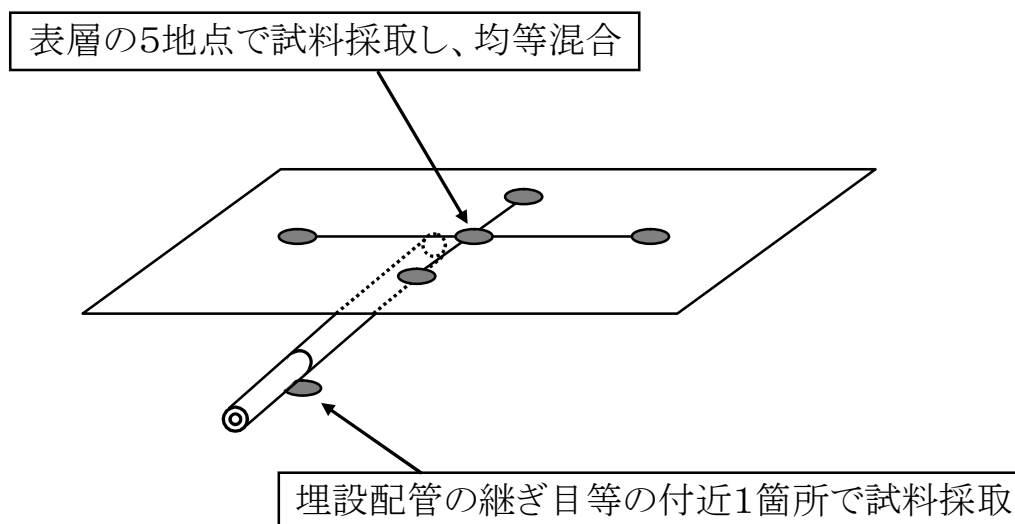
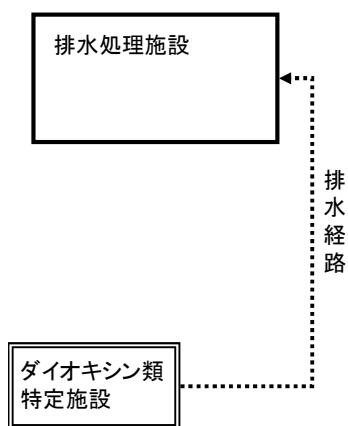
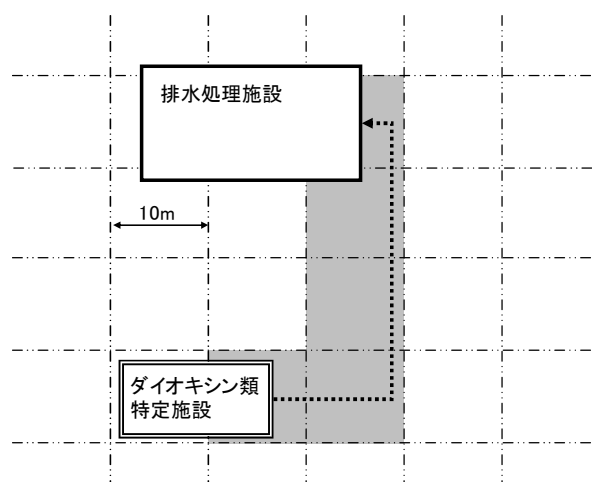


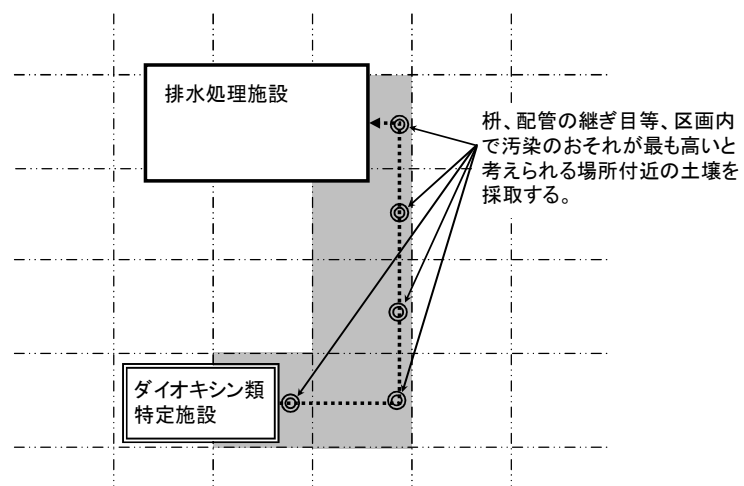
図18 表層と地中で試料採取を行う場合の例



(1) 3 (4) ア (エ) の「ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等」の位置を確認する。



(2) 3 (5) により10メートル格子を設定し(図では起点の記載は省略)、試料採取等の対象となる区画を設定する。(灰色の部分)



(3) 3 (6) イ (イ) により試料採取を行う地点を決定する。

図19 排水経路に係る土地における試料採取地点の設定例

② 簡易測定法について

ダイオキシン類の測定は、土壌マニュアル法（「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）別表土壌の項に掲げる方法）で行うことを基本としますが、同別表備考3に掲げる簡易測定法により行うことも可能です。ただし、簡易測定法で測定した場合には、結果によって土壌マニュアル法により再度測定する必要があることに注意が必要です。

INFO

① 土壌マニュアル法と簡易測定法の比較

【土壌マニュアル法】

（抽出）ソックスレー抽出

（測定）高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計（GC/HRMS）

※PCDDs及びPCDFsの測定において2種類以上のカラムを併用して測定すること。

【簡易測定法】

（抽出）①ソックスレー抽出、②高圧流体抽出のいずれか

（測定）次のいずれかによること。

①高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計（GC/HRMS）

②ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計（GC/QMS）

③ガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計（GC/ITMS/MS）

（ガスクロマトグラフ イオントラップ形質量分析計とも呼ばれる。）

※通常法では、PCDDs及びPCDFsの測定において2種類以上のカラムを併用して測定することとしているが、簡易法では、①～③の全ての方法において、カラムによってはPCDDs及びPCDFsを同時に1回で測定できるとしている。

② 簡易測定法の測定値の取扱い

簡易測定法による測定した値は、通常の測定方法で得られた値と異なり、次の図20のように測定値の半分から2倍の範囲の幅を持った値として取り扱います。

また、図中(b)のように簡易測定法により測定した値が500pg-TEQ/gを超えた場合は、基準値超過のおそれがあるため、土壌マニュアル法で再度測定し直す必要が生じます。

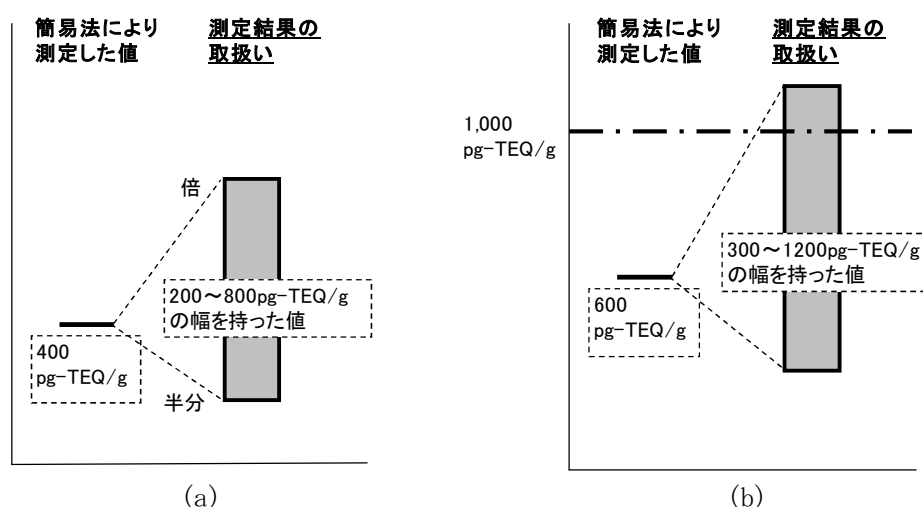


図20 簡易測定法により測定した値の取扱い例

指針 3 (7) 汚染範囲確定調査の実施

(6) ウの測定の結果、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g (以下「調査指標値」という。) 以上であることが確認された場合にあっては、次のとおり汚染範囲を確定するための試料採取等を行うものとする。

なお、次のア又はウによる試料採取等の結果、調査指標値以上の土壌が確認された場合にあっては、さらに汚染範囲を確定するための試料採取等をア又はウにより行うものとする。

ア 調査指標値以上の土壌が確認された場合 (イ及びウの場合を除く。)

当該土壌を採取した単位区画に隣接する単位区画のうち試料採取等が行われていないものについて、(6)の例により試料採取等を行うこと。

イ ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等の近傍で調査指標値以上の土壌が確認された場合
(4)ア(エ)に係る土地 (ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地に限る。) で調査指標値以上 (1,000pg-TEQ/gを超える場合を除く。) の土壌が確認された場合は、当該土壌を採取した単位区画内の汚水の移動経路の直下の土壌を露出させ、目視により土壌の状況を確認する方法等により適当な地点を選定し、(6)イ及びウの例により試料採取等を行うこと。

ウ 移動経路等において調査指標値以上の土壌が確認された場合

(4)ア(カ)に係る土地で調査指標値以上の土壌が確認された場合は、移動経路等であって試料採取等が行われていない土地のうち、移動経路等のうち場外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計100平方メートルの土地 (対象となる土地が100平方メートルに満たない場合は、対象となる全ての土地) を含む単位区画について、(6)イ及びウの例により試料採取等を行うこと。

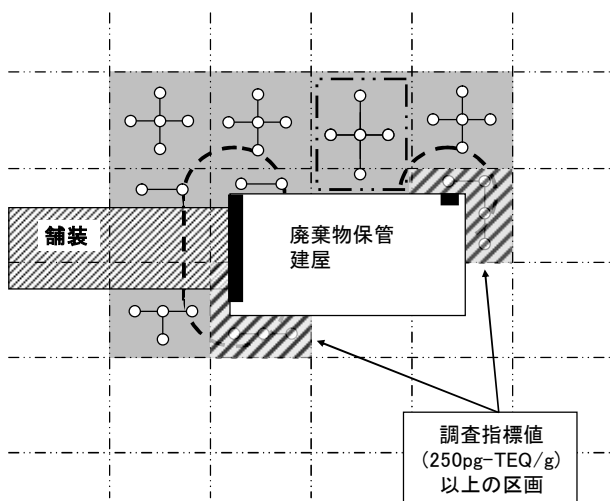
【ポイント】

3 (6) の試料採取等の結果、調査指標値 (250pg-TEQ/g) 以上の土壌が確認された場合は、汚染範囲を確定させるための追加調査が必要になります。

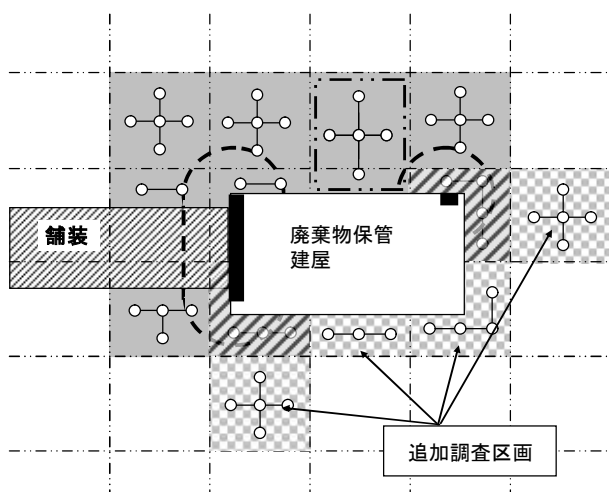
汚染範囲確定調査の方法は、次のとおり、調査指標値以上の土壌が確認された場所の種類によって異なります。なお、汚染範囲確定調査は、調査対象地の範囲外についてまで行うことを求めているものではありません。

分類		汚染範囲確定調査の概要	例
3 (7) ア	調査指標値以上の土壌が確認された場合 (次の場合を除く)	隣接する単位区画であって、試料採取等の対象となっていないものについて、3 (6) と同様に試料採取等調査を行う。 ^(注)	P68 図21
3 (7) イ	ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等の近傍で調査指標値以上の土壌が確認された場合	当該単位区画内の排水経路の直下の土壌を露出させ、目視により適当な地点を選定し、追加調査を行う ※試料の採取等は3 (6) と同様に行う。	P69 図22
3 (7) ウ	廃棄物の移動経路等において調査指標値以上の土壌が確認された場合	移動経路等 (3 (4) ア(カ)) であってまだ調査対象となっていない土地のうち、敷地出口に最も近い100㎡の土地について、3 (6) と同様に試料採取等調査を行う	P70 図23

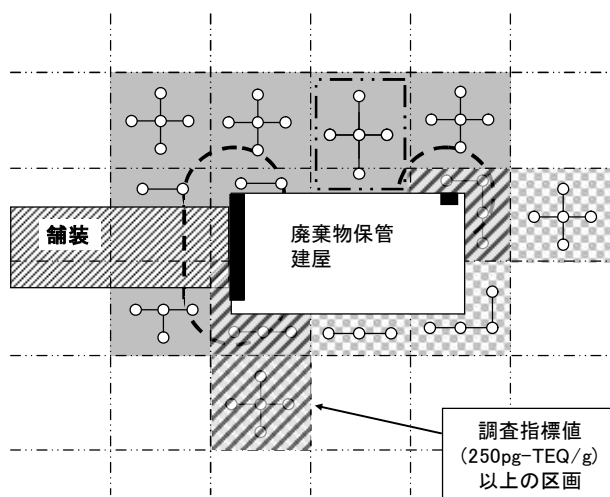
(注) 被覆された土地以外の土地が存在しない単位区画については、調査は必要ありません。



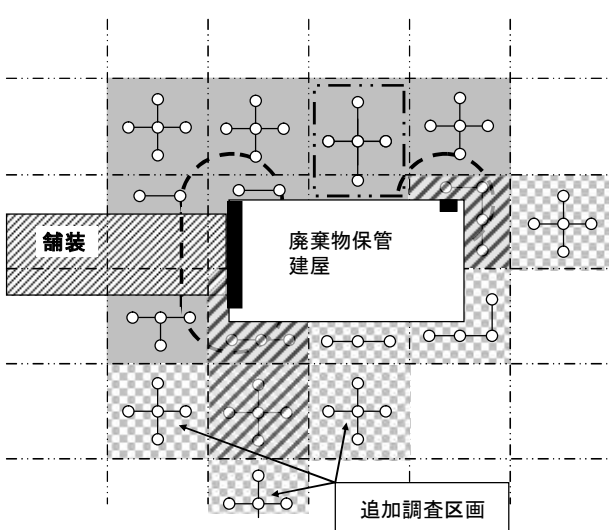
(a) 調査の結果、調査指標値以上であった区画を確認する。



(b) 調査指標値以上であった区画に隣接する未調査の区画を追加調査の対象とする。



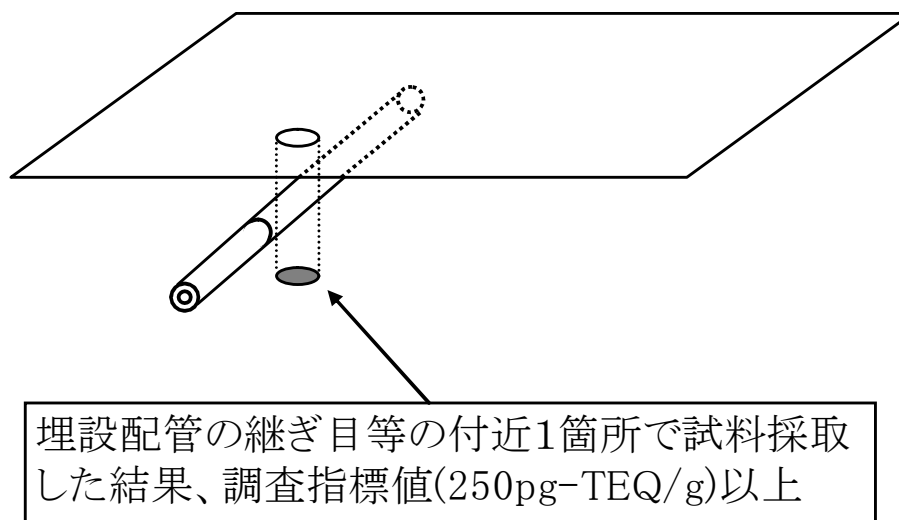
(c) 追加調査の結果、調査指標値以上であった区画を確認する。



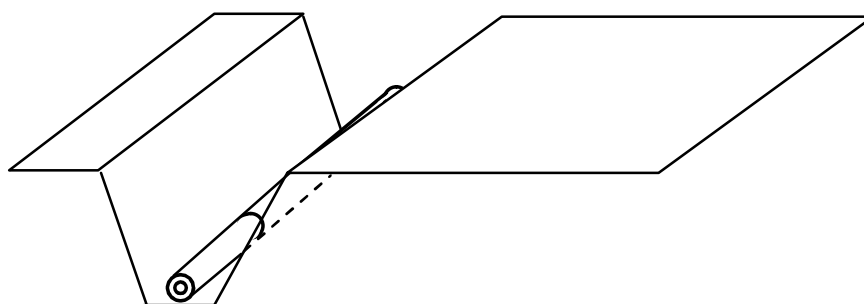
(d) 追加調査の結果、調査指標値以上であった区画に隣接する区画を(b)と同様に追加調査の対象とする。

※その結果、調査指標値以上の区画が確認された場合は、さらに(b)～(d)と同様に追加調査を行う。

図21 標準的な汚染範囲確定調査の流れの例

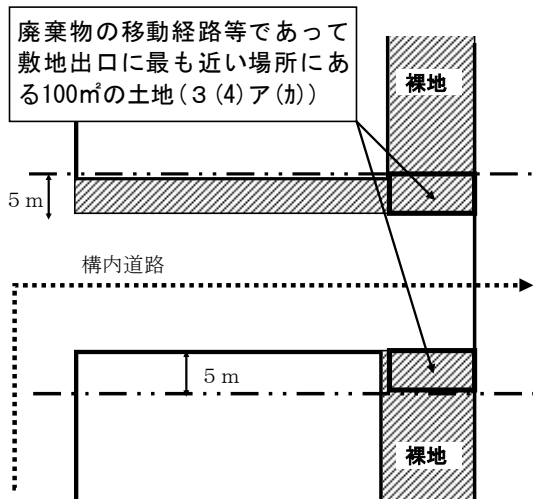


(a) 調査指標値以上であった試料採取地点を確認する。

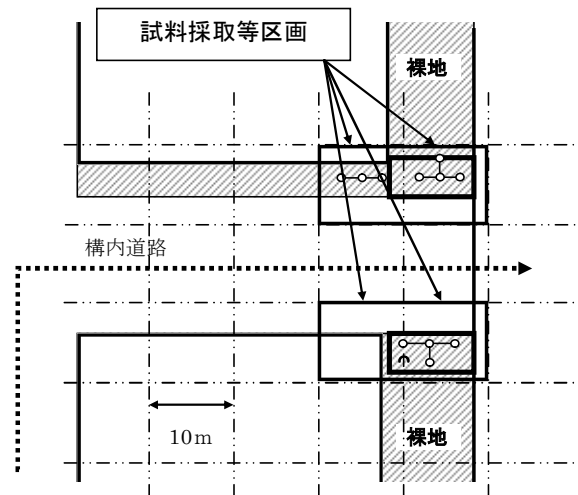


※配管の破損・腐食等の状況、土壌の色・臭気・濡れ具合等から総合的に判断

図22 ダイオキシン類を含む污水に係る配管等の近傍で調査指標値以上の土壌が確認された場合の汚染範囲確定調査の流れの例

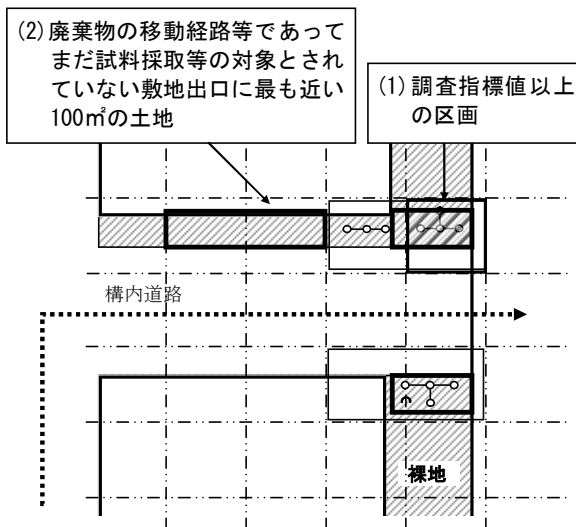


(a) 3(4)ア(カ)に該当する土地(移動経路等のうち敷地出口に最も近い100㎡の土地)を設定する(p57参照)

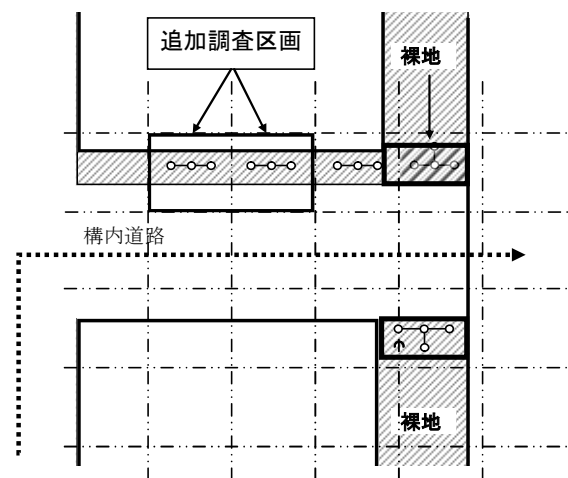


(b) (a)の土地を含む単位区画において、試料採取等を行う(3(5)、(6))

※(a)及び(b)は、最初に行われる試料採取等調査であり、汚染範囲確定調査ではありませんが、調査の流れを分かりやすくするため記載したものです。



(c) 調査指標値以上であった区画を確認し、(a)で試料採取等の対象となった土地以外で移動経路等のうち敷地出口に最も近い100平方メートルの土地を設定する。



(d) (c)の土地を含む単位区画において、追加調査を行う

※その結果、調査指標値以上の区画が確認された場合は、さらに(c)(d)と同様に追加調査を行う。

図23 廃棄物の移動経路等において調査指標値以上の土壌が確認された場合の汚染範囲確定調査の流れの例

指針 3（８） 深度方向調査の実施

ア 調査実施者は、(6)又は(7)により行った調査の結果、土壤に含まれるダイオキシン類の量に関する基準（規則別表第12の2の3に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しなかった地点があるときは、隣接する全ての単位区画における試料採取等の結果と比べ、高い濃度が検出された地点で試料採取等を行うものとする。

イ アの試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 地表面又は汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ5センチメートルまで、5センチメートルから10センチメートルまで、10センチメートルから15センチメートルまで及び15センチメートルから20センチメートルまでの各深度で土壤を採取すること。

(イ) (ア)により採取されたそれぞれの土壤について、(6)ウの方法により測定すること。

ウ 深度15センチメートルから20センチメートルまでの土壤の調査の結果、ダイオキシン類の量に関する基準を超過している場合にあっては、ダイオキシン類の量に関する基準以下になると予想される深度まで適当な間隔をおいてイの例により試料採取等を実施すること。

【ポイント】

表層土壤で環境基準を超過していることが判明した場合には、原則として隣接する全ての単位区画における試料採取等の結果と比べ、高い濃度が検出された区画（図24の例を参照）において、ボーリングにより土壤の深度別のダイオキシン類を測定します。

なお、ボーリングにおいては、区画内でさらに補完的な調査を行い高濃度地点を絞込むことで、具体的な調査地点を決定することもできます。

80	200	700	600	120					
100	300	1040	1010	400	120	80	50		
200	800	1200	1050	500	700	600	700	140	
200	500	1030	600	320	700	1050	1100	550	130
	140	800	240	150	200	500	800	220	
		180				120	240		

※この例では汚染の目玉が2箇所があり、○印の2区画で深度調査を行う必要がある（数字は、区画毎のダイオキシン類濃度（pg-TEQ/g））。

図24 深度方向調査を行う区画の選定例

また、ダイオキシン類に係る深度方向調査(ボーリング)は、特定有害物質の場合と試料採取方法が大きく異なります（図25参照）。

なお、深度方向の汚染範囲の境界は、基準値(1,000pg-TEQ/g)を超過した深度とその直近の基準値以下であった深度の中間とします。

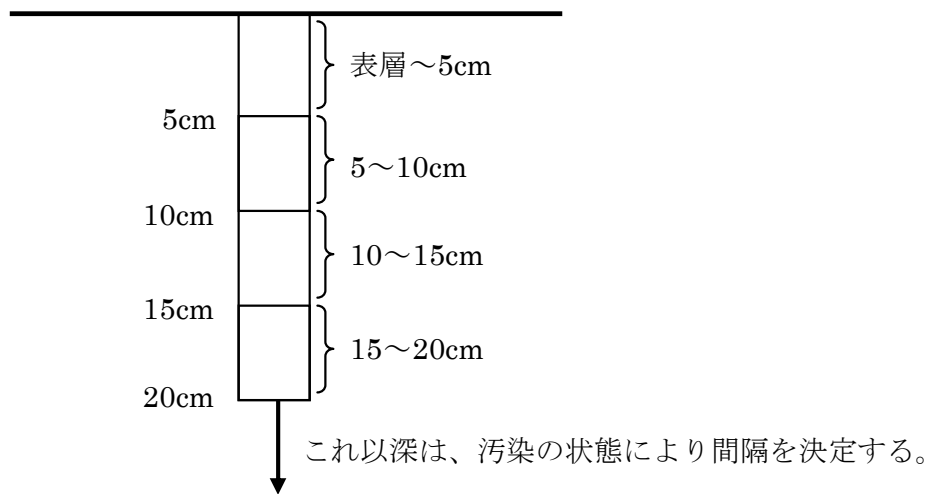


図25 ダイオキシン類に係る深度方向調査の試料採取方法

指針 3 (9) 試料採取等の結果の評価

(6)又は(7)により行った調査の結果、土壤に含まれるダイオキシン類の量に関する基準に適合しない土壤が確認された場合は、当該土壤を採取した単位区画の区域を、土壤に含まれるダイオキシン類の量に関する基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

INFO

基準値(1,000pg-TEQ/g)を超過すると、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類土壤汚染対策地域として指定される場合(※)があります。

※対策地域として指定できる要件

人が立ち入ることができる地域（工場又は事業場の敷地の区域のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者以外の者が立ち入ることができないものを除く。）である場合

指針 3 (10) 土壌汚染による地下水への影響の調査の方法

土壌汚染による地下水への影響の調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア (8)に掲げる方法により深度方向調査を行うこと。

イ アにより行った調査の結果、帯水層に汚染が生じているおそれが認められた場合^①は、当該調査を行った地点において汚染のおそれが認められる帯水層の地下水を採取^②すること。

ウ イにより採取された地下水を、地下水質測定方法により測定^③すること。

【趣旨等】

ダイオキシン類の土壌中での移動速度は、「土壌中のダイオキシン類に関する検討会（第一次報告）（平成11年7月）」によると、「土壌に非常に強く吸着し、また水にはほとんど溶解しないため、土壌中での移動はきわめて小さいと推測される。」とされており、表層から土壌が汚染された場合には、汚染が帯水層まで達する事例は少ないと考えられますが、仮に汚染が帯水層に達し、地下水汚染が生じている場合は、周辺にも影響を与えているおそれがあり、迅速な対応が必要になることから、深度方向調査の結果から「帯水層に汚染が生じているおそれがある」と判断された場合には、地下水調査を実施します。地下水から汚染が生じる可能性の推定については、「ダイオキシン類汚染土壌に起因する地下水経緯での摂取による影響への対応に係る技術的留意事項」（平成30年3月環境省 水・大気環境局 土壌環境課）4.1においてもその確認方法の記載がありますので参考としてください。

なお、調査の結果、地下水汚染が確認され、条例第113条の3以降の規定に基づき環境汚染対策を講ずる必要が生じた場合については、速やかに土壌からの地下水汚染防止措置あるいは地下水の浄化対策等を実施する必要があります。

【ポイント】

①「帯水層に汚染が生じているおそれが認められた場合」

帯水層に汚染が生じているおそれは、3(8)の深度方向調査により把握された汚染の分布状況、地層の状態及び地下水の水位などから総合的に判断します。

ここでいう帯水層とは、地下水によって飽和している地層を指し、地下水位が定期的に変動する場合は、地下水位が最も高くなる時期の地下水位によって判断します。そのため、帯水層の位置を判断する際には、地下水位の季節変動や近傍における地下水の揚水の有無等を考慮する必要があります。

なお、帯水層に汚染が生じているおそれがないと判断された場合には、その段階で調査は終了となります。この場合、帯水層に汚染が生じているおそれがないと判断した根拠についても調査報告書に記載しておく必要があります。

②「帯水層の地下水を採取」

ダイオキシン類は、土壌粒子やフミン質等に吸着して水に混入する 경우가多いことが知られており、水のダイオキシン類濃度はそれらの混入に大きく影響されることから、地下水の採取にあたっては、注意が必要です。

具体的には、「ダイオキシン類の測定のための地下水の採水に係る留意事項について」（平成12年4月26日付け環水企第231号環境庁水質保全局企画課、海洋環境・廃棄物対策室長通知）を踏まえて行うものとし、特に、孔内への表土や異物の混入を防止すること、井戸掘削後に十分に井戸洗浄を行うこと、採水時に異物等が混入しないようにすることについて、十分配慮する必要があります。

ります。また、ダイオキシン類の調査と同時に、pH、水温、電気伝導度、SS等、採水した水の状態を示す基本的項目についても調査を行ってください。

③「地下水質測定方法により測定」

採取した地下水の測定は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）の別表水質の項に掲げる方法（JIS K 0312に定める方法）により行うものとしてください。

指針 3 (11) 調査義務が発生する前に行われた調査の結果の利用

ア 調査対象地において、条例調査の義務が発生する前に(4)から(8)までによる試料採取等と同等程度に土壤のダイオキシン類による汚染の状況を把握できる精度を保って①試料採取等が行われたと認められる場合であって、当該試料採取等の後に土壤のダイオキシン類による汚染が生じたおそれがないと認められるとき②は、(1)にかかわらず、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなすことができる。

イ 調査対象地において、条例調査の義務が発生する前に(10)による土壤汚染による地下水への影響の調査と同等程度に土壤汚染による地下水への影響を把握できる精度を保って調査が行われたと認められる場合であって、当該試料採取等の後に土壤のダイオキシン類による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、(10)にかかわらず、当該調査の結果を(10)による調査の結果とみなすことができる。

【ポイント】

①「同等程度に土壤のダイオキシン類による汚染の状況を把握できる精度を保って」

試料採取等の密度が、3(4)から(8)までによる試料採取等と同等程度であり、かつ、試料採取等が適切に行われていることを指します。

②「当該試料採取等の後に土壤のダイオキシン類による汚染が生じたおそれがないと認められるとき」

過去の条例調査の後に、ダイオキシン類管理対象地において、ダイオキシン類特定施設の使用又は解体や、ダイオキシン類特定施設の使用に伴い生じた廃棄物の取扱い等が一度も行われていない場合は、これに該当します。

4 汚染された土地の区画形質の変更に伴う公害の防止の方法及び汚染の除去等の措置の方法

4. 1 汚染された土地の区画形質の変更に伴う公害の防止

(土地の区画形質の変更に伴う公害の防止)

条例第58条 土地の区画形質の変更を行おうとする者は、当該土地の土壤の汚染状態及び当該土地に埋め立てられた物の状態に配慮し、汚染された土壤又は埋め立てられた物に起因する公害が発生しない方法により行うように努めなければならない。

指針 4 (1) 汚染された土壤に起因する公害が発生しない土地の区画形質の変更の方法

条例第58条第1項に規定する汚染された土壤に起因する公害が発生しない土地の区画形質の変更の方法は、次のとおりとする。

ア 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透（以下「飛散等」という。）を防止するために必要な措置①を講ずること。

イ 土地の形質の変更に当たり、汚染土壤（土壤溶出量基準又は土壤に含まれるダイオキシン類の量に関する基準に適合しないものに限る。）が当該土地の帯水層に接すること等による地下水への影響を防止するために必要な措置②を講ずること。

ただし、次に掲げる土地については、この限りでない。

(ア) 土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められる土地③であって、当該土地の土壤の第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

(イ) 土壤の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来すると認められる土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）が埋められている場所を除く。）であって、次に掲げるもの

a 大正11年4月10日から昭和52年3月14日までの間に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が、第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物にあつては土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に、第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）にあつては第二溶出量基準に適合するもの

b 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

ウ 条例第113条の3に規定する環境汚染の拡大、増大又は継続の防止の措置が講じられている土地において土地の形質の変更を行う場合は、当該措置の効果が損なわれないようにすること。④

エ 汚染された土地による人の健康に係る被害が生ずるおそれが現に認められない土地におい

て、土地の区画形質を変更することにより、人の健康に係る被害が生ずるおそれを生じさせないこと。⑤

【趣旨等】

汚染された土地において土地の区画形質の変更を行う場合は、汚染土壤に起因する公害が発生しない方法により行うよう努める必要があります。

当該規定は、土壤汚染を除去することを目的としたものではありませんが、土壤汚染の除去等（４（３）参照）を目的とした工事の一環として土地の区画形質の変更を行う場合についても、適用されます。

汚染された土地において土地の区画形質の変更を行う場合の全体の流れは、図26のとおりで、まずは当該変更に伴う汚染された土壤に起因する公害を防止するために必要な計画（公害防止計画）の作成から進めます。

なお、土地の区画形質の変更に伴い条例の規定に基づき土壤の汚染状況の調査を行った結果、土壤汚染が判明した土地（土壤汚染の原因が自然的原因であると判断された場合を除く。）については、公害防止計画の作成及び実施並びに周辺地域の住民等への周知にあたり、予め県又は権限移譲市に計画書を提出し、完了後にはその結果を報告する必要があります。

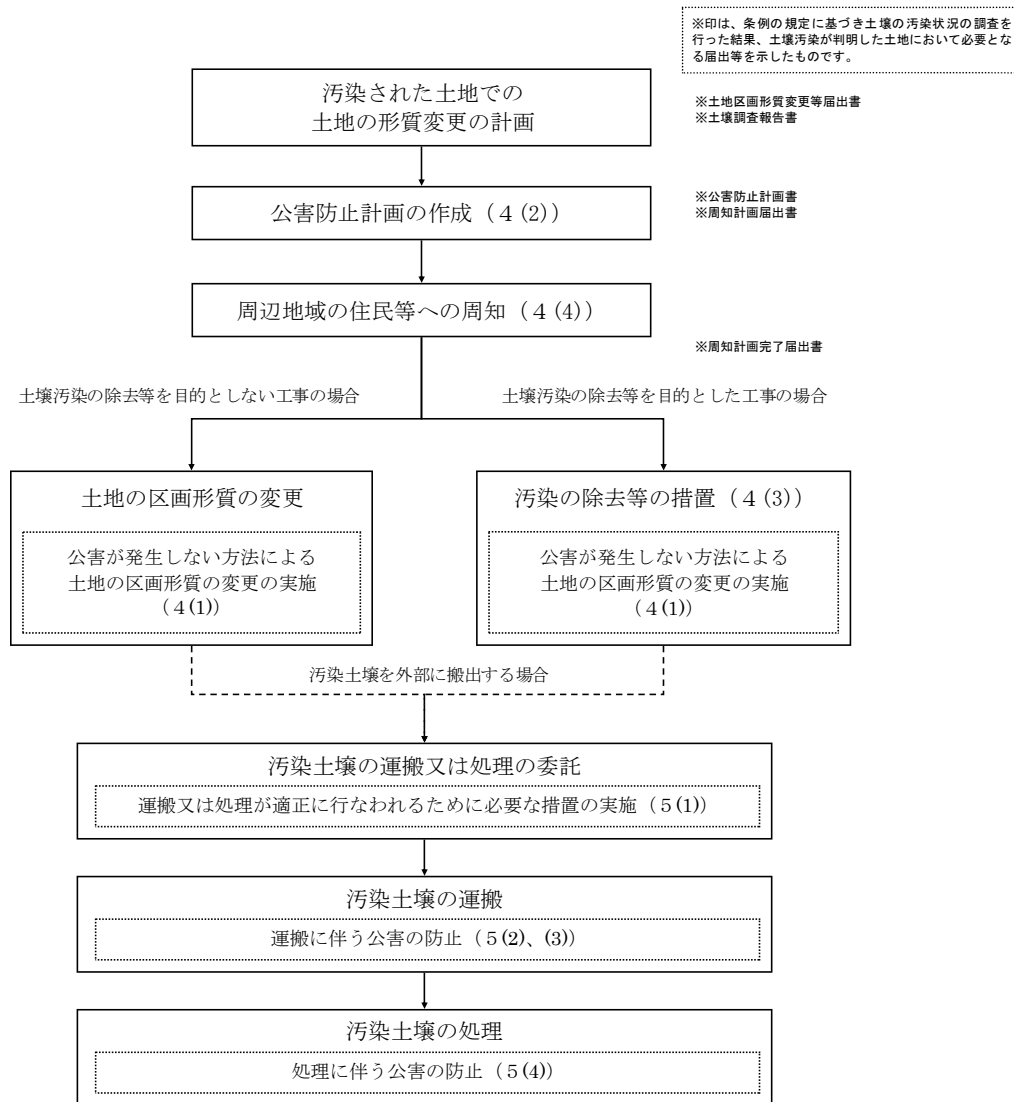


図26 汚染された土地における土地の区画形質の変更の流れ

【ポイント】

①「特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透（以下「飛散等」という。）を防止するために必要な措置」

具体的には次のような措置を講ずることが考えられます。

- (1) 適度な散水を行うほか、必要に応じて仮囲い又は防塵ネット等を設けること。
- (2) 降雨(少雨の場合を除く。)や強風が予想される場合の作業は、有効な飛散、流出等の防止対策が講じられる場合を除き避けること。
- (3) 掘削による揮発性物質の揮散を抑えるよう配慮するとともに、汚染が高濃度の場合については、発生したガスの回収・処理を行うための設備を設けること。
- (4) 掘削した汚染土壌を仮置きする場合は、シート等で養生した上で行うこと。
- (5) 運搬車両に汚染土壌が付着することにより周辺に拡散するおそれがある場合は、必要に応じて通路の養生やタイヤの洗浄等を行うこと。
- (6) 汚水の発生が予想される場合は、集水施設及び処理施設等を設けること。

②「帯水層に接すること等による地下水への影響を防止するために必要な措置」

(1) 汚染土壌の帯水層への接触の防止

土地の形質の変更によって汚染土壌（土壌溶出量基準又は土壌に含まれるダイオキシン類の量に関する基準に適合しないものに限る。）が帯水層に接することによる新たな汚染の拡散を防止するための措置を指します。また、既に帯水層に接している汚染土壌について、当該部分に対する土地の形質の変更を行う場合についても、同様に汚染の拡散を防止するための措置が必要となります。

なお、形質変更対象深度が帯水層より浅い場合や、汚染土壌が形質変更対象深度より深い位置のみにある場合は、形質変更に伴い新たな汚染の拡散が懸念されないことから、特段の措置を講ずる必要はありません。

具体的には、平成31年環境省告示第5号又は平成23年環境省告示第54号の定めに従って行うものとし、詳細は「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版」（令和4年8月）5.9.2及び5.9.3並びにAppendix-12及びAppendix-13を参考にしてください。

INFO

【土壌汚染対策法との相違点】

帯水層への影響を回避する方法として、土壌汚染対策法では、形質変更時要届出区域（一般管理区域）については平成31年環境省告示第5号の方法により、形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）については、平成23年環境省告示第54号の方法によることとしていますが、条例においては、土地の種類によらず平成31年環境省告示第5号又は平成23年環境省告示第54号と同等の方法により施行することを認めています。

(2) 将来的に発生が予想される地下水への影響の未然防止

土地の区画形質の変更によって直ちに発生する影響だけでなく、例えば、それにより雨水の浸透経路が変わることにより将来的に帯水層に汚染が拡大することが想定される場合には、必要な対策を講ずる必要があります。

③「土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められる土地」

土壌汚染が専ら自然に由来すると認めるにあたっては、汚染原因が不明であること、土壌の汚染の状況の調査において、土壌汚染が地質的に同質な状態で広がっていることが確認されていることに加え、特定有害物質の種類、含有量等を総合的に勘案して判断する必要があります。

具体的な判断方法は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版」（令和4年8月）Appendix-3を参考にしてください。

④「当該措置の効果が損なわれないようにすること。」

土地の形質変更に伴い環境汚染の拡大、増大又は継続の防止のために設けられた構造物に一時的に変更を加えた場合には元に戻すなど、土地の形質の変更後に環境汚染の拡大等が生ずるおそれがない状態にすることを指します。

⑤「汚染された土地による人の健康に係る被害が生ずるおそれが現に認められない土地において、土地の区画形質を変更することにより、人の健康に係る被害が生ずるおそれを生じさせないこと。」

例えば、土壌含有量基準に適合しない汚染土壌が存在する土地であって、関係者以外の立入りが禁止されることにより人の健康に係る被害の防止が図られているものについて、土地の一部を売却することにより、残った土地について立入禁止措置が講じられなくなる場合に、囲いを追加設置すること等が該当します。

4. 2 公害防止計画

条例第60条（略）

4 第2項の規定による調査を実施した事業者は、特定有害物質使用地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準に適合していないことを確認したときは、第58条の6の指針(指針4(2))に基づき、当該土地の区画形質の変更に伴う当該汚染された土壌に起因する公害を防止するために必要な計画（以下「特定有害物質使用地公害防止計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地について、土壌汚染対策法第6条第1項又は同法第11条第1項の規定による指定がされた場合にあっては、当該指定に係る土地の区域については、特定有害物質使用地公害防止計画（当該指定に係る特定有害物質の種類と同一の特定有害物質に係るものに限る。）を作成することを要しない。

指針 4（2） 公害防止計画の内容

条例第60条第4項（条例第63条の3において準用する場合を含む。）に規定する公害防止計画として記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 条例第58条第1項に規定する汚染された土壌に起因する公害が発生しない土地の区画形質の変更の方法に関する事項
- イ 汚染土壌を敷地外に搬出する場合であって、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託するときは、条例第58条第3項に規定する措置に関する事項
- ウ 汚染土壌を敷地外に搬出する場合であって、自ら運搬又は処理を行うときは、条例第58条の4及び第58条の5に関する事項
- エ 当該土地の区画形質の変更に伴う公害を防止するための管理体制及び責任体制に関する事項
- オ (3)に掲げる土壌汚染の除去等の措置として行われる土地の形質の変更については、土壌汚染の除去等の措置の実施の方法に関する事項

【趣旨等】

当該規定は、条例第60条第2項（第63条の3で準用する場合を含む。）に基づく土壌の汚染状況の調査により土壌汚染が判明した特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地において土地の区画形質変更を行う場合に、当該変更に伴う汚染された土壌に起因する公害を防止するために必要な計画（公害防止計画）を作成する際に盛り込むべき内容を示したものです。

なお、自主的な調査により汚染が判明した土地において土地の区画形質の変更を行う場合や、条例の規定に基づき土壌の汚染状況の調査を行った結果、土壌汚染が判明した場合であっても、当該土壌汚染の原因が自然的原因であると判断された場合については、当該規定に基づく公害防止計画の作成の対象になりませんが、その場合でも条例第58条等により汚染土壌に起因する公害の発生を防止するよう努めるよう定められていることから、土地の区画形質変更にあたっては当該規定に準じて公害防止のための計画を作成することが望まれます。

【参考資料】 「技術者向け現場管理ハンドブック」 （（一社）土壤環境センター）

※（一社）土壤環境センターのホームページからダウンロードできます。

土壤汚染の対策業務における管理には、土木、地質、化学など様々な分野に係わる豊富な知識と経験が必要とされますが、多くの現場で現場技術者・作業者に十分な経験があると限らない状況にあるというのが実状であり、一般の土木建築工事からは想像もつかない不具合に遭遇してしまう事も少なくありません。

この資料には、現場で実際に生じた、あるいは発生する恐れがあった不具合事例が多く掲載されていますので、参考としてご活用ください。

【ポイント】

公害防止計画に記載すべき各事項の具体的な内容は、表9のとおりです。

表9 公害防止計画の記載事項の具体的な内容

記載事項	具体的な記載内容
(1) 条例第58条第1項に規定する汚染された土壤に起因する公害が発生しない土地の区画形質の変更の方法に関する事項	土地の区画形質変更工事の基本的内容 ※「土地区画形質変更等届出書」の内容と重複する部分については、県又は権限移譲市への提出を省略できます。 (例) ・ 工事の目的、内容 ・ 工事の開始予定時期及び期間 ・ 現況図 ・ 汚染土壤が存在する範囲※、工事対象範囲(汚染土壤の掘削・埋戻し範囲等)、仮置場等を含む汚染土壤に係る管理対象範囲を記載した図面 ※特定有害物質の種類並びに含有量基準超過、溶出量基準超過及び第二溶出量基準超過の別毎に整理すること。 ・ 竣工図 ・ 搬出入土量(対策土量)、埋戻土の品質管理方法 ・ 地形、地質、地下水位に係る情報 ・ 作業工程表 - 等
	汚染された土壤に起因する公害の発生を防止するための措置の内容 (指針4(1)により求められる対策等の内容)

(2) 汚染土壌を敷地外に搬出する場合であって、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合にあつては、条例第58条第3項に規定する措置に関する事項	汚染土壌の運搬又は処理が適正に行われるための措置の内容 (指針5(1)により求められる措置の内容)
(3) 汚染土壌を敷地外に搬出する場合であって、自ら運搬又は処理を行う場合は、条例第58条の4及び第58条の5に関する事項	汚染土壌の運搬又は処理に伴う公害の発生を防止するための措置の内容 (指針5(2)～(4)により求められる措置の内容)
(4) 当該土地の区画形質の変更に伴う公害を防止するための管理・責任体制に関する事項	・ 工事責任者、作業主任者等の管理体制 ・ 緊急時の対応方法、連絡先 ・ 作業点検表
(5) 4(3)に規定する汚染の除去等の措置として行われる土地の形質の変更については、汚染の除去等の措置の実施の方法に関する事項	指針4(3)に掲げる措置の具体的内容

4. 3 土壌汚染の除去等の措置

指針 4 (3) 土壌汚染の除去等の措置の実施

土壌汚染による人の健康に係る被害の防止等のため、土壌汚染の除去等の措置を実施する場合にあっては、次のとおり実施するものとする。

ア 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において土壌汚染の除去等の措置を講ずる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるいずれかの措置を講ずるものとする。

(ア) 土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地	原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
(イ) 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地 (ウ)に掲げる土地を除く。)	原位置封じ込め、遮水工封じ込め、不溶化、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
(ウ) 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地	原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
(エ) 土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地 (オ)に掲げる土地を除く。)	原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
(オ) 土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地	遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去

イ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において土壌汚染の除去等の措置を講ずる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるいずれかの措置を講ずるものとする。

(ア) 乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であって、土地の形質の変更が頻繁に行われることにより土壌入替え若しくは盛土措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる土地	舗装、立入禁止、土壌汚染の除去
(イ) 現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ 50 センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であって、地表面を 50 センチメートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生ずるお	土壌入換え、舗装、立入禁止、土壌汚染の除去

それがあると認められる土地（(ア)に掲げる土地を除く。）	
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる土地以外の土地	盛土、土壌入換え、舗装、立入禁止、土壌汚染の除去

ウ 土壌に含まれるダイオキシン類の量に関する基準に適合しない汚染状態にある土地において土壌汚染の除去等の措置を講ずる場合にあっては、次のとおり実施するものとする。

(ア) ダイオキシン類を含む土壌を直接摂取することによる人の健康に係る被害を防止する観点から措置を講ずる場合は、イの表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるいずれかの措置を講ずるものとする。

(イ) ダイオキシン類により汚染された地下水を摂取することによる人の健康に係る被害を防止する観点から措置を講ずる場合は、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

土壌汚染の除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止

【趣旨等】

当該規定は、土壌汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがある場合（表10参照）又は県条例第113条の3及び6の規定により措置が必要とされる環境汚染（地下水汚染）が生じている場合において講ずべき措置の内容を示したものです。それ以外の場合については、法令上は汚染の除去等の措置を講ずる必要はありませんが、自主的に汚染の除去等の措置を講ずる場合は、当該規定に準じて行うものとしてください。

なお、措置内容の選定にあたっては、必ずしも土壌汚染の解消を目的とする必要はなく、汚染土壌を掘削除去することが環境リスクの管理・低減の点から不適切な場合もあることを踏まえ、「盛土」や各種「封じ込め」といった有害物質の拡散経路を遮断する対策を基本としたうえで、汚染の程度や土地の利用状況等を勘案して合理的な措置内容を選定することが望まれます。

また、措置の種類毎の具体的な措置内容については、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版」（令和4年8月）5.4及び5.5を参考にしてください。（その際は、p86のinfo欄に記載した相違点に留意してください。）

オンサイト処理を行う場合については、「区域内措置優良化ガイドブック（改訂版）」（令和2年4月）についても併せて参考にしてください。

表10 土壌汚染を原因として人の健康に係る被害を生ずるおそれがある場合

地下水の飲用等の観点	土壌溶出量基準を超過し、かつ、<u>周辺で地下水の飲用利用等がある場合</u>※（原位置封じ込め等、必要な措置が講じられている場合を除く。） ※「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版」（令和4年8月）1.4.2(1)1)及びAppendix-1を参照してください。
土壌の直接摂取の観点	土壌含有量基準又はダイオキシン類に係る基準を超過し、かつ、その土地が関係者以外の者が立ち入ることができる状態となっている場合（盛土等、必要な措置が講じられている場合を除く。）

【土壌汚染対策法に基づく措置との相違点】**①「揚水施設による地下水の汚染の拡大の防止」措置における処理水の地中還元**

「地下水汚染の拡大の防止」措置のうち、揚水施設により地下水汚染の拡大の防止を行う場合において、土壌汚染対策法では、揚水した地下水を浄化した後の排出先として、公共用水域又は公共下水道以外は認められていませんが、県条例においては、当該地下水の水質を水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通産省令第2号)第6条の2に定める有害物質を含むものとしての要件に該当しないよう処理したうえで、地下水量の保全を図る目的で再び地中に還元することも認めています。

②「土壌汚染の除去」措置に伴う地下水のモニタリング

「土壌汚染の除去」措置が適切に行われたことを確認するため、土壌汚染対策法では、現に地下水汚染が生じていないときに土壌汚染の除去を行う場合について、土壌汚染の除去工事の完了後に地下水の採取を行い、地下水汚染が生じていない状態を1回確認することとされていますが、県条例においては、帯水層まで土壌汚染が到達していないことが確認され、かつ除去工事の範囲が帯水層まで及ばない場合については、工事完了後の地下水採取を不要とし、工事完了をもって措置完了として扱うことができます。

4. 4 周辺地域の住民等への周知

条例第58条 (略)

- 2 特定有害物質又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壤が存在する土地（当該土壤が存在するおそれがあると認められる土地を含む。）として規則で定める土地（以下「汚染された土地①」という。）において土地の区画形質の変更（当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなもの②を除く。）を行おうとする者は、あらかじめ、当該変更起因して生ずる公害を防止するために必要な計画その他の事項について、当該汚染された土地の周辺の地域の住民等に周知させるよう努めなければならない。

（周知計画の提出）

条例第60条の2 土地の区画形質の変更を行う事業者のうち規則で定める者は、第58条の6の指針（指針4（4））に基づき、規則で定めるところにより土地の区画形質の変更の周知計画（以下「周知計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により周知計画を作成した事業者は、当該周知計画を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により周知計画を作成した事業者は、当該周知計画を誠実に実施し、当該周知計画を完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。

指針 4（4） 周辺地域の住民等への周知の方法

条例第58条第2項及び条例第60条の2（条例第63条の3において準用する場合を含む。）の規定により行う周辺地域の住民等への周知は、次のとおり行うものとする。

ア 周知の方法③

周知は、土壤及び地下水の汚染の程度、当該汚染による周辺への影響の程度、周辺地域の住民等の意向、当該汚染に係る過去の周知の実施状況等を勘案し、次に掲げるもののうち1以上の方法を選択して実施するものとする。

- (ア) 説明会の開催
- (イ) 戸別訪問による説明
- (ウ) 説明文書の戸別配布又は回覧
- (エ) 自治会等の地域を代表する組織への文書又は口頭による説明
- (オ) メディアへの発表又はインターネットによる公表
- (カ) 掲示板への掲示

イ 周知の内容④

周知は、次の内容について行うものとする。

ただし、(ア)から(エ)までについては、既に同等の内容について周知が図られている場合又は土壤及び地下水の汚染による周辺への影響の程度が低い場合は、周知の内容に含めないことができる。

- (ア) 土壤及び地下水の汚染の状況
- (イ) 当該汚染が判明した経緯及び発生した原因
- (ウ) 当該汚染による周辺への影響
- (エ) 既に講じた措置の内容及び今後の対策の計画（応急対策及び長期的対策）
- (オ) 今回行う土地の区画形質変更の内容、目的及び期間

- (カ) 今回行う土地の区画形質変更起因して生ずる公害を防止するための計画の概要（条例第60条第4項本文（条例第63条の3において準用する場合を含む。）の規定による公害防止計画を作成している場合は、当該計画の概要）
- (キ) 工事の実施主体及び問い合わせ先

ウ 周知の対象範囲及び対象者

周知の対象範囲は、土壌又は地下水の汚染によって影響が生ずると予想される範囲とする。

なお、影響が生ずると予想される範囲が明確にならない場合又は汚染された土地の地域の自治会及び当該地に隣接する自治会（以下「近隣自治会」という。）の範囲より小さい場合については、少なくとも近隣自治会の範囲とする。ただし、当該地に自治会が存在しない場合は、地域の実情にあわせ、同一小字内の地域など、自治会相当の範囲とする。

周知の対象者は、原則として対象範囲内の住民とするが、土壌又は地下水汚染による周辺への影響の程度等を勘案し、必要に応じて対象範囲内にある公益的施設の管理者及びその他事業者についても対象に加えるものとする。

エ 周知の時期

周知は、土地の区画形質変更に着手する前に実施するものとする。

オ 周知結果の記録

周知を実施した場合は、実施日時、実施方法、実施場所、対象範囲及び対象者、使用した説明資料、周知対象者からの意見及び要望並びに意見及び要望に対する対応等について記録すること。

【趣旨等】

汚染された土地において土地の区画形質の変更を行う際には、汚染土壌の飛散や地下水への新たな影響が生ずるおそれを伴うことから、適切に周知を行い、周辺地域の住民等の理解を得て円滑に行うことが重要です。

なお、条例では、表11のとおり、汚染された土地において土地の区画形質の変更を行う際に周辺地域の住民等への周知の実施を求めています。調査の結果、土壌汚染が判明した場合には、直ちに土地の区画形質の変更を行う予定がない場合でも、汚染があったことを周辺地域の住民等に伝え、土壌汚染によりどのような健康影響が生ずるおそれがあるか、いつどのような対策を行う予定なのかを当該規定に準じて周知することにより、周辺地域の住民等の不安の解消や信頼関係の構築を図ることが望まれます。

表11 条例における周辺住民等への周知の契機

	周辺住民等への周知が必要な場合	求められる内容
1	次に掲げる場合 ①条例第60条第2項（第63条の3で準用する場合を含む。）に基づく土壌の汚染状況の調査により土壌汚染が判明した特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地において土地の区画形質の変更を行う場合 ②土壌汚染対策法に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域において土地の区画形質を変更する場合（「臨海部特例区域」において土地の形質の変更をする場合を除く。）	条例第60条の2により、周辺住民等への周知が求められます。（責務規定） また、周知にあたっては、予め県又は権限移譲市に周知計画書を提出し、完了後には周知結果報告書を提出する必要があります。

2	指針 2 又は 3 と同等以上の方法により行った自主調査等により汚染が判明した土地において土地の区画形質の変更を行う場合（1 の欄に掲げる場合を除く。）	条例第 58 条第 2 項により、周辺住民等への周知が求められます。（努力義務） ※周知計画書等の提出は不要です。
---	--	--

【ポイント】

①「汚染された土地」

次のいずれかの調査により汚染が判明した土地(単位区画)が該当します。

※ただし、絞り込み調査等により基準に適合していると認められた土地は除きます。

ア 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

イ 県条例に基づく調査

- ・ 特定有害物質使用事業所の廃止時調査
- ・ 特定有害物質使用地における土地の区画形質変更時の調査
- ・ ダイオキシン類管理対象事業所の廃止時調査
- ・ ダイオキシン類管理対象値における土地の区画形質変更時の調査

ウ その他、指針 2 又は 3 と同等以上の方法により行った調査
(自主的に行われた調査を含む。)

②「当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなもの」

汚染土壌を掘削せず、その上に舗装や盛土のみを行う場合等が該当します。

ただし、これに該当する場合でも、必要に応じて周知を行うことが望まれます。

③「周知の方法」

周知の方法は、地下水汚染の可能性があるなど、周辺への影響が大きいと考えられる場合にあっては説明会の開催や個別訪問による説明、地下水汚染には至らないものの汚染濃度が高い場合にあっては周辺住民によって構成される自治会への文書による情報提供や戸別配布、汚染が表層でとどまるなど軽易な場合については自治会への口頭による情報提供による等、汚染の程度や地域の状況等を考慮して適当な方法を選択してください。最低限の周知方法としては、周辺の住民が閲覧しやすい場所に掲示板を設置することとします。

なお、メディアへの発表やインターネットによる公表を行う場合は、周辺地域の住民等に対して情報が的確に届かない場合があることに加え、事業者から直接説明がないことに対する不信感を招くおそれもあるため、その他の周知方法と併せて行うことを基本としてください。

④「周知の内容」

周知に際しては、土壤汚染による健康リスク等の周辺影響に係る情報や、今後の対応方針、汚染対策の計画など、周辺地域の住民等が欲しいと思う情報を提供することが重要です。

なお、周知を数回に分けて行う場合については、既に十分に周知済みの事項については、省略することができるほか、自治会等への説明と現場への掲示の両方を行う場合は、現場への掲示の情報を最低限にすることも可能です。

INFO

【参考資料】「事業者が行う土壤汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」

((公財) 日本環境協会)

※(公財)日本環境協会のホームページからダウンロードできます。

事業者が土壤汚染対策を実施する際、周辺住民の方など地域の関係者との間でリスクコミュニケーションを行うための基本的考え方や、具体的な情報の伝え方、住民説明等を行う際に参考となる情報についてまとめられた資料です。周知を行う際の参考として活用ください。

5 汚染土壌の運搬及び処理等に伴う公害の防止の方法

5. 1 汚染土壌の運搬又は処理を委託する際に配慮すべき事項

条例第58条 (略)

3 特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が、前項の規則で定める基準に適合していない土壌として規則で定める土壌^①（以下「汚染土壌」という。）の運搬又は処理を他人に委託する者は、当該運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置(指針5(1))を講ずるよう努めなければならない。

指針 5 (1) 汚染土壌の運搬又は処理を委託する場合に必要な措置

条例第58条第3項の規定による汚染土壌の運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置は、次のとおりとする。

ア 運搬の受託者が条例第58条の3及び第58条の4の規定に従い汚染土壌の運搬を行う意思及び能力があることをあらかじめ確認すること。^②

イ 運搬の受託者及び処理の受託者に対し、汚染土壌の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報を提供すること。^③

(ア) 汚染土壌に含まれる特定有害物質等の種類及び濃度に関する事項

(イ) 汚染土壌の性状及び荷姿に関する事項

(ウ) 悪臭の有無、廃棄物等の混入の有無その他取り扱う際に注意すべき事項

ウ 処理の受託者が条例第58条の3及び第58条の5の規定に従い汚染土壌の処理を適切に行う意思及び能力があることをあらかじめ確認すること。^④

エ 委託者の承諾を受けず、汚染土壌の運搬又は処理の再委託を行わないことを条件に委託すること。

オ 土壌汚染対策法第20条の規定に準じて管理票の交付等を行うこと等により、運搬及び処理の進捗状況を確認すること。^⑤

カ 汚染土壌の運搬及び処理を適切に行うため必要な事項について、委託契約書に明記すること。^⑥

【趣旨等】

汚染土壌を敷地外に搬出し、その運搬又は処理を他者に委託する場合には、受託した者がその運搬又は処理を適切に行うことは当然ですが、運搬等が適正に行われるためには、汚染土壌を排出する者（委託する者）も、一定の役割を果たすことが求められます。これは産業廃棄物を委託して処理する際の考え方に近いものです。

【ポイント】

①「汚染土壌」

当該規定の対象となる汚染土壌は、調査の結果、基準を超過する特定有害物質又はダイオキシン類が含まれることが明らかになった土壌であり、具体的には表12に掲げるものが該当します。

表12 「汚染土壌」に該当する土壌

(1)	次のいずれかの調査により汚染が判明した土地(単位区画)の土壌 ※ただし、絞り込み調査等により基準に適合していると認められた土壌は除きます。 ア 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 イ 県条例に基づく調査 ・ 特定有害物質使用事業所の廃止時調査 ・ 特定有害物質使用地における土地の区画形質変更時の調査 ・ ダイオキシン類管理対象事業所の廃止時調査 ・ ダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質変更時の調査 ウ その他、指針 2 又は 3 と同等以上の方法により行った調査 (自主的に行われた調査を含む。)
(2)	(1)の土地から搬出した土壌 ※ただし、絞り込み調査等により基準に適合していると認められた土壌や、浄化することにより基準を満たした土壌は除きます。
(3)	(1)、(2)に掲げるもののほか、特定有害物質又はダイオキシン類に係る基準に適合していないと認められた土壌 (掘削後に行われた調査により汚染が判明した土壌等)

※なお、一度、汚染土壌に該当したものは、不溶化处理（薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が溶出しないように当該土壌の性状を変更する処理方法）により土壌溶出量基準に適合することとなった場合であっても、汚染土壌として扱われます。

②「運搬の受託者が条例第58条の 3 及び第58条の 4 の規定に従い汚染土壌の運搬を行う意思及び能力があることをあらかじめ確認すること。」

運搬を委託する場合は、委託する相手が指針 5 (2) 及び(3)の規定に従い適切に汚染土壌を運搬できる能力（車両、容器、人員等）を有しているかどうかを予め確認することが重要です。

また汚染土壌の野積み等の不適切な処理が行われないう、契約までに運搬先（処理先）を決めておく必要があります。

③「運搬の受託者及び処理の受託者に対し、汚染土壌の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報を提供すること。」

汚染土壌を適切に運搬又は処理するためには、予め汚染土壌の量、荷姿、含まれる汚染物質の種類及び濃度等の情報を相手方に伝えておく必要があります。また、廃棄物等の混入が見られる場合、含水率が高い場合、油汚染や悪臭を伴う場合等、運搬や処理の際に特段の注意が必要と考えられる場合は、それらの状況についても伝える必要があります。

また、処理を受託した者が独自の受入基準を設けている場合、追加分析が求められる場合がありますので、必要な提供情報について事前に確認しておく必要があります。

④「処理の受託者が条例第58条の 3 及び第58条の 5 の規定に従い汚染土壌の処理を適切に行う意思及び能力があることをあらかじめ確認すること。」

処理を委託する場合は、委託する相手が指針 5 (4)の規定に従い適切に汚染土壌を処理する能力を有しているかどうかを予め確認することが重要です。具体的には、処理を委託する汚染土壌の性状並びに含まれる汚染物質の種類及び濃度等に適した処理施設を有しているか、処理した土壌

を一般土や製品として出荷する場合の検査体制は適切か、必要な許認可を有しているか等が挙げられます。なお、土壤汚染対策法の許可を受けている汚染土壌処理施設に委託する場合は、許可証の記載事項により確認することができます。

また、処理後の汚染土壌を他の処理施設で再処理をする計画の場合は、再処理先についても同様の確認を行うことが望まれます。

⑤「土壤汚染対策法第20条の規定に準じて管理票の交付等を行うこと等により、運搬及び処理の進捗状況を確認すること。」

土壤汚染対策法に定める管理票(マニフェスト)は、土壤汚染対策法に基づく規制対象区域から搬出された汚染土壌に対してのみ交付義務が課せられていますが、それ以外の汚染土壌についても、同法の規定に準じて管理票の交付等を行うようにしてください。

INFO

【参考資料】パンフレット「搬出汚染土壌の管理票のしくみ」(環境省・(公財)日本環境協会)

※(公財)日本環境協会のホームページからダウンロードできます。

土壤汚染対策法に基づく管理票(マニフェスト)の運用例や記載方法についてわかりやすくまとめたパンフレットです。

土壤汚染対策法

(管理票)

第二十条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者(当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)に対し、当該委託に係る汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。

3 汚染土壌の運搬を受託した者(以下「運搬受託者」という。)は、当該運搬を終了したときは、第一項(前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、第一項の規定により管理票を交付した者(以下この条において「管理票交付者」という。)に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。

4 汚染土壌の処理を受託した者(以下「処理受託者」という。)は、当該処理を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。

5 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

6 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項又は第四項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受

けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければならない。

7 運搬受託者は、第三項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第四項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。

8 処理受託者は、第四項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

⑥「汚染土壌の運搬及び処理を適切に行うため必要な事項について、委託契約書に明記すること。」

汚染土壌の運搬又は処理を委託する際には、書面で契約を交わすことが重要です。その際に契約書に明記すべき事項としては、次のようなものが挙げられます。

（共通）

- ・汚染土壌の数量、荷姿
- ・汚染物質の種類及び汚染状態（含有量基準超過、溶出量基準超過、第二溶出量基準超過の別等）
- ・委託者の承諾を受けず、汚染土壌の運搬又は処理の再委託を行わない旨
- ・土壌汚染対策法第20条の規定に準じて管理票の交付等を行う旨
- ・その他、汚染土壌の運搬及び処理を適切に行うため必要と考えられる事項

（運搬委託の場合）

- ・運搬先の名称及び所在地
- ・汚染土壌の積替え又は積替えのための一時的な保管を行う場合は当該行為を行う場所の名称及び所在地
- ・運搬を受託した者は、神奈川県生活環境の保全に関する条例第58条の4に定める内容に従い適切に運搬を行う旨

（処理委託の場合）

- ・処理の方法
- ・処理後の汚染土壌を搬出し、再処理を行う場合は、再処理先の名称、所在地及び処理の方法
- ・処理を受託した者は、神奈川県生活環境の保全に関する条例第58条の5に定める内容に従い適切に処理を行う旨

5. 2 汚染土壌を運搬する際に配慮すべき事項

(汚染土壌の運搬に伴う公害の防止)

条例第58条の4 汚染土壌^(5.1を参照)を運搬する者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置^{(指針5(2)、(3))}を講ずること。
- (2) 汚染土壌とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。
- (3) 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壌を混載する場合は、搬出された汚染された土地ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壌を一の施設において処理する場合を除く。）。

指針 5（2） 汚染土壌の運搬に伴う公害の防止の方法

条例第58条の4第1号の規定による特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置は、次のとおりとする。

ア 汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下「自動車等」という。）及び運搬容器は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散のおそれのないものであること。

イ 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。

ウ 汚染土壌の積替え又は積替えのための一時的な保管を行う場合にあっては、(3)により特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

エ 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体が飛散等をし、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質又はダイオキシン類を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

指針 5（3） 汚染土壌の積替え又は積替えのための一時的な保管に伴う公害の防止の方法

汚染土壌の積替え又は積替えのための一時的な保管に伴う特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置は、次のとおりとする。

ア 汚染土壌の積替えを行う場合にあっては、次によること。

(ア) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。

(イ) 積替えの場所から特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

イ 汚染土壌の積替えのための一時的な保管を行う場合にあっては、次によること。

(ア) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

a 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにか

かる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

b 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。

(a) 大きさが縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。

(b) 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。

(イ) 当該保管施設からの特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。

a 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するための構造を有していること。

b 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。

c 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。

ウ ア又はイの場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。

(ア) 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。

(イ) 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。

(ウ) 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。

(エ) 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。

(オ) (ア)から(エ)までの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

【趣旨等】

当該規定は、汚染土壌を運搬する際（運搬の過程で積替えのための一時的な保管を行う場合を含む。）に特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために講ずべき措置を定めたものです。

措置の内容は、土壤汚染対策法第17条に定める汚染土壌の運搬に関する基準に準じたものとなっているため、具体的内容については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4．2版）」（令和6年4月）の第3章を参考にしてください。

5. 3 汚染土壌の処理を行う際に配慮すべき事項

(汚染土壌の処理に伴う公害の防止)

第58条の5 汚染土壌(5.1を参照)の処理を行う者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 処理する汚染土壌の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる方法(指針5(4)ア)により処理を行うこと。
- (2) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置(指針5(4)イ)を講ずること。
- (3) 処理した汚染土壌を搬出する場合は、あらかじめ、当該処理した汚染土壌が第58条第2項の規則で定める基準に適合するものであることを確認すること^①(当該処理した汚染土壌の処理を他人に委託するために搬出する場合を除く。)
- (4) 汚染土壌の処理を業として行う場合は、当該処理を行う土地の周辺における汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両による公害の発生を防止すること。^②

指針 5 (4) 汚染土壌の処理に伴う公害の防止の方法

ア 条例第58条の5第1号に規定する処理する汚染土壌の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる処理の方法は、次のとおりとする。

ただし、汚染された土地を含む一連の敷地内において汚染の除去等の措置として行われる処理^③については、これによらず、4(3)によるものとする。

- (ア) 汚染土壌の処理は、処理した土壌又は汚染土壌を原料とした製品により人の健康に係る被害又は特定有害物質による公共用水域若しくは地下水の汚染を生ずるおそれがない方法^④により行うこと。
- (イ) 汚染土壌の処理を行う施設(以下「汚染土壌処理施設」という。)の処理能力を超える汚染土壌の処理を行わないこと。
- (ウ) 汚染土壌の処理を行う場合は、あらかじめ当該汚染土壌処理施設で処理することができる特定有害物質の種類及び濃度の範囲並びにダイオキシン類の濃度の範囲その他の条件を定めるものとし、当該条件に適合しない汚染土壌の処理を行わないこと。
- (エ) 分別等処理を行う場合は、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合しないこと。ただし、当該分別等処理を行った汚染土壌を再度処理(セメント製造処理に限る。)する場合にあっては、この限りでない。
- (オ) セメント製造処理を行う場合は、製造されるセメントの品質管理の方法^⑤を定め、それに従ってセメントを製造し、かつ、当該セメントは、通常の使用に伴い特定有害物質又はダイオキシン類による人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとする。
- (カ) 汚染土壌処理施設の正常な機能を維持するため、1年に1回以上、当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行うこと。

イ 条例第58条の5第2号の規定による特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な措置は、条例第29条の規定によるもののほか、次のとおりとする。

ただし、汚染された土地が含まれる一連の敷地内において汚染の除去等の措置として行われる処理^③については、これによらず、4(1)によるものとする。

- (ア) 処理設備及び保管設備は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な構造^⑥を有すること。
- (イ) 汚染土壌の処理に係る水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出しないこと。
- (ウ) 汚染土壌処理施設内において汚染土壌の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。
- a 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。
 - b 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。
 - c 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。
 - d 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。
 - e a から d までの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。
- (エ) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体が飛散等した場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

【ポイント】

①「処理した汚染土壌を搬出する場合は、あらかじめ、当該処理した汚染土壌が第58条第2項の規則で定める基準に適合するものであることを確認すること」

浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌を浄化済土壌として搬出するにあたっては、処理が適切に行われたことを確認するための調査（浄化確認調査）を行う必要があります。具体的には、次の資料に示された方法を参考としてください。

- ・「汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第4．3版）」（令和6年4月）2.2.6
- ・「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」（平成23年3月）3.8

②「処理を行う土地の周辺における汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両による公害の発生を防止すること」

処理施設を設置する場所は、当該事業に係る搬出入作業により公害が生じないように、また付近住民の安全及び利便を阻害するおそれのないよう、搬出入の計画に見合った十分な幅員等を有する搬入道路が確保できる場所とすることが望まれます。

③「汚染された土地を含む一連の敷地内において汚染の除去等の措置として行われる処理」

いわゆるオンサイト処理がこれに当たります。

④「処理した土壌又は汚染土壌を原料とした製品により人の健康に係る被害又は特定有害物質による公共用水域若しくは地下水の汚染を生ずるおそれがない方法」

具体的には、処理する汚染土壌の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に応じて表12に掲げる方法が考えられます。

なお、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可を受けた施設にあっては、許可証記載事項によりどのような汚染土壌を適切に処理することができるかを確認することができます。

表13 処理する汚染土壌の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる処理方法

(a) 特定有害物質に係る汚染土壌

			汚染状態								
			第一種 特定有害物質		第二種 特定有害物質					第三種 特定有害物質	
第二溶出量基準		不適合	適合	不適合	適合			不適合	適合		
土壌溶出量基準			不適合		不適合		適合		不適合		
					海防法 判定基準⁹⁾ 適合	海防法 判定基準⁹⁾ 不適合					
土壌含有量基準				適合又は不適合				不適合			
処理方法	浄化等 処理	浄化 ¹⁾ 、溶融 ²⁾		○*		○*				○*	
		不溶化 ³⁾		×		△				×	
	セメント製造処理 ⁴⁾		○*		○*				○*		
	分別等処理 ⁵⁾		△		△				△		
	埋立 処理	処分場 ⁶⁾	遮断型	×	×	○	○	○	○	×	×
			管理型	×	○	×	○	○ ¹⁰⁾	○	×	○
			安定型 ⁸⁾	×	×	×	×	×	○	×	×
		埋立場所 ⁷⁾	遮断型	×	○	○	○	○	○	×	○
管理型相当 ⁸⁾			×	○	×	○	×	○	×	○	
安定型 ⁸⁾	×		×	×	×	×	○	×	×		

(b) ダイオキシン類に係る汚染土壌

			汚染状態	
			含まれるダイオキシン類の量が 3ng-TEQ/gを超える	含まれるダイオキシン類の量が 3ng-TEQ/g以下
処理方法	浄化等 処理	浄化 ¹⁾ 、溶融 ²⁾	○*	
		不溶化 ³⁾	△	
	セメント製造処理 ⁴⁾		○*	
	分別等処理 ⁵⁾		△	
	埋立 処理	処分場 ⁶⁾	遮断型	×
				×
				○
		埋立場所 ⁷⁾	遮断型	×
				×
				×

【凡例】

- ：処理に適する。
- *：処理に適する（個々の施設により処理可能な物質及び濃度の範囲が異なるので注意が必要）
- △：処理後物を別の処理方法で再処理することを前提に処理可能（前処理としての処理方法）
- ×

- 備考 1) 「浄化」とは、汚染土壤に含まれる特定有害物質又はダイオキシン類を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壤の汚染状態を基準に適合させることをいう。
- 2) 「熔融」とは、汚染土壤を加熱することにより特定有害物質又はダイオキシン類を当該汚染土壤が変化して生成した物質に封じ込め、又は加熱により抽出又は分解することにより基準に適合させることをいう。
- 3) 「不溶化」とは、薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壤の性状を変更させることをいう。
- 4) 「セメント製造処理」とは、汚染土壤を原材料として利用し、焼成することによりセメントを製造する処理をいう。
- 5) 「分別等処理」とは、汚染土壤から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壤の含水率を調整する処理をいう。
- 6) 「処分場」とは廃棄物及び清掃に関する法律に定める最終処分場をいう。
- 7) 「埋立場所」とは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に定める埋立場所等をいう。
- 8) 「安定型」「管理型相当」とは、処分場又は埋立場所の所在地、区域を所管する都道府県知事(土対法政令市)が排出することが適当と認めたものに限る。
- 9) 「海防法判定基準」とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」第1条第2項又は第3項に関する基準をいう。
- 10) 海洋汚染防止法の埋立場所等であるものを除く。

⑤「セメントの品質管理の方法」

具体的には、次の資料を参考としてください。

- ・「汚染土壤の処理業に関するガイドライン（改訂第4．3版）」（令和6年4月）2.1.2(11)
- ・「ダイオキシン類基準不適合土壤の処理に関するガイドライン」（平成23年3月）3.8.1

⑥「処理設備及び保管設備は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために必要な構造」

具体的には、次の資料を参考としてください。

- ・「汚染土壤の処理業に関するガイドライン（改訂第4．3版）」（令和6年4月）2.2.1(5)
- ・「ダイオキシン類基準不適合土壤の処理に関するガイドライン」（平成23年3月）2.3

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
第7章 土壌、地下水及び地盤環境の保全 第1節 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止 (土地の区画形質の変更に伴う公害の防止) 第58条 土地の区画形質の変更を行おうとする者は、当該土地の土壌の汚染状態及び当該土地に埋め立てられた物の状態に配慮し、汚染された土壌又は埋め立てられた物に起因する公害が発生しない方法により行うように努めなければならない。 2 特定有害物質又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壌が存在する土地（当該土壌が存在するおそれがあると認められる土地を含む。）として規則で定める土地（以下「汚染された土地」という。）において土地の区画形質の変更（当該変更に起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。）を行おうとする者は、あらかじめ、当該変更に起因して生ずる公害を防止するために必要な計画その他の事項について、当該汚染された土地の周辺の地域の住民等に周知させるよう努めなければならない。 3 特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が、前項の規則で定める基準に適合していない土壌として規則で定める土壌（以下「汚染土壌」という。）の運搬又は処理を他人に委託する者は、当該運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (汚染された土地に係る情報の提供) 第58条の2 汚染された土地の所有者、管理者又は占有者（次条第2項において「土地所有者等」という。）は、当該汚染された土地を譲渡し、貸与し、又は返還しようとするときは、その譲渡し、貸与し、又は返還しようとする相手方に対し、当該汚染された土地の汚染状態に関する情報を提供するよう努めなければならない。 (汚染土壌による埋立て等の禁止等)	第6章 土壌、地下水及び地盤環境の保全 第1節 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止 (土壌の汚染状態の基準) 第48条の4 条例第58条第2項に規定する規則で定める基準は、別表第12の2のとおりとする。 (汚染された土地) 第48条の5 条例第58条第2項に規定する規則で定める土地（以下「汚染された土地」という。）は、次に掲げるいずれかの調査の結果、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が前条に規定する基準に適合していないと認められた土壌が存在する土地とする。 (1) 条例第59条第3項本文（条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。）又は条例第60条第2項（条例第63条の3において準用する場合を含む。）の規定による調査 (2) 土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査（同法第14条第3項の規定により土壌状況調査とみなされる調査を含む。） (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第58条の6の指針に定められた調査の方法と同等以上の方法により行った調査 (汚染土壌) 第48条の6 条例第58条第3項に規定する規則で定める土壌（以下「汚染土壌」という。）は、次に掲げる土壌とする。 (1) 汚染された土地の土壌（条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合していると認められた土壌（以下この条において「汚染されていない土壌」という。）を除く。） (2) 汚染された土地から搬出された土壌（汚染されていない土壌を除く。） (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合していないと認められた土壌 (汚染土壌による埋立て等)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
第58条の3 何人も、汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積(以下この条において「埋立て等」という。)を行ってはならない。ただし、次に掲げる埋立て等にあつては、この限りでない。 (1) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項に規定する要措置区域又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域内において行う埋立て等 (2) 土壌汚染対策法第18条第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更として行う埋立て等 (3) 土壌汚染対策法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行う埋立て等 (4) 汚染土壌の除去、拡散の防止その他の措置又は汚染土壌の処理若しくは保管を適正に行うために必要な埋立て等であつて規則で定めるもの 2 土地所有者等は、前項の規定に違反することとなる埋立て等を行わせるために、その所有し、管理し、又は占有する土地を譲渡し、又は使用させてはならない。 (汚染土壌の運搬に伴う公害の防止) 第58条の4 汚染土壌を運搬する者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。 (1) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。 (2) 汚染土壌とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。 (3) 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壌を混載する場合は、搬出された汚染された土地ごとに区分して運搬すること(当該汚染土壌を一の施設において処理する場合を除く。))。 (汚染土壌の処理に伴う公害の防止)	第48条の7 条例第58条の3第1項第4号に規定する規則で定める埋立て等は、次に掲げる埋立て等とする。 (1) 汚染土壌の処理のため特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するための措置を講じて行う汚染土壌の埋立て又は盛土 (2) 汚染土壌の処理のため指定事業所(条例別表の51の2の項に掲げる作業を行う指定施設を設置するものに限る。)において行う汚染土壌の一時的な堆積 (3) 汚染土壌の積替えのため特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するための措置を講じて行う汚染土壌の一時的な堆積 (4) 土壌汚染の除去等の措置のため汚染された土地を含む一連の敷地内で行う汚染土壌の一時的な堆積 (5) 土壌汚染の除去等の措置のため汚染された土地内で行う汚染土壌の埋め戻し

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
第 58 条の5 汚染土壌の処理を行う者は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。 (1) 処理する汚染土壌の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる方法により処理を行うこと。 (2) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。 (3) 処理した汚染土壌を搬出する場合は、あらかじめ、当該処理した汚染土壌が第 58 条第 2 項の規則で定める基準に適合するものであることを確認すること（当該処理した汚染土壌の処理を他人に委託するために搬出する場合を除く。）。 (4) 汚染土壌の処理を業として行う場合は、当該処理を行う土地の周辺における汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両による公害の発生を防止すること。 (土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針) 第58条の6 知事は、特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針を定め、これを公表しなければならない。 第2節 特定有害物質使用地の適正管理 (特定有害物質の使用状況等の記録の管理等) 第59条 特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所（以下「特定有害物質使用事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。 2 特定有害物質使用事業所を設置している	第1節の2 特定有害物質使用地の適正管理 (特定有害物質の使用状況等の記録の管理等) 第49条 条例第59条第1項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。 2 条例第59条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用の状況の概要 (2) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
者は、特定有害物質使用事業所の敷地（特定有害物質使用事業所が特定有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及び特定有害物質使用事業所が廃止された場合の当該特定有害物質使用事業所の敷地であった土地を含む。以下「特定有害物質使用地」という。）に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより前項の記録又はその写しを交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっても、同様とする。 (1) 特定有害物質使用地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定有害物質使用地を返還しようとするとき特定有害物質使用地を譲渡し又は返還しようとする相手方に記録を交付すること。 (2) 特定有害物質使用地を貸与しようとするとき 特定有害物質使用地を貸与しようとする相手方に記録の写しを交付すること。 (3) 借り受けていた特定有害物質使用地において第60条第1項第1号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき 特定有害物質使用地の所有者、管理者又は占有者（次号並びに第62条第2項第3号及び第4号において「特定有害物質使用地所有者等」という。）に記録の写しを交付すること。 (4) 借り受けていた特定有害物質使用地において有害物質使用特定施設（土壤汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。）又は有害物質使用特定施設を設置していた特定有害物質使用事業所を廃止したとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。 3 特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、前条の指針に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用事業所に係る特定有害物質使	の造成の状況の概要 (3) 過去の事業活動の概要 (4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況 (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量 (6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路 (7) 排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所 (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量 (9) 施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所 (10) 地形、地質等の概要 (11) その他知事が特に必要と認める事項 （特定有害物質使用事業所の廃止時の調査等） 第50条 条例第59条第3項本文の規定による調査は、次に定めるところにより行うものとする。 (1) 前条第2項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を実施するこ

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
用地における特定有害物質による土壌の汚染の状況を調査し、その結果その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地において、土壌汚染状況調査（土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）（同法第14条第3項の規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下この項において同じ。）が行われた場合にあっては、当該土壌汚染状況調査の内容が本文の規定による調査と重複すると認められる限りにおいて、当該調査及び報告をすることを要しない。 4 知事は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る特定有害物質使用地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該特定有害物質使用地の所在その他の規則で定める事項を公表するものとする。 （特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更の実施等） 第60条 事業者は、特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行おうとするときは、土地の区画形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を知事に届け出な	と。 （2） 土壌その他の試料の採取及び測定を行うこと。 （3） その他知事が特に必要と認める調査を実施すること。 2 条例第59条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2） 廃止しようとする特定有害物質使用事業所の名称及び所在地 （3） 廃止の理由 （4） 特定有害物質使用事業所の移転に伴い廃止しようとする場合にあっては、移転後の所在地及び連絡先 （5） 廃止しようとする年月日 （6） 条例第59条第1項の規定による記録 3 条例第59条第3項本文の規定による報告は、特定有害物質使用事業所（ダイオキシン類管理対象事業所）廃止報告書（第22号様式）により行うものとする。 4 条例第59条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1） 条例第59条第3項の報告に係る特定有害物質使用地の所在 （2） 条例第59条第3項の報告に係る特定有害物質使用地の概況 （3） 土壌の汚染の状況及び特定有害物質の名称 （4） 地下水が汚染されている場合にあっては、地下水の汚濁の状況及び特定有害物質の名称 5 条例第59条第4項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を知事が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。 （土地の区画形質の変更の届出） 第51条 条例第60条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2） 特定有害物質使用地の位置及び区域 （3） 特定有害物質使用地に設置されている

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
ければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 (1) 土壤汚染対策法第3条第7項又は同法第4条第1項に規定する土地の形質の変更 (2) 土壤汚染対策法第7条第1項第1号に規定する実施措置又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域内において行う土地の形質の変更 (3) 土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更 (4) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定める土地の形質の変更 (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 2 前項の届出を行った事業者は、当該届出に係る土地の区画形質の変更（土地の形質の変更であって、当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）を行う前に、第58条の6の指針に基づき、規則で定めるところにより、特定有害物質使用地における特定有害物質による土壤の汚染の状況に係る調査を実施し、その結果を知事に報告しなければならない。この場合において、前条第3項ただし書の規定は、この項の規定による調査について準用する。 3 知事は、前項の報告（土地の区画の変更に係るものに限る。）を受けた場合において、当該報告に係る特定有害物質使用地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該特定有害物質使用地の所在その他の規則で定める事項を公表するものとする。 4 第2項の規定による調査を実施した事業者は、特定有害物質使用地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準に適合していないことを確認したときは、第58条の6の指針に基づき、当該土地の区画形質の変更に伴う当該汚染された土壤に起因する公害を防止するために必要な計画	又は設置されていた特定有害物質使用事業所の名称 (4) 土地の区画形質の変更後の特定有害物質使用地の利用の計画 (5) 条例第59条第1項の規定による記録（同条第3項の規定による報告により、当該記録の報告がなされている場合を除く。） 2 条例第60条第1項の規定による届出は、土地区画形質変更等届出書（第23号様式）により行うものとする。 （届出を要しない土地の形質の変更） 第51条の2 条例第60条第1項第4号に規定する規則で定める土地の形質の変更は、次のいずれにも該当する変更とする。 (1) 掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと。 (2) 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないこと。 (3) 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル未満であること。 （公害が生ずるおそれがないことが明らかな土地の形質の変更） 第51条の3 条例第60条第2項の規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げる変更とする。 (1) 汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地（特定有害物質による土壤汚染のおそれの区分の分類として条例第58条の6の規定による指針に定めるものをいう。）における土地の形質の変更 (2) 前号に掲げる土地以外の土地における土壤の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの ア 土地の形質の変更を行う土地の土壤に第2条の2第9号から第18号まで、第22号及び第27号に掲げる物質による汚染のおそれがないと認められること。 イ 掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(以下「特定有害物質使用地公害防止計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地について、土壤汚染対策法第6条第1項又は同法第11条第1項の規定による指定がされた場合にあっては、当該指定に係る土地の区域については、特定有害物質使用地公害防止計画(当該指定に係る特定有害物質の種類と同一の特定有害物質に係るものに限る。)を作成することを要しない。 5 前項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画を作成した事業者は、当該特定有害物質使用地公害防止計画を誠実に実施し、当該特定有害物質使用地公害防止計画を完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。 6 事業者は、非常災害のために必要な応急措置として特定有害物質使用地(前条第3項本文又はこの条第2項の規定による調査により土壤の汚染が確認された土地に限る。)において土地の形質の変更を行ったときは、その日から起算して14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。 (周知計画の提出)	ウ 土壤を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること。 エ 掘削した土壤の飛散、揮散、流出、地下への浸透その他の土壤の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること。 (土壤調査) 第52条 条例第60条第2項の規定による調査は、第50条第1項に定めるところにより行うものとする。 2 条例第60条第2項の規定による報告は、土壤調査報告書(第24号様式)により行うものとする。 (特定有害物質使用地の所在等の公表) 第53条 条例第60条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 条例第60条第2項の報告に係る特定有害物質使用地の所在 (2) 条例第60条第2項の報告に係る特定有害物質使用地の概況 (3) 土壤の汚染の状況及び特定有害物質の名称 (4) 地下水が汚染されている場合にあっては、地下水の汚濁の状況及び特定有害物質の名称 2 第50条第5項の規定は、条例第60条第3項の規定による公表について準用する。 (公害防止計画書) 第54条 条例第60条第4項に規定する計画は、公害防止計画書(第25号様式)により作成するものとする。 (公害防止計画完了報告書) 第55条 条例第60条第5項の規定による報告は、公害防止計画完了報告書(第26号様式)により行うものとする。 (非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質の変更の届出) 第55条の2 条例第60条第6項の規定による届出は、非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書(第27号様式)により行うものとする。 (周知計画の作成) 第55条の3 条例第60条の2第1項に規定する

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
第60条の2 土地の区画形質の変更を行う事業者のうち規則で定める者は、第58条の6の指針に基づき、規則で定めるところにより土地の区画形質の変更の周知計画（以下「周知計画」という。）を作成しなければならない。 2 前項の規定により周知計画を作成した事業者は、当該周知計画を知事に提出しなければならない。 3 第1項の規定により周知計画を作成した事業者は、当該周知計画を誠実に実施し、当該周知計画を完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。 （特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更に係る指導等） 第61条 知事は、第60条第2項の規定による調査の 実施、同条第4項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画の作成、同条第5項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画の実施、前条第1項の規定による周知計画の作成及び同条第3項の規定による周知計画の実施について、必要な指導及び助言を行うものとする。 （土壌調査結果記録等の管理） 第62条 第59条第3項本文若しくは第60条第2項の規定による調査を実施した者又は同条第5項の規定による特定有害物質使用地	規則で定める者は、条例第60条第4項の規定により特定有害物質使用地公害防止計画書を作成した事業者及び土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された区域内において土地の区画形質を変更する事業者（同法第12条第1項第1号に規定する土地の形質の変更を行うものを除く。）とする。 2 条例第60条の2第1項に規定する土地の区画形質の変更の周知計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2） 特定有害物質使用地の位置及び区域 （3） 特定有害物質使用地に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所の名称 （4） 周知の予定年月日 （5） 周知の方法 （6） 周知の対象 （7） 周知に係る公害防止計画の概要 3 条例第60条の2第2項に規定する計画は、周知計画書（第28号様式）により作成するものとする。 4 条例第60条の2第3項の規定による報告は、周知計画完了報告書（第29号様式）により行うものとする。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
公害防止計画を実施した者は、記録を作成し、保存しておかなければならない。 2 前項に規定する者は、前項の記録を作成した特定有害物質使用地に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより当該記録又はその写しを交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっても、同様とする。 (1) 特定有害物質使用地を譲渡しようとするとき又は借り受けていた特定有害物質使用地を返還しようとするとき 特定有害物質使用地を譲渡し又は返還しようとする相手方に記録を交付すること。 (2) 特定有害物質使用地を貸与しようとするとき 特定有害物質使用地を貸与しようとする相手方に記録の写しを交付すること。 (3) 借り受けていた特定有害物質使用地において第60条第1項第1号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。 (4) 借り受けていた特定有害物質使用地において有害物質使用特定施設又は有害物質使用特定施設を設置していた特定有害物質使用事業所を廃止したとき 特定有害物質使用地所有者等に記録の写しを交付すること。 (土壌汚染による地下水への影響の調査) 第62条の2 第59条第3項本文若しくは第60条第2項の規定による調査（以下この条において「条例調査」という。）又は土壌汚染状況調査の結果、当該条例調査又は土壌汚染状況調査を行った土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準（規則で定める事項を除く。）に適合していないと認められたときは、当該条例調査を行った者又は当該土壌汚染状況調査をさせた者は、第58条の6の指針に基づき、当該土壌の汚染による地下水への影響を調査し、その結果を知事に報	(土壌汚染による地下水への影響の調査) 第55条の4 条例第62条の2に規定する規則で定める事項は、別表第12の2の2に定める基準とする。 2 条例第62条の2の規定による報告は、地下水への影響調査結果報告書（第30号様式）により行うものとする。この場合において、当該報告が条例第59条第3項本文又は条例第60条第2項の規定による調査に伴って行われた地下水への影響の調査の結果に係るものにあつては、特定有害物質使用事業所（ダイオキシン類管理対象事業所）廃止報告書又は土壌調査報告書に当該地下水への影響の調査の結果を添付して行うことができる。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
告しなければならない。 (特定有害物質使用地における記録の交付等を要しない場合) 第63条 特定有害物質使用地において、土地の区画 形質の変更に伴う汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として規則で定める場合は、第59条から前条までの規定は、適用しない。 (ダイオキシン類に係る記録の管理等) 第63条の2 ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設を設置する事業所（以下「ダイオキシン類管理対象事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、ダイオキシン類管理対象事業所における当該施設の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。 2 第59条（第1項、第2項第3号及び第4号並びに第3項ただし書を除く。以下この項において同じ。）の規定は、ダイオキシン類管理対象事業所について準用する。この場合において、同条中「特定有害物質使用事業所」とあるのは「ダイオキシン類管理対象事業所」と、「特定有害物質使用地」とあるのは「ダイオキシン類管理対象地」と、「特定有害物質による」とあるのは「ダイオキシン類による」と読み替えるものとする。	(特定有害物質使用地における記録の交付等を要しない場合) 第56条 条例第63条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 特定有害物質使用地における土壤の無害化処理が完了した場合 (2) 特定有害物質使用地における汚染された土壤を敷地外に持ち出す方法による処理が完了した場合 (3) その他土地の区画形質の変更に伴う汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として知事が認める場合 (ダイオキシン類特定施設の使用状況等の記録の管理等) 第56条の2 条例第63条の2第1項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。 2 条例第63条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) ダイオキシン類管理対象事業所の敷地の過去の利用の状況の概要 (2) ダイオキシン類管理対象事業所の敷地の過去の造成の状況の概要 (3) 過去の事業活動の概要 (4) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（以下「ダイオキシン類特定施設」という。）の種類、使用時間、使用期間及び使用状況 (5) ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づく測定結果 (6) ダイオキシン類特定施設の破損、事故等によるダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の漏出の有無、時期、場所及び漏出量 (7) ダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路 (8) ダイオキシン類を含むおそれのある排

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	水の処理施設及び廃棄物処理施設の概要及び場所 (9) ダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量 (10) ダイオキシン類特定施設撤去時においてダイオキシン類が残存し、又は付着したおそれのある装置等の解体方法及び解体場所 (11) 地形、地質等の概要 (12) その他知事が特に必要と認める事項 (ダイオキシン類管理対象事業所等への準用) 第56条の3 第50条第1項から第3項までの規定は条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項本文の規定による調査、規則で定める事項及び報告について、第50条第4項及び第5項の規定は条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第4項の規定による規則で定める事項及び公表について、第51条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第1項の規定による規則で定める事項及び届出について、第51条の2の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第1項第4号の規定による規則で定める土地の形質の変更について、第51条の3（第2号アを除く。）の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定による規則で定めるものについて、第52条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定による調査及び報告について、第53条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第3項の規定による規則で定める事項及び公表について、第54条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第4項の規定による計画について、第55条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第5項の規定による報告について、第55条の2の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第6項の規定による届出について、第55条の3第1項及び第2項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第1項の規定による規則で定め

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則

る者及び土地の区画形質の変更の周知計画について、第55条の3第3項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第2項の規定による計画について、第55条の3第4項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第3項の規定による報告について、第55条の4第2項の規定は条例第63条の3において準用する条例第62条の2の規定による報告について、第56条の規定は条例第63条の3において準用する条例第63条の規定による規則で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第50条第1項第1号	前条第2項	第56条の2第2項
第50条第2項第6号	第59条第1項	第63条の2第1項
第50条第4項第3号及び第4号	状況及び特定有害物質の名称	状況
第51条第1項第5号	第59条第1項	第63条の2第1項
	同条第3項	同条第2項において準用する条例第59条第3項
第51条の2	次の	土壌汚染が存在するおそれが比較的小さいと認められる土地（ダイオキシン類による土壌汚染のおそれの区分の分類として条例第58条の6の規定による指針に定めるものをいう。）において行う次の

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則		
	第51条の3第1号	汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地（特定有害物質による	土壌汚染が存在するおそれが比較的小さいと認められる土地（ダイオキシン類による
	第53条第1項第3号及び第4号	状況及び特定有害物質の名称	状況
	第55条の3第1項	特定有害物質使用地公害防止計画書を作成した事業者及び土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された区域内において土地の区画形質を変更する事業者（同法第12条第1項第1号に規定する土地の形質の変更を行う者を除く。）	ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画を作成した事業者
（準用） 第63条の3 第60条から第63条までの規定（第60条第1項第1号及び第2号、同条第4項ただし書並びに第62条第2項第3号及び第4号を除く。）は、ダイオキシン類管理対象地について準用する。この場合において、これらの規定中「特定有害物質使用地」とあるのは「ダイオキシン類管理対象地」と、「特定有害物質による」とあるのは「ダイオキシン類による」と、「特定有害物質使用地公害防止計画」とあるのは「ダイオキシン類管理対象地公害防止計画」と読み替えるものとする。			

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
第113条の2 知事は、前条第1項の事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。 (環境汚染を確認した場合の知事の措置) 第113条の3 知事は、規則で定める物質により規則で定める基準値を超えるおそれがあり、かつ、人の健康を損ない又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすことにより環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認める汚染（以下この節において「環境汚染」という。）を確認した場合は、速やかに環境汚染の原因の調査を行うとともに、当該環境汚染に係る土地の所有者又は管理者その他環境汚染の原因者に対し、当該環境汚染の拡大、増大又は継続の防止のために必要な指導をするものとする。 (知事の調査への協力) 第113条の4 知事は、環境汚染があると認める場合には、その原因を調査するために必要な最少限度の規模に限り、他人の所有し、又は管理する土地において、大気、水質、土壌等の調査を行うことについて、当該土地の所有者又は管理者に対し協力を求めることができる。 (土地の所有者等による調査) 第113条の5 知事は、環境汚染の原因の調査に必要な限度において、周囲の土地利用等	(事故時等応急措置等完了報告書) 第93条 条例第113条の2第2項の規定による報告は、事故時等応急措置等完了報告書（第49号様式）により行うものとする。 (環境汚染に係る物質の指定) 第93条の2 条例第113条の3に規定する規則で定める物質（以下「環境汚染原因物質」という。）は、別表第17の1の(1)の表の左欄、(2)の表の左欄及び(3)の表の左欄並びに別表第17の2の表の物質の欄に掲げる物質とする。 2 条例第113条の3に規定する規則で定める基準値は、別表第17の1の(1)の表の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第17の1の(2)の表の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第17の1の(3)の表の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第17の2の表の物質の欄に掲げる物質にあっては、媒体の欄に掲げる媒体ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により測定された同表の基準値の欄に掲げる値とする。 (環境汚染の状況確認に係る調査) 第93条の3 条例第113条の5第1項に規定する規則で定める者は、同項に規定する環境汚染

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
の状況及び地下水の汚染状況等を勘案し、環境汚染の原因である可能性があると認められる土地の所有者又は管理者その他規則で定める者に対し、当該環境汚染の原因である可能性があると認められる土地又は施設に関して、当該環境汚染の原因物質の調査その他の環境汚染の状況を確認するための調査を実施するよう指導することができる。 2 前項の指導を受けた者は、速やかに調査を実施し、その結果を知事に報告するように努めるものとする。 (環境汚染の改善に係る指導等) 第113条の6 環境汚染の原因であることが認められた土地（以下「環境汚染原因地」という。）において事業を行っている者（当該環境汚染原因地において事業を行っている者が当該環境汚染の原因者でないと認められる場合にあっては、規則で定める者。以下この条において「環境汚染原因者」という。）は、環境汚染を改善するための計画（以下「環境汚染対策計画」という。）を作成し、知事に報告しなければならない。 2 前項の規定による環境汚染対策計画を作成した者は、環境汚染対策計画を誠実に実施し、環境汚染対策計画が完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。 3 知事は、環境汚染対策計画の作成及び実施について、必要な指導及び助言を行うものとする。 4 知事は、環境保全上重大な支障が生じるおそれがあるものとして規則で定める場合であって、環境汚染原因者を確知できないとき又は環境汚染原因者の所在を確知できないときは、前3項の規定にかかわらず、当該環境汚染原因地の所有者又は管理者に対し、環境汚染対策計画を作成し、当該環	の原因である可能性があると認められる土地において、当該環境汚染の原因物質である環境汚染原因物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業を行っている者又は過去においてこれらの作業を行っていた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）とする。 2 知事は、条例第113条の5第1項の規定により土地の所有者等に環境汚染の状況を確認するための調査を実施するよう指導するに当たり、土地の所有者等が環境汚染の原因の調査に必要な限度において効率的に調査が実施できるよう、技術的指導を行うものとする。 3 条例第113条の5第2項の規定による報告は、環境汚染原因調査報告書（第50号様式）により行うものとする。 (環境汚染の改善に係る指導等) 第93条の4 条例第113条の6第1項に規定する規則で定める者は、環境汚染の原因であることが認められた土地（以下「環境汚染原因地」という。）において、当該環境汚染の原因物質である環境汚染原因物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者及び条例第58条の3の規定に違反して当該環境汚染の原因物質である環境汚染原因物質に係る条例第58条第2項に規定する規則で定める基準（別表第12の2の2に掲げる基準を除く。）に適合しない汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行った者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）とする。 2 条例第113条の6第1項の規定による報告は、環境汚染対策計画報告書（第51号様式）により行うものとする。 3 条例第113条の6第2項の規定による報告は、環境汚染対策完了報告書（第52号様式）により行うものとする。 4 条例第113条の6第4項に規定する規則で定める場合は、環境汚染原因地から環境汚染原因物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合とする。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
境汚染対策計画を誠実に実施するよう指導及び助言を行うものとする。 5 知事は、第1項に規定する者が環境汚染対策計画を作成していないと認める場合又は環境汚染対策計画を誠実に実施していないと認める場合には、当該環境汚染に係る環境の保全上の支障等を勘案し、期限を定めて、環境汚染対策計画の作成又は環境汚染対策計画の誠実な実施を勧告することができる。 (地下水の水質の浄化に係る命令等) 第113条の7 知事は、環境汚染が地下浸透禁止物質による地下水の水質の汚濁であつて、前条第5項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合において、当該勧告に係る環境汚染原因地から地下浸透禁止物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。 2 前項の規定による命令を受けた者が地下水の汚濁の原因であることが認められた土地（以下この項において「地下水汚濁原因地」という。）を管理する者と異なる場合においては、当該地下水汚濁原因地の管理者は、前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。	(地下水の水質の浄化に係る命令) 第93条の5 条例第113条の7第1項に規定する必要な限度は、地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量について、別表第18の左欄に掲げる地下浸透禁止物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項の命令を2以上の者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者に係る地下水汚濁原因地における地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量の削減目標（以下「削減目標」という。）を達成することとする。 (1) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（第2号から第4号までに掲げるものを除く。）井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口 (2) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道のための原水として取水施設

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	により取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口 (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項に規定する神奈川県地域防災計画又は市町村の防災に係る計画に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口 (4) 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示第59号」という。）（地下浸透禁止物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域への湧出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口 2 浄化基準及び削減目標は、水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成8年環境庁告示第55号。以下「環境庁告示第55号」という。）により測定した場合における測定値によるものとする。